

令和5年 第4回定例会

美深町議会議録

令和5年12月12日 開会

令和5年12月15日 閉会

美深町議会

令和5年第4回定例会
美深町議会会議録

第1号（令和5年12月12日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第36号の提案説明
- 第 7 議案第37号の提案説明
- 第 8 報告第4号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告

◎出席議員（10名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
6番 田中 真奈美 君	7番 小口 英 治 君
8番 藤原 芳 幸 君	9番 和田 健 君
10番 荒川 賢 一 君	11番 南 和 博 君

◎欠席議員（1名）

5番 蠍崎 一生 君

出席説明員

◎美深町

町長 草野 孝治 君	副町長 川端 秀司 君
総務課長 中江 勝規 君	総務課上席主幹 小野 勇二 君
住民生活課長 桜木 健一 君	保健福祉課長 小林 一仙 君
農務課長 山崎 義典 君	建設水道課長 中林 秀文 君
会計管理者 後藤 裕幸 君	総務グループ主幹 内山 徹 君
生活環境グループ主幹 川端 健 君	税務グループ主幹 中野 浩史 君

保健福祉グループ主幹 和田政則君 農業グループ主幹 前田直久君
建設林務グループ主幹 田畠尚寛君 水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教育長 杉本 力君 教育次長 大堀裕康君
教育グループ主幹 元岡友之君 教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本 博君 事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守君 事務局長 竹田 哲君

◎議会事務局

事務局長 竹田 哲君 事務局副主幹 服部 満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。本日、5番 蟻崎議員から欠席の申し出があり、これを受理しております。只今の出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第4回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議記録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議記録署名議員の指名を行います。会議記録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、3番 中瀬議員、4番 名取議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から22日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から22日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました請願・陳情等について申し上げます。刑事訴訟法の再審規程の改正を求める意見書採択のお願い、他2件は議会側議案に写しを添付しています。次に閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和5年11月実施の例月出納検査報告、令和5年度前期定期監査報告及び財政援助団体等監査報告、以上3件は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の制定2件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定4件、補正予算

7件です。議会側提出のものは、委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は、名取議員、他合計6人です。一般質問については、本日4名。残りの2名については、明日行うこととしています。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますので、ご理解をお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について、発言を求められていますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。本日第4回の定例会にあたり冒頭、行政報告といたしまして森林脱炭素チャレンジ2023林野庁長官賞の受賞及び姉妹町添田町友好親善訪問の2点についてご報告申し上げます。まず1点目として森林脱炭素チャレンジ2023林野庁長官賞の受賞について報告させていただきます。林野庁主催の森林脱炭素チャレンジ2023の森林づくり部門において、本町の森林に関する取り組みである町内で生産される森林認証材を利用した仁宇布小中学校の建設や、びふか温泉における木質バイオマスボイラーの活用とその燃料となる間伐材を利用したチップの安定供給の取り組み。さらに40年以上にわたり実施し、近年は民間企業と共同開催している植樹祭などが評価されました。このことから令和5年10月4日に、東京都内木材会館で開催された表彰式において受賞者で唯一自治体単独受賞という形で、優秀賞にあたる林野庁長官賞を受賞して参りました。今後も脱炭素に貢献する森林づくりを展開し、森林が持つ多面的、公益的機能の発揮を目指した森林づくりを関係団体の皆さんと連携して取り組んで参ります。次に、2点目の姉妹町添田町親善訪問についてご報告申し上げます。姉妹町添田町への友好親善訪問については、去る11月9日から11日にかけて、わたくしの他、南議長をはじめ商工会、観光協会、北はるか農協、農業委員などの代表者と随行職員2名を含めた全體で10名の訪問団で親善訪問を実施して参りました。添田町との交流につきましては、昭和56年に姉妹町提携以来、相互親善訪問事業や交流活動を続けており、本町から添田町への訪問は本来であれば令和3年度に計画されておりましたが、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度、4年度と2年続けて中止となつたことから平成30年以来5年ぶりの親善訪問となりました。訪問の内容としましては、福岡空港から添田町に移動する際には、平成29年7月の九州北部豪雨によって被災したJR路線を活用し、この8月に開業されました日田彦山線BRTひこぼしラインに乗車し訪問させてい

ただきました。その他、視察や懇談の中では、添田町においても人口減少はもとより高齢化率が45%を超えるなど共通する課題も多いことから今後も情報交換、交流事業を継続していく事を確認することができました。また、添田町役場に訪問した際には、本年7月の豪雨災害復旧のため義援金100万円を寺西明男町長に手渡すことができましたことも併せてご報告させていただきます。この訪問では、添田町から心のこもった暖かいおもてなしをいただき、心から感謝申し上げるところでございます。来年は、添田町から親善訪問団が来町する計画となっておりますので、来町される際には議員の皆様はじめ多くの町民の皆様の心からの歓迎をお願い申し上げ、姉妹町添田町親善訪問の報告とさせていただきます。以上、2点行政報告と致します。

◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告は6人です。本日は4人の一般質問を行い、明日2人の一般質問を行うことと致します。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今年の美深夏まつりに2,000人の参加がありました。と町長は言っておられました。私も今年の美深町に2つのホットスポットを見つけました。美深町の価値あるものを再発見致しました。これから一般質問に入ります。項目 行政。件名 時代の変化に合わせた地域の活性化について。質問の要旨 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。我がまちにおいても、様々なまちの行事、各自治会活動等が再開され、行灯行列、ふるさと夏祭り、町民大運動会等多くの町民の参加があり、まちの活気が戻りつつあります。時代の変化に合わせた「地域の活性化」を、令和5年を振り返り、今後のまちの方向性あるいは未来の方向性として、さまざまな視点、観点はありますが、高齢者、子どもと家族、観光客の方向性に重点をおいて考えていきたいと思います。高齢者の方向性は、オレンジかふえ事業、（認知症講話）への関心が高まり、参加者が増えています。昨今、介護度の高い方が、入所待機者となり、自宅で生活している傾向が見られます。また介護施設での働き手不足や施設の受け入れ員数の減少により、今後より多くの待機者がいる事が予想されます。子どもと家族の方向性では、安心して遊べる場所と子育ての情報交換ができる場所づくりが必要です。さらに、観光客の方向性では、感染予防しながら安心と経済的負担の少ない観光地探しにより、びふか温泉キャンプ場が脚光を浴びている状況です。令和5年を振り返ると、高齢者の声と子

どもと家族の声、さらに観光客の声を耳にするのです。町長に、まちの活性化の方向性についてお伺いします。1、第9期美深町高齢者保健福祉計画・美深町介護保険事業計画の介護保険料の基準額の見直しについて伺う。2、介護認定者の増加を抑えるために健康寿命の延伸と介護予防に対する意識を高めていく必要があると思うが、行政として、フレイブル体操といきいきサロンなどに参加するように広報活動し、高齢者の介護予防の意識を高めてみてはいかがか。3、認知症対策への関心が高まっている中、「ほっとプラザ・スマイル」を健康維持センターあるいは介護予防センターなどの機能のある複合施設にしてはいかがか。4、びふか温泉のキャンプ場において、多くの人が集まり、安心な場所として活気がある。びふか温泉ふるさと館は、美深町の重要な施設であるので、この施設を温泉の宿泊施設にとどめず、町民と観光客が、雨の日、熱中症予防、冬期間などにも室内で、利用できるようにすることで、びふか温泉の施設全体のサービスの向上と経営の改善につながるのではないか。町長の所見をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 名取議員からまちの活性化の方向について4点のご質問をいただきました。まず1点目の介護保険料基準額の見直しについてでございますが、介護保険制度はご承知のとおり介護保険法に基づき介護サービスに必要な費用を公費と介護保険料を財源に運営されております。介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき見直しを行っており、令和6年度から8年度までの第9期計画につきまして、現在策定作業を進めているところでございます。65歳以上の方の第一号被保険者の介護保険料は、介護サービスにかかる費用の総額の23%と国で定められており、この額を第一号被保険者数で割って基準額を決定いたします。第9期計画に係る介護保険料につきましては、現在今後3年間の人口や被保険者数、介護サービスにかかる経費などを推計し仮算定作業を行っているところでございます。要介護認定者数には、大きな変動はないものの、介護サービスにかかる費用については微増傾向にあり、その一方で被保険者数は減少傾向にあります。こうした動きは保険料の増加に繋がるもので、また国において介護職の賃上げなど待遇改善を含む介護報酬のプラス改定や保険料所得階層区分の見直しが行われる見込みであることから、これらが明らかになり次第、最終的な保険料算定を行ってまいります。介護保険料基準額につきましては、第7期、第8期計画、平成30年から据え置いてきたところですが、こうした情勢を踏まえると現在の保険料を据え置くことは、大変厳しいと考えておりますのでご理解くださるようお願い申し上げます。次に、介護予防に対する啓蒙・広報活動についてのご質問でございますが、広報活動についてちゃんとしていないのではないだろうかという風にも質問を受けたわけですけれども、現在社会福祉協議会

が中心となりサロンの活動の周知を行っております。さらに、見守り訪問でサロン等の勧奨、参加の勧奨を合わせて行っているところでございます。また町においても介護予防体操のパンフレットの配布やDVDの貸し出しなども行っております。今後も引き続き町広報等で教室や体操について周知を行い、住民の介護予防に対する意識を少しでも高めていただきたく活動を継続して参りますのでご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。次に、3つ目、介護予防の拠点とする施設についてでございますが、現在保健センターを拠点として、介護予防教室や各種健康教室を行っており、ほっとプラザ・スマイルを新たな拠点とした介護予防センター等複合施設などの考えは現在のところもってございません。認知症カフェなど幅広い方を対象として行っているものについては、皆さんが立ち寄れるほっとプラザ・スマイルで開催しています。今後も拠点は保健センターとし、教室の内容や対象者によって開催場所なども検討しながら開催して参りたいと思っております。最後に4点目のびふか温泉ふるさと館についてのご質問でございます。ふるさと館のロビーといいますか、正式には多目的ホールと申します。多目的ホールについては、これまでキャンプ場利用者の大雨時や悪天候時の避難場所として、一時的・臨時に開放するなどの活用をして参りました。今後においてもご質問にありますように、びふかアイランドを利用する町民や観光客の悪天候の際や熱中症対策としても利用していこうと考えているところでございます。しかし、ふるさと館の多目的ホールはご承知のとおり今まで大人数での会食の会場などとして利用されてきており、これらの会食は営業収入の1つとして重要な収入でございます。名取議員のおっしゃるような継続的に専用する活用は経営面での影響も少なくないと思われますので、他の用途として利用することは現段階では難しいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、町長がおっしゃるように算定は高くなるでしょうということは理解できます。昨今、高齢者は物価高で苦しい状況になっています。この状況の中で、第9期の介護保険料の基準額をどのように考えているのか、町長の配慮の部分についてお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今再質問の中で、物価高、高齢者、苦しんでいるというようなお話をございますけれども、高齢者だけではなくて、全ての皆様が物価高に直面しているのかなと思います。町長の配慮というお話をございますけれども、私も介護保険について今回の計画の中でレクチャーを受けてきたわけでございますけれども、これ簡単にというか町の予算を繰入するということにはならない制度でございます。そういういた部分も含めて

気持ちとしては良くぞ 7 期、8 期と 6 年間も据え置いてきたのかなという風に思います。その部分がこれまでの前の町長からの配慮だったのかなという風に思いますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） 町長の言っていることもですね、わかりました。ここではまだ、その基準額が決まっていないということでしたので、町長の配慮だけを聞いてここでは終わりたいと思います。次に、2 番目の質問に入ります。コロナ前は歩いている方も沢山おられました。コロナの影響で歩いている人も少なくなりました。コロナが明けても今度は熊が不安で歩くのをやめたという人がいました。不安で介護予防運動ができずに認識が遠のいている状態です。不安な町民の状況に対して安全対策をどのように考えておられますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ウォーキングですか。また町内を走っている方もいますし、コロナ前、コロナ明け、今少なくなっているということで日中、私はそんなに見ていないので、夕方ですとか、そういった部分では、走ったり歩かれている方、コロナ明けからそんなに減ったという雰囲気はもっていなかったのですけれども、今、日中のことかなと思うのですけれども、熊の不安については、本当に人的被害があったら大変ですので、対策を早急に今進めているところでございますけれども、日中明るい時であれば大丈夫かなと私は思っているところでございます。安全対策、熊に対する安全対策なのか、その辺がちょっとわからないのですけれども、私も町長になってから老人クラブというのですかね。七福クラブさんですとか、あと全町の高齢者の方々ですとか、あと今回上川北部というか、そういう高齢者のボランティア研修会等々でお話させていただく機会がございました。そんな中で、コロナ明けの再開をしてきたという部分に合わせてフレイル予防について常にお話させていただいておりますので、名取さんのフレイル予防ずっと聞かされておりますので、それには常に意を配して参っていますし、今後ともそういう形で町民の方にお話しして伝えていきたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 4 番 名取君。

○4 番（名取明美君） 本当に町長は、健康寿命からフレイル予防まで幅広く講演とか高齢者の講演とかしてくださっているのは常日頃聞いております。今まで冬期間の中だけで 2 回なのですが、フレイル予防体操というのがありました。外に出なくても安全な場所で行われる介護予防運動だと思うのですが、意識づけのためにその予防運動のフレイル予防運動を 1 年間とおして防災電話で流すということはいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） フレイル予防について通年普及PRしてはということで、動画か何かのことですか。びふかスポーツクラブご承知かと思いますけれども、コロナ中も色々動画とか健康体操の部分についても流してきた経過がございます。どういう形になるかわかりません。動画になるのか、広報誌になるのか。また色々な団体を通して先ほどDVDの貸し出し等も行っているということなので。どういう形で、通年そういう形でPRできるか、ちょっと担当を含めて、関係団体含めて、その辺についてちょっと相談というか、検討をさせていただければなと思っております。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 検討よろしくお願いします。2019年国民生活基準調査では、介護が必要となった主な原因の1位は認知症、2位は脳血管疾患、脳卒中です。3位は高齢による虚弱フレイルであります。認知症が重要視されています。いきいきサロンはふまねっとによる転倒防止と脳トレによる認知症防止を目的としております。コロナ前のいきいきサロンは午前10人前後、午後30人前後参加していましたが、今では20人前後くらいで中々増えません。いきいきサロンに参加するように広報していただきたいと思うのですが、介護予防の意識づけにフレイル体操といきいきサロンに参加してもらうように広報していただけませんでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと詳しい内容まで抑えきれていないので、どのように答弁したらいいかなという風に思うのですけれども、広報はこれまでどおり対応されているのかなと思っていたのですけれども、広報の原因が少なくて参加されていないのか、何か他に参加されない理由が逆にあればご教示いただければありがたいなと思います。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 今、町長が言われましたように色々な原因があるとは思います。時代とともに本当に寿命が延びておられます。そして認知症も多くなってきております。寿命、男性81歳。女性87歳です。特に認知症は寿命が延びている女性に多く見られます。介護予防の中で、本当に取り組まなければならないのは、認知症対策です。町長はこの認知症対策については、どのようにご理解というか思われていますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 自分もそうですけれども、両親健在でおります。90前後になってきてますので、すごく心配していますし、すでに認知症の初期の方、進んでいる方色々あるかと思いますけれども、どのようにお考えか、認識しているかということですけれど

も、その家族、が大変なのかなという風に認識しているところでございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） わかりました。次に、3番目の質問に入ります。先ほどまで意識づけの話をしていましたが、具体的には出かける行動、集いの場が必要であります。今年のホットスポット1つ目は、第2町内会で管理しているほっとプラザ・スマイルです。オレンジカフェ等、特に認知症講話には関心が高く、参加者がとても多いことです。高齢者の要望は昔の言葉でいいますとボケたくないことがあります。オレンジカフェ月1回、ほっとプラザ・スマイルで行われている認知症講座には沢山の人が集まり、町民も認知症に非常に关心を持っています。フレイル体操といきいきサロンとオレンジカフェは重要な事業であります。ほっとプラザ・スマイルの目玉はお風呂です。ほっとプラザ・スマイルに健康維持センターあるいは介護予防センターとしての機能を活用した多角的複合的施設として維持していただきたいと思います。先ほど、町長は保健センターを拠点にしているということでした、保健センターは保健センターでそこが拠点でいいのです。ただ具体的には出かける、集う、お風呂に入る、心と身体をリラックスさせてのびのびと運動機能の維持、向上ができる環境づくりとして低運動器具の設置が必要だと思います。定期的な講話を行う時などにも運動機能をチェックすることも大切だと思います。特に、認知症予防としての脳への知的運動と身体的運動歩くことは大切です。町内の歩いて行ける場所にフレイル体操としてのほっとプラザ・スマイルの存在は重要となります。町長に伺います。ほっとプラザ・スマイルの多角的複合的施設の活用について、先ほども答弁ありましたが、また別の考えがありましたらよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） はい。ほっとプラザ・スマイルの目玉は、お風呂ということでご質問ございましたけれども、基本的にはご承知のとおり第2自治会のコミセン、それと旧老人憩いの家、その浴室が公共浴場も合わせての機能を果たしていると思っておりますけれども、基本的といいますか、大原則として拠点は保健センターですよということは認識していただければいいかなと思います。そういった中で、先ほどご答弁いたしましたけれども、教室の内容や対象者によって開催場所などほっとプラザ・スマイルも含めながら引き続き進めていくという風にご答弁させていただきました。本当に今のご質問だとお風呂をはじめ、多くの方々に利用されているということで、本当に私も嬉しく有難いなという風に思っております。高齢者の方々のお話をする時に、私はいつも言うのですけれども、「きょういく」と「きょうよう」は大切ですよと。「きょういく」というのは、「今日、行くところがある」「きょうよう」というのは、「今日、用事がある」ということで、そのきょ

ういく、きょうようについて常にお話をさせていただいている。そういった部分で、ほっとプラザ・スマイルも有効活用されているのかなという風に思ってございますので、今後高齢者の福祉計画等も策定されます。現状として保健センターは拠点でございますけれども、そういった中、ほっとプラザはほっとプラザの条例等、設置条例により目的が決まっておりますので、その辺も含めてご意見、引き続きお聞かせいただければなと思います。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 最小の予算で最大限の効果を生むことを考え、つくっていかなければなりません。このことは箱をつくれば良いということでもなくて、いかに活用するかが最も大切なことと感じました。ほっとプラザ・スマイルを最小の予算で最大の効果のある施設になるような選択によりほっとプラザ・スマイルの維持管理に繋げていただきたいと思います。次に、4番目の質問に入ります。今年のホットスポット2つ目は、びふか温泉です。びふか温泉は、コロナの影響があり、客が来ない、儲からない、楽しくないなど経営の問題解決の糸口が中々見つからない状況でした。ところが、今年のびふか温泉のキャンプ場は客が多い、お金を使ってくれる、楽しめる、そんな場所に変わったことに、ちゃんと見てほしいと私は感じました。キャンプ場じゃないところまでも10も20もテントが張られている状況でした。例年、本州の観光客が利用されているキャンプ場に、家族連れが道内各地から美深町のキャンプ場に殺到していたのです。地域活性化のチャンスを見逃すのはもったいない。何とかして美深町が活気あふれるまちになるよう考えなければならないと思いました。新たに施設を建てるのではなく、今ある、先ほど、ふるさと館といいましたが多目的ホールですか。多目的ホールを活用し、子どもとその家族が楽しめる場所づくりを考える必要があると思います。例えば雨の日でも遊べる場所、高温から避ける室内の遊び場、冬の期間に室内の遊び場が必要だと思います。子どもの居場所づくりとお母さんと子どもを見守りしながら憩いの場所としてカフェの設置も必要だと思います。子育て世帯への交流の場としても重要な場所づくりとなります。その流れは、びふか温泉の集客へと繋げ、多角的複合的な温泉施設が経営の改善に繋がると思うのですが、私はそのように思います。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ホットスポット2ですか。2番目の答弁についてご提案というか、お話しいただきました。キャンプ場、殺到しているというお話ですけれども、これは今年のことかなと思うのですけれども、以前からびふか温泉、失礼しました。正式名所をお伝えしますけれども、あそこはびふか温泉のキャンプ場ではなくて、びふかアイランドキャンプ場です。そして、びふかアイランド、びふか温泉のびふかはひらがなです。固有名詞

ですので。漢字だとちょっと。固有名詞ということでご理解いただければなという風に思うのですけれども、そのキャンプ場については、コロナ禍にあっても殺到していました。今年以上にコロナ禍の方が売込みが多かった年も実際ございます。やはりこれは整備した時から道北観光の拠点ということで、稚内、日本海、オホーツク海、あそこを拠点に道北観光の方が多く訪れる施設ということで、キャンパーの中でも有名ですし、本州からモリピーターが多く来られているというような施設ということでご理解していただきたいなと思います。今、子育てというか、子どもの部分とキャンプ場のキャンパーの部分とちょっと対象が違うのかなと私は思っています。私もキャンプ、今年は1回しかできなかったのですけれども、好みますけれども、キャンプする方は室内、もし他のキャンプ場に行っても温泉は入るかもしれませんけれども、室内のところで遊んだりとか、子どもを連れて行って遊ぶようなことは言い過ぎかもしれませんけれども、求めていないのかなと思います。やはりアウトドアを楽しむということですので、森林、自然の中で満喫する、まったりする。雨が降ってもテントを張ってそこで癒しを求める。リフレッシュしたりストレス解消したり。そういう意味のお客さんが中心なのかなと思います。そして殺到しているということもあって、びふか温泉に入浴する方がほとんどだという風に伺っている部分もございます。今のご質問は、冬の室内の遊び場、カフェ、子育てという部分で、ふるさと館の多目的ホールを活用できないかという話かと思いますけれども、先ほども答弁したかと思いますけども、継続的に占用するということにはならないのかなと思います。それであればまたもうちょっと町内というか身近な場所も今ある施設を有効に、そういうことで活用をさらにできるようなことで研究できないのかなという風には思っていますけれども、そもそもびふかアイランド、そしてキャンプ場ふるさと館、それぞれ目的もって既に有効活用されている施設ということでご理解いただければと思います。ホットスポットということで今回2ついいお話を伺いさせていただきまして、本当に私も嬉しく思っております。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 固有名詞といいますか、間違ったこと申し訳ありませんでした。町長のおっしゃっていることは非常によくわかります。でもですね、今はどこのまちも単独目的の施設で運営していく事が難しい時代です。多角的、複合的に色々な目的を組み合わせて予算を考え、経営を成り立たせている状態です。時代にあった施設、今は単独施設の時代ではないと思います。複合的な施設に変わりました。しかし、この複合的施設も時代とともに変わるときがきます。だからこそ、箱をつくらずに今ある施設を活用することで無駄なくあるいは時代の変化に合わせていくことが大切だと思います。これが最後の質問です。ほっとプラザ・スマイルの維持・管理とびふか温泉の経営改善のための選択が活

気溢れる地域づくりに繋がるよう期待いたします。町長、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 統合というか複合的施設というようなお話をございましたけれども、他の自治体も含めて、これから時代、施設の見直し、また施設を新たに整備する場合は、そういった部分を含めて統合や複合化、自然とされていく時代になっているのかなという風に議員のおっしゃるとおりかなと思っております。いずれにしてもホットスポット2つとも指定管理者の運営となってございますので、今後とも議員さんの発言を再認識して今後の調整を進めて参りたいと思っているところでございます。

○4番（名取明美君） これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で4番 名取議員の質問を終わります。

次、3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） これより一般質問を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。まずは項目は、産業。件名につきましては、水田活用に伴うブロックローテーションの課題について質問させていただきます。6月の定例会でも一般質問させていただきましたが、水田活用直接支払交付金につきましては、令和8年度に廃止される事業であります。令和5年度におきましては、畑地化支援対象者が43件、194ha程度が該当になる見込みで、水田活用直接支払交付金は約1億9,800万円程度となることが予想されており、昨年度に比べると約1億円の減額となる見込みであります。美深町の水田面積及び将来において安定的な農業収入を守るために基盤整備を実施しブロックローテーションを活用した収入の確保は不可欠であると考えます。交付金がなくなることにより、生産者が先の見えない中での自力施工には事業費の負担が大きいため限界があるのではないかと考えております。また国等の事業におきましては、事業要件や事業申請に3年程度の時間を要しますし、実際に該当する事業が見つからない事案がございます。事業が見つからないまま水田活用直接支払交付金が廃止される前に、町の課題に対する対応策や支援について町長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） まず項目1、産業。水田活用に伴うブロックローテーションの課題についてのご質問についてご答弁申し上げます。畑地化促進事業については、先般国会において補正予算が成立し、美深町では農業者自らが取り下げたものを除き、保留となっていました、議員の質問にありましたとおり194ha、43戸全てが採択され、約3億1,100万円が対象農家に交付される見込みとなっております。一方で水田活用の直接支払交付金については、令和4年度に約2億7,700万円であったものが、令和5年度

は約1億9,800万円となり約8,000万円が減額する見込みとなっております。美深町の試算では、令和8年度以降の対象は水田農家のみとなり、17戸で約6,600万円になると見込んでおります。1,970年代から続いてきた、国の減反政策に伴う補助金も大きな転換期を今迎えているところでございます。ブロックローテーションを活用した収入の確保は、農業経営の手法の1つとして、理解は致します。これまでいつでも復田可能な農地として交付を受けてきたのが転作田でございますが、水田として活用していた頃から年数も経過しており、実際に復田するには相応の事業費がかかるものかと思っております。こうした経費をかけたとしても、ブロックローテーションによって5年に1度水張を行うことで、その後4年間はこれまでどおりの交付金を受け取ることが可能になり収入の確保に繋がるものと考えております。ご質問にもありました、国や道などの基盤整備にかかる補助事業では水田から畑地に促すための事業やスマート農業に対応した大区画化するための事業はあるもののブロックローテーションによる復田を推進するための事業についてではないと伺っております。これはいつでも復田できることが交付要件となっているためだと思慮されます。本町においては、これまで小規模土地改良事業により排水不良な農地に対する暗渠、明渠排水の改良に対して支援を行って参りました。今後も引き続き支援するとともに近年の物価高騰、燃料高騰、人件費の上昇といった社会経済情勢の変化に対応するため令和6年度から中瀬議員からもこの間の議会において補助の充実についてご質問ございました小規模土地改良事業をはじめ各事業の補助単価や補助限度額を増額して経営の安定化を図るように進めて参りますので、ご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 町長のおっしゃるとおりだと感じるところはございます。ただ、水田から畑地化に促すための事業は水活に伴うブロックローテーションとは別の話なのではないのかなとは思ってしまいました。今年度令和5年度も自力施工で基盤整備を実施している生産者も4件おります。機械の大型化に伴う作業の効率化に向けた区画整備等を含めて令和8年度までという期限が決まっている中で、美深町の水活や水張面積をどうにか維持しなければいけないのかなと考えるのですが、もう一度その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと私もそのブロックローテーションと輪作体系の部分、どのような違いというのがちょっとよく理解ができていないと思うのですけれども、水田から畑地への転換は、そんなに難しくないのかなという風に思いますけれども、畑から輪作

体形ができる水田にするという部分、やっぱり透水性または排水良好な農地でないと難しいのかなという風に思っているところでございます。なので、先ほども申したとおりこれまで交付金対象となっていたのは、いつでも復田できるよとそういう農地が対象になっていたわけですから、そこはあまり厳格化というか、突き詰めるとちょっと進めづらくなるのかなと私も思っているところでございます。その辺、先ほど申しましたけれども、小規模土地改良事業等々でなんとかカバーできる部分、そしてまた土地改良区からもそういう用水路のしばらく使われていなかった部分も支援の要請等も参っていますので、その辺新年度予算、J Aさんの要望は来週と伺っておりますけれども、その辺も受け取りながら考えていかなければならぬかなと思います。まずは生産者、そして生産者組合、そしてまた本町においては水田協議会ですか。そういった部分での議論を積んで、何とか現在ある美深町の水張面積 217 ですか。日本北限のもち米団地、自信を持って誇りを持って若い方に経営を繋いでいければなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） そうですね。今後とも農業の発展支援に対して再度お願い申し上げまして、今回の質問は終了したいと思います。続いての質問に移らせていただきます。項目は、行政。件名につきましては、少子化対策に向けた子育て事業の拡充について質問をさせていただきます。美深町では様々な子育て支援を行っており、更なる拡充が期待されるとと思われますが、その中でも出産を予定している方や出産された方々への更なる手厚い支援が不可欠であると考えております。現在、美深町で出生された子どもは、令和2年では19人、令和3年で14人、令和4年では19人となっておりますが、亡くなっている方々が約4倍の人数になっており、人口減少がより一層深刻な問題となっている状況であると感じております。美深町で子どもを育てたいという方を1人でも多く増やせるような少子化対策が必要ではないかと考えるので、準備金や祝い金等の増額の考えはないかお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 少子高齢化に向けた子育て事業の拡充についてのご質問についてご答弁を申し上げます。今、議員が質問されたとおり出生数が中々伸びない、その中で亡くなられる方が増えているということでございます。令和5年においても11月までの出生数は15人、亡くなられた方は76人ということになってございます。そういう厳しい状況、将来に向けて、今度学校運営、そして美深高校、そういった部分にもちょっと心配されるのかなという風に思っております。少子化対策につきましては、これまで出産・子育て応援給付金の給付、保健師による相談事業の実施など妊娠期から子育て期まで安心し

て過ごせるよう支援しているところでございます。政策予算ご承知のとおり妊娠期5万円、出産5万円というような形で本年度から支援を進めているところでございます。またまち独自の支援策として不妊治療に取り組む方の不妊治療費の自己負担分や、高校生までの医療費無償化など政策的な事業を第2回定例会で予算措置したばかりであり、現時点で増額の考えは持っていないというで、ご理解いただければと思います。少子化・人口減少を抑制するためには若者をまちにいかに繋ぎとめておくかが重要であり、パートナー対策、子育てしやすい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める中で、結婚から出産、子育てにいたるサイクルを確立し、定住に繋げていく必要があると考えております。パートナー対策は従来から農業者を中心に続けておりますが、より効果をあげるために若者の意識の高揚と新たなツールの活用など、時代に即した対策が必要であると感じております。若者たちが結婚して家族を持つことに憧れを持つことができるよう見本を示すことが大切だと思います。安心して結婚から出産・子育てをするためには農業の活性化による所得の確保による経済的な安心と相談支援や保育体制の確保による精神的な安心が重要と考えており、新規開業や担い手確保、就労環境整備などを進めるとともに、保健師による相談体制、児童センター機能の維持に一層努めて参ります。先ほど、農業の活性化と申しましたけれども、農業だけではなくて全ての産業の活性化による所得確保が必要かなという風に考えているところでございます。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 相談体制については、手厚い支援をいただいておりますし、そういったお話を聞いております。ただ産休や育休に伴う経済的不安といいますか、そういったものが先ほど申し上げられました産業の活性化の所得による所得の確保というのと、町独自の支援体制というのは、ちょっと異なるかなとは個人的に思ってしまうので、もう一度町長の考え方だけを教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ご承知のとおり少子高齢化、これは私、美深のまちだけではなく多くの自治体で抱える大きな問題かなと思います。これは地方だけではなく、都市部でも今後をおこってきているという部分で伺ってございますけれども、そういった中でこれはあくまでも国の責任で、私はやってもらうべきかなと思っております。その中で、地方自治体でできることを色々な様々な部分含めて検討して対応、それも地道に進めていくしかないのかな。少子高齢化の部分について色々な方々のお話を聞く機会がございます。特に美深町では今年不妊治療、年間20万の限度でございますけれども、こういった地道な施策を打つことが大切だということで、講師の先生からはご指導いただいているところと

いうことでご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 今後とも手厚い支援お願い申し上げまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、3番 中瀬議員の質問を終わります。

次、6番 田中議員。

○6番（田中真奈美君） いつもここに立つと緊張が止まらない私なのですが、今日もいつも以上にちょっと緊張しております。多くの方々の子育てする保護者の方々の意見を今回聞かせていただいて、今回の質問の要旨、件名とさせていただいております。項目については、教育、件名は子どもたちの部活動・少年団についてです。2023年から本格的に動き出している教員の働き方改革として部活動の運営体制が取り上げられています。現在、美深町ではボランティア休暇を取りながら小学校などで指導をお手伝いしている方もいますが、指導者不足の問題もあるように思われます。部活動の選択肢も少なくなったため、子どもたちのスポーツ離れは長い目で見た時に深刻なもので、健康な心と身体づくり、最終的にはちょっとスケールが大きくなってしまうのですけれども、健康寿命にも繋がってくると考えています。現在は、多くの小中学生が少年団や部活動に入っておりますが、今後もスポーツに親しみながら身体づくりをしてほしいと考えた時に、今から様々な問題点について考えて美深町独自の取り組みを進めていくべきか。これから本格的な地域移行が進んだ際に、日が落ちてからの練習となることも想定した時のナイター設備も含めたこれからの対応としてどう考えているのかを教育長にお伺いしたいと思います。1つ目は、今から進めていかなければならないと思われる外部指導員の派遣や指導者の育成について。2つ目は、ナイター設備の現在の状況についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 田中議員から子どもたちの部活動・少年団活動について2項目にわたってご質問をいただきました。ご承知のとおり文部科学省では、令和2年度9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革についてとりまとめ、北海道教育委員会においても各地域で実証事業を進めています。地域の事情に応じて取り組みを進める必要があると考えております。本町の状況を踏まえ、2点のご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。はじめに現状についてですが、学校教育の一環として行われる部活動は生徒が自主性で多様な学びや経験をする場として教育的意識が高いことから学校の主体、自主性で進めています。指導者についても学校生活と部活動は密接に関わっており、教職員が

指導にあたっている状況であります。少年団活動についても同様であります。このことから教職員の配置については、部活動・少年団活動を指導できる教職員を継続的に北海道教育委員会に求めて参りました。外部指導者につきましては、現在の国の指針では具体的に指導する人材の資格等の有無については示されておりませんが、地域指導者が指導する場合は、その競技の専門的な経験と知識に加え指導中の問題が発生しないよう事故防止、安全対策、スポーツ指導におけるコンプライアンスなど現状のスポーツ少年団指導者と同等の学識、資格が想定されます。スポーツ庁では、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、運動部活動の地域への移行を実施するため、地域におけるスポーツ環境の整備と子どもたちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しむことを目的として運動部活動地域移行における受け皿として総合型地域スポーツクラブとの連携が示されております。本町においても美深スポーツ協会、NPO法人びふかスポーツクラブが活動しておりますので、今後地域移行の取り組み状況を踏まえながら部活動とびふかスポーツクラブの連携についても1つの方策案としての可能性が考えられます。教員も地域住民の立場として地域と一体となって活動していただく可能性もあるのではないかと考えております。また地域の指導者や子どもたちの指導を目的とした資格取得、各スポーツ団体等における研修等に要する経費につきましては、これまで美深町こどもスポーツ文化未来基金を活用していただいております。未来基金は、子どもたちのスポーツ、文化活動を支援するため、指導者資格、審判員の資格取得の講習も含めてございます。規約に定められた範囲内の助成となっておりますが、幅広くできる限り支援を行っておりますので、ご理解いただければと考えております。将来的に学校と地域が協働・融合した部活動・少年団活動の実現に向けて美深町の教育・スポーツ関係者がそれぞれの立場で協力、協議しながら児童・生徒にとって望ましい活動の実現を目指し、本町の実態にあった活動を行っていきたいと考えております。いずれにしましても、地域の皆様のお力が必要となる取り組みですので、ご協力いただくことをお願いし、こちらのご答弁といたします。次に、ナイター設備の現状についてですが、屋外体育施設では運動広場グラウンド、ゴルフ練習場、スキー場にナイター設備が設置されております。現在、テニスコートにつきましては、以前設置されていましたけれども、現在は照明は設置されていない現状となっております。以上、2点についてご答弁申し上げます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6（田中真奈美君） まずナイター設備の方についてもう一度確認させていただきたいのですけれども、運動広場っておっしゃっていましたかね。設備がある。そちらについては、例えばサッカーだったり、野球だったりとかできるような状況に今整備というのはさ

れておりますかね。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 全面的なナイター設備にはなっていませんけれども、一部の南面の方については、できると思われます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） でしたら、例えば夜ナイターで地域の方々が子どもたちにスポーツを教えるときに夜の活動になりますよともしなった場合についてもそちらの会場、広場を利用したスポーツ競技だったり、練習だったりということを行うということは可能かということがまず1点。それと先ほどテニスコートについては、今施設の方がないというお話をされたのですけれども、実際に今中学校の方については教員が指導していく部活とはなっているので、今のところナイターで使うということはないかも知れないのですけれども、もし何かそういうことが起きた場合に、そのテニスコートへの例えばナイター設備をどこかにあるものをちょっと移してということは可能なのかどうかということもちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 委員会としては、運動広場ですので、複合的な部分で利用していただけた方が、あるものですからどんどん利用していただきたいなということで利用は可能だと考えております。あと、テニスコートについては、今中学校のテニス部女子が特に多い状態で、ただこれが将来的にそういう風にいくのかどうなのか。また多分照明が必要となる時期、時間帯というのは、多分9月の初旬から10月にかけてかなと、今の部活動の時間帯から見ると。そうした中でどこかの物を持ってきてやるというナイター設備は、それは安全性の確保もありますので、しっかりしたナイターではなくてはいけないので、一旦また戻していかなくてはならないということになるので、今のところちょっと厳しいのかなと考えております。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） ナイター設備の現在の状況についてはわかりました。実際に、ちょっと少年団の方々の方から集まりがあった時に、もしこれが本当に地域移行していく時に、ナイター設備や何かがどうなっているのだろうという話が実際にあったそうです。なのでちょっと確認のためにお伺いさせていただいたものでした。それで、まず教育長の答弁の中の外部指導や1番の指導者の育成の方についてだったのですけれども、現在の状況でということで、学校の教員の方での指導でというお話をでした。ただ、今後のことで考えていった時に、今この文科省ですか。あとスポーツ庁の方で話を進めている地域

移行の流れというのは、本当に美深にとっては良い機会なのではないかなという風にちょっとと思っているのですよね。実際に、学校の先生が今は部活だったりとか見てくれているのですけれども、大体試合があるのは土日だと思うのですよね。そうなってきた時に令和9年には教員の土日の引率というのが、恐らく不可能になってくるのではないのかなとちょっとと思っておりまして、そうなった場合どうしても地域の方々に色々な指導だったりというのをお願いしていかないといけないことが増えてくる。実際にこの地域移行の方が町としてどういう風な今現在の流れになって、話し合いが行われているのかというところも含めて、実際に話し合いがされているのかなということがちょっと実際にスポーツを行っている指導している方々も不安になっていることが実際にあるのではないかと思っています。実際に、教育委員会サイドの方で部活動だったり少年団だったりのことについては、私よりもいっぱい聞いていることもあるかもしれないのですけれども、実際の声として部活動や少年団がその地域だけで行えないことで合同で行っていることだったりとか、中体連が部活だけではなく地域のクラブチームや少年団として参加が可能になったこと。それから実際に小学校の時に続けていたスポーツが中学生になると部活がなくなって同じスポーツを続けていけなくなることなどの今課題があるとちょっと聞いています。学校側に今の指導内容をお願いするのは1番大人が小さい子どもたちに接するのは教員なので、そのあたりで先生方がこのスポーツやろうぜと勧めていくのはいいこととしても、やはり地域が美深町として支えていくスポーツを続けて、子どもたちに続けてもらうということが大事なことなのではないかとちょっと思っているのですよね。今回の先ほども申し上げましたけれども、地域移行についての話は、そもそも教員のためでも、大人の都合のためでもなくて、子どもがスポーツを続けていくために地域としてどうしていくべきかをちょっと考えていくものなのではないかなという風に思っています。先ほど、教育長の方もおっしゃっていたスポーツを親しむ受け皿を美深町としてどうつくっていくべきかというのを今一度考える良い機会なのではないかなと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 多くの内容を今ご定義いただいてどこからちょっと答えたらいかちょっと迷っているのですけれども、ご答弁漏れがありましたらまたお願いしたいと思います。ちょっと全体的な話としては、もう1つは少年団と部活動はちょっと切り離していただいて、クラブに参加している、クラブというのはクラブチームにね。そこもちょっと切り離していただきたいと思います。というのは、それだけ目的だとか用途だとかあり方だとかちょっと違いますので、まず1点部活動についてご説明いたします。部活動は、1番今文科省で言われているのはここですから、部活動というのは教育の一環としてやっ

ています。そうした中では今までそうですし、教員が指導して当然その人がずっと監督となって土日もやっていくというパターンが1番今まで相応しい状況かなとわかっていますし、ただ今働き方改革で土日だとか色々なことを言っていますので、教員がもう1つ日曜日に教員としていくのはあれなのですけれども、地域のどこかの受け皿となる団体のその会員となっていく分にはいいのかなと。私は、やはりそれが1番理想なのかなと。ただ、中々ならない昨今の状況だということも理解しております。そうした中で、受け皿をどうするかという問題なのですけれども、非常にそこは難しいのかなと思います。というのは、受け皿というのはちょっと表現が悪いのですけれども、そこをやっていく部分では指導者をどういう風にやっていくかと。例えば今4時くらいから各少年団も中学校の部活動もやっているのですけれども、例えばナイターのできる時間帯にそこを持っていくと例えば仕事が終わって6時から6時半からやってその空白の区間を埋めるという考えではないと思います。やはり時間は一緒に持っていくというのが理想だと思います。美深のところを考えるとやはりもう既にそういう時間帯でクラブなり部活を終えて、次の公文だとか色々な文化的な団体とかやっていますので、例えばですよ、そこを切っちゃって夜がなくなると部活動をやる人自体が、少年団をやる人事体がどちらを優先するかという問題もありますので、少なくなる可能性もあります。今、全国的に問題なのは、その4時くらいから外部の指導者が来て、ずっと6時なり6時半、7時くらいまで指導する人をどうやって確保するかというのが、中々全国的に確立されていないというのが現状でございます。そうした中で、北海道でも実証実験とかやってているのですけれども、全ての自治体が参加できないとかそういう部分もありますので、それらを含めながら美深としても形的には1つ大きなそれはスポーツ庁の指導でもありますので、当初令和7年度までその形を作りなさいといったのですけれども、それを全国的に進まない部分だとかコロナの部分があって、今期限というのが中々定められない状況なのですけれども、そうした中で今回北海道が実証実験をやって、色々なアドバイスだとか何とかが6年度にくるようになっていますので、それらを見極めて美深型が良いのか、これから広域という話も出てくると思いますので、そういう部分が良いのか、それらの状況を見て教育委員会は方向性を決めていくということになろうかなと考えております。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 今ちょっとお話を聞いた中で、北海道が今実証実験をやっているということだったのですけれども、北海道の実証実験というよりも美深がまずどう考えていくべきかということをちょっと考えていただきたいなと思っておりまして、実は昨年12月にも先輩議員がスポーツのことについて一般質問をしている経緯があります。その

中で、実は北海道では3人の提言に対してのアドバイザーがおりますということで、その先輩議員の方のちょっと議事録見ているのですけれども、ちょっと読ませていただきますね。管内ではアドバイザーを呼んでスポーツ関係者にその地域にあった活動はこういうものではないですかというような会議等を開いているところもありますというものがあって、ちょっと私も色々調べてみたのですけれども、実際にアドバイザーを派遣してその地元のスポーツだったり環境だったりに合ったそのどういうものが良いのかというものを考えていくようなアドバイザーがいらっしゃるという風にちょっと聞きました。実際にそのアドバイザーの方々は総合型地域スポーツクラブの方でこういうものが他の地域ではやっていますよだったりとか、実際にマネジメントしていた方々がその自治体にあってカスタマイズをしてくれたりというようなものがあるそうなのですよね。そういう実際にアドバイザーからの助言だったりお話だったりというのは、今美深は話を聞いてみたりとかすることってやっているかちょっとお伺いしてもいいですか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） アドバイザーからの助言だとその辺は美深はやっていません。ただ、今道内でやっている部分でいくと総合型スポーツクラブ等を運用した中でやっているのは、伊達とかが進んでいるんですよね。どうしても学校がそこには1つのメンバーとしては入っていっています。というのは、入らざるを得ないのです。というのは、やはり部活だとかスポーツ活動というのは、中学校でいくと授業の1つの過程の一環ということでやっていますので、あと他のところでも実証だとか補助をもらってやっているのですけれども、全てのものをやっていません。部分的なスポーツ。例えば野球だとかサッカーだとか、というのはやれるところはやっているという状況で、美深も逆に言えば私からいくとよく調べてみると今まで一定程度総合型スポーツクラブの方で色々やっていただいて、先生の指導者じゃない少年団もありますので、当然クラブもあります。部活もあります。進んでいるのかなと思います。そういう意味では一定程度。例えば先ほどボランティア休暇という話を質問の中で言ったのですけれども、ちょっとボランティア休暇ってそれが何を指しているのかわからないのですけれども、例えば柔道や何かだと中学校に指導者がいませんので、部活動ではなくて授業にも職員が行って指導しているような状況があります。そして、あと少年団から幼稚園から高校まで含めて少年団活動として、さらに土日とか指導してくれているそういうのは、本当は全体的にということだと思うのですけれども、中々そこは教員も働き方改革で人手不足かもしれないのですけれども、日本全国そういう状況ですので、指導者についても相当不足気味に今後なっていくだろうと。今は経験しているお父さん、お母さんたちが複数いますので、一定程度教えていただいている部分というのは

有難いなと思いますけれども、今後ますますその辺のスポーツのやらない方が出てくるのかなと思って危惧しているところですけれども、いずれにしろアドバイザーの意見も聞くことも重要だと思いますし、道のスポーツ庁の指針もありますから今後方向性については、やっぱり6年度については色々な関係する団体と協議しながら形的なものはつくっていかなければならぬのかなというご答弁を先ほどもさせていただいた次第でございます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） そうですね。是非、各、今その実際にスポーツを行っている団体の方々、指導者含めてですね。教員ももちろん入れてになると思うのですよね。本当に話し合いをまずしていくことが1番なんじゃないかなとは、私は思っております。意外とですね、新聞報道に載った事実じゃないようなことだったりとか、事実なのでしょうけれども、そういう風に報道に載って先に動いているところというのが、どうしても目立って見えてきてしまうじゃないですか。そういう風なものが見えた時に美深ってどこまで、どういう風に進んでいるのだろう。実際、家の子どもたちスポーツやっていくのにどうなのだろうという不安の方が多分煽られてしまうのではないかと思うのですよね。そうなる前に、まず美深としてはこういう風に進めていきたい、皆さん何かありますかということでの話し合いの場がまずあって然るべきなのかなという風にちょっと思います。多くの方々の意見を全部聞いて取りまとめるというのは大変な作業なのかもしれません、やっぱり今後美深の子どもたちは美深で育てるということを考えた時に、実際に部活動は先ほど申し上げていただいたとおり教育の一環ではあるとは思います。なのですけれども、やはり本当に今回のものというのは、良い機会なのではないかなと思っているのですよね。先ほど、柔道の話が出たのでちょっとここをお伺いしたいなと思うのですけれども、先程ちらっと言いましたが中体連が実際に今少年団として中体連、今までだったら学校名で中体連でないと参加ができかったのがクラブチームだったり、色々条件があるのですけれども少年団名で出てよくなつたというのはご存じでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 令和5年度からそういう部分も可能となっております。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） その中で、ちょっとこの少年団で中体連に出る時の費用をその辺りというは、どのようなものになっているかちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 各種大会で色々な規定があるのですけれども、それはスポーツ文化未来基金の方から出るのですけれども、中体連として出る分には全額それから補助と

いうことになります。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 確認させていただきますが、少年団名であっても中体連に出る時は、全額美深の教育委員会の方で見ていただけるということですね。はい。わかりました。ちょっとそれを聞いて安心しました。恐らく学校側の方にその部活のその交付金だったりとか助成金だったりというのをもう教育委員会の方から振り分けて渡しているものだと思うので、恐らく少年団名で出た時に中学校名じゃなかったときに、ちょっとどうなるのだろうという不安もあったものですから。それとですね、本当に美深は先進的に先ほどから出ているこどもスポーツ文化未来基金というのを活用してですね。バスの助成だったりとか指導者の育成のためにも援助をいただいているというところで本当に色々なご尽力いただいていることに感謝いたします。それでもう1点ちょっとお伺いさせていただきたいのが、実はですね、指導者の資格取得については、規約の中で助成していただいているということだったのですけれども、実は指導者のライセンスを取得したあとに毎回更新手続きというのが出てくるのです。その辺りの助成というのはどのようにになっているのか。ちょっと今回の質問の要旨とはちょっと変わってくるのですけれども、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 更新についても助成はしております。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） その辺りがですね、恐らく存じ上げていない方々もいるかもしれませんので、よかったですその辺りが上手く周知できるような形をとっていただいて、今後ですね、今そのスポーツをするのにあたりライセンスが必要になってくるスポーツが凄く増えて参りました。学校の先生も恐らくきっと教育委員会の方でも専門的なそのスポーツに特化した先生の養成というのはしていると思うのですけれども、実際に美深に来ても良いよという先生がどれだけいるかというのがわからなくなったりした時にですね。やっぱり地域の方々に色々なことを任せていかないといけないとなってきた場合ですよ。やはりそういうライセンス等を取得していく方が町内に増えてきた時に、そういう助成があるよというところでライセンスを取っていただく安心感を持っていただきたいと思っております。ちょっと1つ1つの私のお話を本当に長くなってしまって申し訳ないのですけれども、まずは私のこれは気持ちとしてなのですけれども、美深町としてやっぱりスポーツをする子どもたちがどんどん増えてくれることを願います。本当に少子化で団体のスポーツがどんどんできなくなっている中にも保護者たちだったりとか、先生方の繋がりの中で

合同チームでやっていたりというのも増えてきているのですけれども、地域の中に子どもたちが溶け込んで大人と一緒にスポーツをしていくという地域としての受け皿を少しずつでもつくっていくべきではないかなと思っております。その中に、改めて今後教育委員会としてその美深町のスポーツの関係をどう進めていくのかというお考えを改めてちょっとお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 今も活動はやっているのは事実だと思います。例えばスポーツクラブでのフェスタとか、数は少ないのですけれども子どもたちだけではなくて大人も共同でやって健康も留意しながら色々なを取り上げてやっていると思います。その形は継続していくような形で考えております。そして一定程度それにはやはり色々な費用がかかりますので、それについても同じようにそういう子をなくすことなくやっていかないとならないと考えています。またそして今後当然、今部活の地域移行化に向けて一定程度何らかの方策、新しい形が出てくれば当然そこには一定の費用はかかるてくるのではないかと思います。ただ、その部分についても考えていかなければならないかなと思います。今の状況ですと、国が3分の1、都道府県が3分の1、各自治体が3分の1と3分の1はどうやっても地域移行しても一般財源の持ち出しになっていくという状況で、それらも含めて皆さん中々進んでいないというのがそこだと思うのですよね。今ちょっと単価や何かがどのくらいかわからないのですけれども、地域によってもしかしたら違うのかもしれないですけれども、定額において3分の1なのかもしれない、その辺中々そういう財源が伴うものについては、中々今回の今朝の新聞ではっきりと少子化、未曾有の少子化対策にも謳われていませんですし、だからそういう部分がもう少し見えてくれば美深町もどんと一步も二歩も三歩も他のまちに誇れるくらいのスポーツの色々な団体がありますので、踏み出していきたいのですけれども、いずれにしろ中々示してくれないというところが1番のどこの自治体も悩んでいる所なのかなと考えています。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） わかりました。少子化問題もあってやれることができが限られてくると思います。ただ先ほど美深で素晴らしいスポーツで素晴らしいまちをつくって行きたいという教育長の気持ちもお伺いすることができました。本当にスポーツを続けていける環境をこれからもつくっていくには、やはり皆で話し合いをしていかなければならぬのではないかと思っておりますので、もう少しで今年も終わってしまいますけれども、早急にそういう方々のお話を聞いて今後美深でどうしていくべきかということを考えていっていただけたらいいかなと思っております。美深の子どもは、美深で本当に育てていって、

スポーツや色々なことを楽しんで美深にいた時にこんなことをやったんだよね。こうやって大人が一生懸命してくれたんだよねというのを思って、思い出としてやっぱり美深良いまちなんだよねということも、やっぱり子どもたちが美深をPRしていく1つの手なのかなと思っています。本当に何回も申し上げます。スポーツの地域移行は、今あるものを改善しながらステップアップしていけるものだと思っておりますので、ある意味チャンスで良い機会に繋がってくると思いますので、今後とも美深のスポーツ、今回はスポーツの方に特化してしまったのですけれども、文化も含めて色々子どもたちの未来についてお考えいただきたいと思います。これで一般質問を終わります。今後とも子どもたちをよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほど申したとおり北海道の方で各自治体も含めて、まずは今実証をやって、その結果が令和6年度にきて総合的マネジメントを提示しますよということを言っていますので、その状況を踏まえてからやはりどうしてもその状況を捉えないと先ほど言ったように北海道からも都道府県から3分の1の補助が出て、こういう事業が成り立っていくという現状もありますので、それらを踏まえてから色々な団体、それと予想される指導者等その辺についても話し合いをしていかなければならないのかなと考えております。

○6番（田中真奈美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で、6番 田中議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は概ね13時、午後1時と致します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

1番 木下君。

○1番（木下広悠君） これより一般質問をはじめさせていただきたいと思います。項目行政。件名 給食費無償化について。現在、多くの地方自治体は人口減に悩みながらも改善策としてあらゆる手を打っていて、その中の1つに給食費無償化がある。上川管内では18市町村の内、3自治体が無償化に踏み切っているが、数としては依然として少なく、まだまだ先行者利益も期待できるので美深町でも是非一考していただきたい。また仮に無償化を目指すとして行政側として予測できる懸念点があれば伺いたい。次、美深町の未来

を見据えた産業政策。現在、美深町では脱炭素推進に力を入れているが、雪冷熱エネルギー活用の議論は視野に入れているか。例を挙げると

○議長（南 和博君） 木下君。1つずつでいいです。

○1番（木下広悠君） 一気に読まなくてよかったです。失礼しました。では、給食費無償化についてお願ひします。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 木下議員から給食費無償化に関してご質問いただきました。本町の学校給食費については、町議会、PTA等各団体、学校給食準備委員会での議論を経て開設当初の給食費が決定されました。平成27年5月より提供を開始しております。その後、令和2年度に給食食材価格の高騰に伴う給食費の改定を行い現在に至っております。当初の議論の中では、学校給食準備委員会より給食費は食材料費を保護者負担で賄うことが基本であるが、美深町全体の子育て支援という観点で全道より低く、平均より低く抑えいただきたいという旨の給食に関する意見書が町に提出されました。給食費については、提出された意見書を踏まえ子育て支援対策として、当初より保護者の経済的負担軽減をしており、今般の食材価格高騰分についても交付金等を活用し町が負担してきております。無償化を目指す場合の懸念とされる点としましては、財源確保が重要と考えております。今現在、給食費無償化については考えはありませんが、今後国が示している異次元の少子化対策等の動向等を注視しながら見て参りたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○委員長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 給食費無償化は考えていないということだったのですが、2023年11月時点で、東京の23区内、22の区が時限的な措置も含めて給食費無償化に踏み切っております。2024年度からは東京都は高校の実質無償化にも動いていて、さらに全国でも令和4年度時点で給食の実施をしている1,600の自治体の内451自治体が給食費無償化に踏み切っております。美深町が人口流出であったりだと、人口確保、少子化解決に向けて少しでもその助けとなるように、各自治体が無償化に踏み切っている流れが現実にあって、その中で美深町は無償化に踏み切るのは必然なのかなとは、僕の考えでは思うのですよね。基本的に人口の少ない自治体で、実現しやすい政策だと思っていて、教育長の中で札幌や旭川のような圧倒的に人口の多い自治体と比べて美深町が子育てしやすいという観点で、ここはちょっと大都市と比べて差別化できているなという風に思えるような点があれば、今思いつく限りでいいので教えていただければありがたいです。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 何といっても美深の場合は、大都市に比べて自然は当然豊富です。そうした中では、近くにスキー場があるであろうし、運動しようと思えばすぐに公園もあると。交通時間にも時間がかかるないと。ソフト面では当然各学校にもかなり支援しております。色々な段階で。高校まで支援しています。あと医療費の無償化だと、色々なソフト的な面もやっていますので、他の自治体から見て子育て支援策が美深町は劣っているとは思っておりません。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そうですね。自然環境の豊富さであったりとか、医療費の無償化のお話をされていましたが、確かにそれは札幌や旭川と比べて誇れるところではあるのかと思うのですけれども、当然のことながら他の自治体でも劣っているとは言わないですけれども、実現できていることが多く、例えば医療費が18歳まで無償化でいくと、空知管内では7割の自治体が実現していて、上川管内でも恐らく中学校や高校まで無償化がほとんどなのかなと思っておりまして、僕の目線からだと足並みを揃えて他の自治体と、他の自治体が増えてきた、高校無償化が増えてきたからうちもやろうかみたいな、このような流れができあがっているのかなというような印象で、当然のことながら子どもの数も日本全体で減っていますし、人口自体も減っていますし、自然増という風なところでいくのが理想なのですけれども、やはりどこかの自治体から流れてくる子育て世帯を言い方が悪いですけれども、促してくる、取り寄せてくるとそういう側面があるのかなと、人口確保のために。その中で足並みを揃えていては、差別化できていないので、別にここでもいいかという風に、どこか上川管内で選ぶときにどこでも良いような選択になってしまふかと僕は思うのですよね。だからどこか他の自治体と頭1つ抜き出たような差別化ができるようなそういう子育て政策というのを実現してもらいたいのですよね。例えば、給食費無償化をはじめとした現実的な政策をちょっと打って、打って、どこまでできるのかわからないですけれども、やっぱりその給食費無償化を実現している自治体はあります。美深町で言ったら山村留学もあります。医療費、高校生まで無償化。この3つが揃った時に、この3つが揃った自治体ってどれだけあるのかといったら多分、日本全国1,700ある内のグッとこう少数になってくると思うのですね。確実にできる政策というのを実現していただきたくて、神奈川県の厚木市では、ちょっと今年7月にパブリックコメントを実施したらしくて、N=1,570として、給食費無償化に賛成したのは81.4%で、これは僕自身のツイッターアカウントを利用してリサーチかけたものなので、あまりあてにならないかも知れないですけれども、回答数577として85%が賛成になっていました。2つの場で、8割以上が賛成しているので、美深町全体でもほぼ同じような結果になるのかな

という風には思っております。なので、圧倒的に民意としては賛成派の方が多いのかなという現状があるて、今このご時世所得の中央値も30年不景気もあって100万円以上下がり続けています。そして貧困家庭、7人に1人の子どもが貧困家庭の子どもだというような調査もありますよね。なので、この給食費無償化というのは、荒唐無稽な案でもないと思いますし、十分議論する価値のあるお話だと思うのですよね。給食費無償化は1つの例えではありますが、1つの案ではありますが、教育長がこれから美深町が子育てしやすいという観点で、こういう風にアプローチしていくというような考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 先ほど、SNSの話が出たのですけれども、アンケートをしたという話が出たのですけれども、当然物事についてはお金を出すか出さないかといえば当然無償化の賛成は当然多くなるのかなと。これは美深でやっても札幌でやっても厚木でやっても全く同じような状態になると思います。我々、教育委員会もそうなのですけれども行政としては、やはり税金もそうだし色々な建物を建てる時もそうなのですけれども、世代間の構成、均衡を保っていかないとならないです。これを無償化にして、今美深町が上川管内ちょっと3つと先ほど言っていたと思うのですけれども、4自治体やっているかなと思うのですけれども、それと合わせて無償化し、これが将来的にずっと無償化にできるのかという見極めもしなければならないです。どこかで無償化ができないとなればそこの世代では、やはり不均衡が生じるし異議も疑義も生じると思うので、そこはやはり今将来的にもできる75%負担、町が25%負担というのが準備委員会でも議会の中でもご議論いただいた点なのかなと思います。最終的には、財源かもしれないのですけれども、積み重ねたその議論が大きいのだなと私は思います。美深町のこれから凄いスケールの大きな教育としてのビジョンのような子育て何ですかと、どうですかと、考えますかという最後のご質問なのですけれども、非常に何かと、何を目指していくかというのは難しいのかなと思うのですけれども、やはり先ほどの午前中のご質問もそうですけれども、クラブ活動スポーツによって子どもを育てていくこともあるだろうし、何とか先ほど言った医療費の無償化という方針を出したので、そこは続けていきたいと。当然、高校の状況もそうですし、美高の少ない生徒の状況も踏まえて色々な政策を打って、将来的にも先ほど言った多くの長い期間続けられる政策を地道に続けていくことが将来の子育てには重要なのかなということで考えております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そうですね。非常に難しい問題ではあるとは思うのですけれども、

最終的には給食費に無償化に反対というよりも財源確保で難しいというような意見だと僕は認識したのですけれども、当然のことながら先ほどSNSを使ったアンケートであったりとか、神奈川の厚木市のパブリックコメントであったりとかそういったところで給食費無償化は賛成派が多数なのだという風に、それが当たり前なのかな、そういった認識でいる、教育長がそのような認識でいられるのはわかったのですけれども、僕はその大衆に迎合しろというわけではなく、単純にこのご時世、民意が正しいような気がするのですよね。それが甘えとかいう話ではなく、その声というのが当然のことながら無償化してほしいという声が上がります。その無償化の声が正しいと思うのですよね。そこにちょっと寄り添ってあげてほしいというか、今、物価高騰もありますし、時限的措置でもいいので1回行ってみるという考え方もあると思うのですよね。東京のお話でいくと、先ほど時限的措置をとられている自治体が結構多くて、差別化できているところが僕は少ないと思っていて、やっぱり大都市である東京ですら無償化の流れが加速していて、東京から人を呼び寄せるというそういうような移住支援金とかってありますけれども、当然のことながらそれを差別化できていないと美深町という素晴らしいところではあるとは思うのですけれども、何分不便なところがあるので、そこら辺はよりお金をちょっと出して子育て世帯を獲得していく、そういった政策を打ち出してもらいたいなという風には思います。とりあえず給食無償化というのは1つの案なので、是非色々な子育て世帯を魅了するようなこういった施策を考えて議論して打って行ってもらいたいなという風には思います。次の質問に移りたいと思います。

○議長（南 和博君） 答弁はいらっしゃいますか。

○1番（木下広悠君） 答弁はいらっしゃいません。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） ちょっと若干、私の答弁で私の言い方が悪かったので、ご理解、ちょっと認識が違うところがあるのですけれども、給食費を無償化にするのは財源が1番の問題ということでなくて、最終的には財源の議論になるだろうということで、その前提としては、やはり給食をつくる時の皆さん色々なPTAも食団体も色々な方が準備委員会というのを給食準備委員会という中で議論をしていただいたと14回、確かに開催されていると思うのですけれども、相当な時間を費やしています。その議論でこの75%、25%に議論したそこは大切にしなければならないですと。そこをここで無償化しますということにはならないですよと。そしてそれらが解決した時には財源ですよということでございます。そして当然アンケートにおいても当然なるだろうではなくて、やはり人の気持ちとしてはお金を出すか出さないかとなると、そういうアンケートのとり方になるとどうし

てもそちらの方が多くなるのが普通でしょうということとして、圧倒的にそれはなるのですということではなくて、何か他にもあればそこに財源をどう考えますかとか色々な分が中間であればそもそもならないのですけれども、ただ単に無償ですか、有料ですかということになれば当然無償の方が多くなるのではないかということでご答弁差し上げました。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 答弁はいいと言った手前、ちょっともう1回再質問するのもあれなのですけれども、財源問題が1番ネックになるというわけではなく、他にその無償化していない部分、そこを変えない最大の要因というのをまだ掘めていないので、そこだけちょっと聞きしてもよろしいですかね。何故変えてはいけないのか。もう一回かみ砕いて教えていただけますか。

○議長（南 和博君） 今、答弁したとおり。杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 今、答弁したのですけれども27年にやる前に相当な議論をしてこういう部分になっていますので、そこはここで無償化してくださいと言っても、中々また議論をして全体的で、もう無償化にしないといけないですということになればいいのですけれども、その時には色々なパターンだとか色々な条件だとかというのを勉強しながらやっている委員会の中で議論して、それと議会でも議会の中では逆に言うと無償化というよりももう少し上げたら良いのではないかという議論も出た記録は残っております。そうした中で、今のつくったここはそういう議論の中で今の給食費があるということは、やっぱりそこは重要ですよということで申し上げたわけであります。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 大変長く議論されたのはわかったのですけれども、その議論の中で何が1番ネックになって、この給食費無償化せずに何が1番ここが弊害だよって、これは絶対変えちゃいけないよという論点になったのか、そこを教えていただきたいのですよね。議論されたのはわかったのですけれども、無償化に踏み切らなかったその最大の要因というのを教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 元々は給食費の食材については、学校給食法で保護者負担ですよというところからはじまっています。やはりそこは1番の基本なのです。そこから始まって今の状況ですから、その辺はご理解いただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） しつこくて申し訳ないのですけれども、僕が質問したのは何故その無償化、完全に無償化できないのですかという質問を僕はしたと思うのですけれども、何

が1番論点になっているのですかという質問をしたと思うのですけれど、そしたら教育法によって、それが前提にあると。それがあるので今の流れがあるというのは、ちょっと答えになつてないのかなと思ったのですよね。何故駄目か。たとえばそれが完全に教育法に違反しているのであれば、そもそも給食費無償化にできる、それを実現することすらできないのだと思うのですよ。他の自治体で。だからそもそも違反はしていないので、その別に教育法範囲内での政策だと思うので、そういう議論はされていて、実際問題これは別に違憲判決も何も出でていないものだと思うので、ただ学校教育法であったりとか、そういう風に給食に関わる法律に違反している法律ではないので、その法律で決まっているからとかそういう話ではないような気がするのですよね。ちょっと最後に、これ以上ちょっと話がかみ合わないような気がするので最後にもう一度だけお聞きしたいのですけれども、法律でそういう流れがあるからではなく何かそれを変えてしまったら弊害があるのかとか、そういう風に詳細にこういうデメリットがあるというような、これを変えてしまったら。そういう風に明確に提示してもらわないと僕自身はちょっと納得しかねるので是非その法律の流れがあつてとかではなく、ここを変えてしまう、無償化にしてしまうと何か重大なものが失われてしまうであつたりとか、色々理由があると思うのですけれども、そういうものがあると思うのですよ、そういう議論の中で。変えてはいけない最大の理由をもう一度だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育費（杉本 力君） 物事には給食費だけではなくて、全ての物に議論を積み重ねながら今のところがあるのです。当然議会の中でもご承諾いただいた条例ですし、そういうものを今の一般質問の中で、直ぐに無償化にしますと、できますと、そこができないですということにはならないです。これは積み重ねたものがあるので、今のところがあるので、そういう部分は多分これを言っても中々答えにはなつてないと言われるかもしれないですが、全ての決まり事とか色々な部分がそういう風に決まっているということでご理解いただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） とりあえず物事というのは、急進的に変えるのではなく漸進的にゆっくりと変えていくというのが筋なのかなという風に僕自身も思っているので、この場で変えるとかそういう話にならないのはわかるのですけれども、ここでは終わりにしますけれども、是非今後その給食費無償化をしてはいけない理由であつたりとかそこら辺をクリアにしてもらいたいなというのは正直なところ思いました。ちょっと納得できていなくて、僕だけ納得できていないのかもしれないのですけれども、恐らくはっきりとした答え

にはなっていないとは僕は感じたのですよね。とりあえずここで、給食費無償化については終わりたいと思います。とりあえずできる限りの政策を打って、子育て世帯であったりとか、人口増に向けてあらゆる政策を打ってもらいたいと思います。この質問は以上でお願いします。続いての質問ですが、項目 行政。件名 美深町の未来を見据えた産業政策。現在美深町では脱炭素推進に力を入れているが、雪冷熱エネルギー活用の議論は視野に入れているか。例を挙げると、冬季に集めた大量の雪を貯蔵庫で春から夏にかけて保存しておき、夏季には貯めていた雪に空気を触れさせて送風し、温かくなった空気を貯蔵庫に送り返して循環させる雪冷房がある。それにより電気代は従来の数分の1程度に廉価にすることが可能。当然企業誘致にも繋がり何よりCO₂排出量を大幅に削減できるので、美深町の目指すところと上手くマッチするのではないか。北海道内では雪冷熱エネルギーを既に利用している自治体は美唄市と沼田町が知られていて、美唄では日本初の雪冷房マンション「ウエストパレス」を建設したり、JA美唄が低温貯蔵施設に玄米を気温5度湿度70%に保ち、1年中新米と変わらない米を出荷できたりと自治体としての可能性を広げている。豪雪地帯としての地の利を生かした新たな視点のエネルギー開発で美深町再興を目指してみては。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 項目2つ目の美深町の未来を見据えた産業政策について、ご答弁申し上げます。ゼロカーボン推進の中で、雪冷熱エネルギー活用の議論は視野に入っているのかというご質問です。雪は積雪寒冷地にしかない冷熱エネルギーで、その実用化は省エネルギー、二酸化炭素削減等の面から地球に優しいエネルギーとして注目をされているところでございます。雪冷熱エネルギーの活用は、ランニングコストの面で大きな長所がある反面、初期投資の主体である雪を貯める倉庫の整備に大きな投資が必要となることが課題と言われております。本町においては、新エネルギー利用の可能性について平成22年度に策定しました新エネルギービジョンの中で検討、議論をされている経過がございます。この新エネルギービジョンについてご承知しているかどうかという風に、まずはこちらからお尋ねしたい部分もございますけれども、この中で利点や問題点が報告されておりまして、総合評価では、雪冷熱資源は豊富にあり、既存施設の冷房対策に活用することができるが、コスト面で事業採算性に課題が残ると当時評価され、需給バランスや経済性に課題があるという結果が、この美深町が平成22年度に策定した新エネルギービジョンの中での結果となっております。エネルギー問題と地球温暖化、美深町の特性を考えた場合、雪冷熱エネルギーに期待したいところはございますが、雪冷熱エネルギーの持つ消費抑制ができる効果など、今後各機関、団体等における研究成果等を見極めて対応を進めて

いければと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） すでに議論済みの話ではあったようなので、安心した次第ではあるのですけれども、新エネルギービジョンについて問われたので、正直言って僕の勉強不足でそこまで詳しい内容を理解しているわけではないので、もう少し勉強していきたいなという風には思っております。提案しておいて無責任な話ではあるのですけれども、これ通告してから僕なりに徹底的に調べて、やはり雪冷房に関して言ったらイニシャルコストが高すぎるので、ランニングコストでいうとかなり長所はあるのですけれども、トータルコストとしてあまりにも高くついてしまって、補助金を活用してもトントンになってしまふ。普通の電気冷房と比べて。そういうのもあって、ちょっと自信を持ってこの場に臨むことができなくなっていたのですよね。だからここでは、あえて深掘ることはしないのですけれども、美深町は脱炭素に向けて相当力を入れているので、そういう意味で僕個人、脱炭素はまったく推進してほしいと思っていないのですけれども、ただ美深町において脱炭素というのはマッチするのかなと思っていて、自治体レベルで考えたら結構メリットもあるのかなと。脱炭素に関しては。だからちょっと美深町とマッチする案として、ここに出したまでですね。脱炭素を進めながらも新たな産業振興に取り組んでいけるのではと思っての話なので、とりあえず議論があったので安心しました。ちょっと話は変えるのですけれども、何度も同じような論調で申し訳ないのですけれども、美深町の人口ビジョンでの人口推計を拝見させていただいて、社人研というのですかね。国立安全保障、社会人口研究会かな。あと人口創生会議が美深町の人口の予測というのを行っていると思うのですけれども遙かに早い、予測よりも遙かに早いペースで人口減少されてますよね。予想と実態の開きから考えると恐らく2040年には、2,500人ほど。2060年には1,000人台に到達していると思います。これ変に煽りたいわけではなくて、逆に考えると数十年後も美深町というのは確かに存在するという風に考えた方がいいと思うのですよね。その中で、数十年後も確実とは言えないですね。美深町という自治体が存在したのであれば、今から確実に美深町民のためになるような大胆な産業政策というのを行っていくべきなのかなと思っていて、これは別に雪冷熱エネルギーにこだわらないのですが、美深町のために今後大きな産業政策というのを視野に入れて行動していく意思はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 雪冷熱については、相当私も調べて私も来たのですけれども、違う方向で来られたので、今戸惑っているところでございます。本町においても、この間色々

と例えば農業でしたら雪中貯蔵キャベツ研究会、そういうグループが雪を活用して安全安心な農作物の研究をされた部分ですとか、今は夏祭りにゲレンデそりというのですかね。坂をイベント会場に整備して、商工会の工業部会さんの方で、これはスキー場の横におがくずかぶして滞積して、夏祭りまで保存して、そして夏祭り会場に持ってくる。そういう色々な部分で取り組んできた経過もございますし、このビジョンを受けて第4期、第5期になるのかな。総合計画の中でも、そういう雪を生かしたまちづくりについて部会の中で協議してきた面はございます。それで、この新エネルギー・ビジョンをつくってからも10年以上もたっているので、この話を突き止めいくと、コストですとかといった部分が動きがあれば民間事業者ですとか、個人でもそういう雪冷熱を活用としたものが、話が出てくるのであれば先ほど答弁申し上げたともに今後の団体等における研究を見極めて支援もやぶさかではないのかなと。そういう話をしようと思っていたところなのですけれども、違う方向に振られたので今後の産業の美深町のまちづくり、産業の部分に触れられたので一旦ちょっと白紙に戻してお話をさせていただきたいと思いますが、基本的に第6次美深町総合計画の中に美深町の産業を基本的に農林業の基幹産業という部分は根底にございます。これに加えて、今町では独自にチョウザメの新産業化、それと私が町長に就いて、今関係者と相談、協議しているのですけれども、儲かる観光というか、新たな観光産業、これを今ある美深の自然環境、これらを総合的に活かしてそういう産業化ができないかと。そういう部分を進めようと考えています。いずれにしましても、今基本にあるのは第6次美深町総合計画です。これに則った形で持続あるまちづくり。町は本当に20年後30年後、合併して名前がなくなる限界は美深の町は人口がなんぼ、1,000人を切ろうとも町はなくならないという風に思っていますので、今の産業振興、新たな分野をどうこうという風には現時点では持ち合わせていませんけれども、総合計画が基本にある農林業、加えてチョウザメの新産業、そして儲かる観光の産業化、これを私は今のところ頭の中で描いているということでアドバイスを更にいただければなと思っております。

○議長（南 和博君） 木下君に申し上げますけれども、通告に基づいた質問になるようお願いします。

1番 木下君。

○1番（木下広悠君） わかりました。雪冷熱エネルギーについて、徹底的に調べていただいたのにも関わらず、ちょっと早い段階でまた別の話に移って大変申し訳ないと思っているのですけれども、やっぱり通告前にもっともっと徹底的に調べるべきでしたね。通告前に調べて調べてはいたのですけれども、通告後にちょっとこれ課題ありすぎるなど自信持ってここでこれやってくださいと提案できなくなってしまったのですよね。だからちょっと

と話を変えさせていただいたのですけれども、とりあえず色々な政策というのを考えていらっしゃって基本的には、ビジョンを基に決められたものがあるのですもんね。それを基にやっていくと、政策をしていくという風に考えて、ただご存じかと思うのですけれども、今国もそうですし、ひいては道もデータセンターというのを誘致にもの凄く力を入れてらっしゃいますよね。北海道もそうです。多額の数百億のお金を投じてデータセンターというのを北の方にどんどん移していくという動きがあるみたいで、やはり8割方データセンターというのが関東と関西に集中していて、首都直下型地震の危険も高まって参りましたし、かなり危険な領域に達しているので、今国はどんどん分散させていこうと。データセンターというのが、やはりそのもの凄くエネルギーを使って、高温になるのでそういった時に外気温を生かせばかなり効率のよいデータセンターというのが活用というのができるような、そういった現実があるみたいで、その中で北海道が目をつけられているらしいのですよね。こういったようなことがあって、色々な美深町を復興のチャンスというのが今後色々なところで、国もそうですし、民間もそうなのかもしれませんけれども、だけこれ美深町に活かせるのではないかというそのようなチャンスというのは至る所にアンテナを張っていけばあると思うのですよね。だから町長にも、行政の方々皆様にもアンテナを常に張ってもらって美深町のためになるようなことを模索していただきたいなという風には思っております。最後は、これ僕の願いで終わってしまったのですけれども、これで僕の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと私も大分雪エネルギーにエネルギーを使ってしまいました。実は美唄のマンションですか。これは多分美深町、美唄、美瑛、美幌、美有サミットという美の町の繋がりもネットワークあって、その中でできた時に実際に見学しています。それと沼田で雪サミットがあったのですけれども、それちょっと申し込んでおいて参加できなかったという経験があるのと、あと名寄のお米の雪貯蔵庫、これもできた時に実際見ています。そういった部分を含めて、是非今後こういった質問がある場合は、木下議員に現地を見ていただいて生の意見を聞かせていただければ有難いなという風に思っています。今、言われたアンテナを立ててという部分、本当に職員それぞれの立場でそういう形で情報収集等を含め注視して参りたいなという風に思っておりますので、今後ともアドバイスいただければと思います。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下君の質問を終わります。これで本日の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第36号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。本件につきましては、下水道事業が必要な住民サービスの安定的な提供や将来にわたる公衆衛生の向上等を目的として、地方公営企業法に基づく公営企業会計を適用した経営を行うため、現在非適用である公共下水道事業と個別排水処理施設事業について、令和6年4月より公営企業会計を適用するよう条例を制定するものであります。なお、本条例の制定に伴い既存の美深町公共下水道設置条例については廃止するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げて提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の1ページをお開き下さい。議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。美深町下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明させていただきます。3ページお開き下さい。まず条例の趣旨でございますが、ここに公営企業を取り巻く厳しい経営環境の下、下水道事業が将来にわたり公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全に資するため地方公営企業法に基づく公営企業会計を適用するために必要な条例を整備するものでございまして、現在の特別会計、いわゆる単式簿記ですけれども、これから複式簿記に移行しまして、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で中長期的な視点に立って経営基盤の強化と財政マネジメント、これの向上に取り組んでいくというのがその狙いでございます。またこの新しい条例につきましては、美深町公共下水道事業と美深町個別排水処理施設事業、これを統合して下水道事業として束ねてございます。この表を見ていただくのですけれども、この表は左右2つに分割しておりますけれども、左側に現行の条例、それから右側に今回制定しようとする新しい条例新規制定条例と書いてありますけれども、この規定事項を記載しております、新旧条例が比較しやすいように新旧対照表のように作っておりますので、ご承知おきいただきたいと思いますのと、右側の制定案に沿って条例の内容を説明させていただきます。まず第1条ですが、ここでは下水道事業の設置に関する事を規定しております。事業の目的とその条例の過去の条例の適用を受ける事業が美深町公共下水道事業と美深町個別排水処理施設事業であることを謳っております。第2条では、公営企業会計を適用すること、これを規定しています。本来下

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けない事業でございますが、条例で定めることによりまして地方公営企業法の適用、一部または全部なのですけれど、これを適用することができるとされてございます。このビジョンに財務規定等を適用することを謳ってございます。この規定が今回の条例整備の核になる部分というものでございます。第3条なのですけれども、経営の基本として第1項に事業の運営方針、それから第2項に公共下水道事業の処理区域、面積が計画人口を規定しておりますけれども、このうち第3項に規定している計画人口について古い方と見比べていただきたいのですけれども、3,200人から3,010人に改めております。これは5年ごとに見直しているものでございまして、今回の条例整備で改めさせていただきます。第3項では、個別排水処理施設事業の対象区域を規定してございます。第4条です。ここでは重要な資産の取得、及び処分に関する事を規定しております。これにつきましては、地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならないとされている資産の取得及び処分は、1つには予定価格は1,200万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れ、もしくは譲渡、もう1つは不動産の信託の受益権の買い入れ、もしくは譲渡ということにしてございます。このうち、土地については面積要件をつけて1件5,000平方メートル以上といたしております。この規定する資産、予定価格、土地の面積につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのを現在もっておりませんけれども、これに定める議決要件と同じように定めてございます。次に、第5条なのですけれども、こちらでは業務状況説明書類の作成に関する規定でございます。この業務状況説明書類の作成については、法律で義務付けられたものでございまして、条例で定めるところにより年2回以上、町長に提出すること、そして提出を受けた町長はこれを公表しなければならないということになってございます。この第5条では、どんな書類をいつまでに作成して提出するのか、これを具体的に規定してございます。公表方法といたしましては、現在毎年5月と11月の広報びふか、これを使いまして各会計の財政事情を公表しておりますので、こちらをイメージしていただけるといいかと思います。最後に附則なのですけれども、1つにはこの条例の施行日が令和6年4月1日であること、もう1つがこの新しい条例の制定に伴いまして、不用となります現行の美深町公共下水道設置条例これを廃止することを規定してございます。以上、第36号議案の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第36号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） この議案につきましては、次の議案も含めてもしかすると委員会

付託になってくるのかもしれませんけれども、大きな制度改正ですし、変更の節目だと思いますので基本的なことだけちょっと3つほどお聞きしたいと思います。まず1つ目は、今回の企業会計の適用にあたっては、法的には任意なものだと思います。そういった中で、今回の導入の緊急性といいますか、必要性という面でこういう公営企業でいうと人口が減少して、料金収入も減ってきますし、更に施設の老朽化などで厳しい事業運営になるかなと思います。そういう中の導入ということで、非常に厳しいかなと思いますが、調べてみると平成27年と31年に国から要請の通知が出ていて、公営企業会計の適用の推進についてというのがあって、最初27年には31年度までにやって下さい。31年度の通知では、令和5年度中にやって下さいということで言うと、今回がタイムリミットだと思うのですけれども、今回の条例改正制度の適用がこの国の要請があったからなのか、それとも本当に美深町として必要だからということ。どちらもあると思うのですが、その辺もう一度ここには書いてあるのですが、もう少し説明いただければと思いました。それから2番目としまして、恐らく出てくると思うのですが、企業会計を採用することによって会計が見える化が進んで、料金収入言ってみれば下水道料金、水道料金ですとか、そういった収入ですとか、一般会計の繰入ができるものできないものとかそういうものが可能に見えるようになってくるのだと思いますけれども、これが今回導入されて令和6年度から新しい会計になると思うのですが、そういったメリットというか効果が見えるのは、6年度の予算ができた時になのか、それか6年度の決算、それかその何年かしてからでないと出ないのか。そういうことをちょっと教えていただきたい。それから最後なのですけれども、地方公営企業の法律で見ますと下水道事業あるいは簡水もそうなのですけれども、管理者というものを置く、置かない。あるいは事務処理の組織あるいは職員の給与についても市町村の条例で定めるとは書いてあるのですが、他の町村でもそういうのがあったものですから、今回この条例にはないですが、附則ではないかだけ確認したいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） それでは、まず1点目のご質問なのですが、当町では平成27年及び平成31年、これら両方とも総務大臣の通達が来ているのですけれども、27年については人口3万人以上の公営企業会計に対して。平成31年については、人口3万人未満の公営企業会計について、地方公営企業法に基づく公営企業会計適用の要請がございました。その際に、合わせてロードマップが示されておりまして、これに基づきまして平成31年のロードマップで令和5年度いっぱいまでにそれらの整理をして、令和6年度4月からのスタートということで、うちの方も令和3年度から移行に向けた作業

を進めて参りました。今回、令和6年度会計からの適用につきましては、国の要請にある公営企業の適正な運営を目指した使用料の検討や経営状況を町民にもわかりやすくすることが主な目的でございますが、今後の更新事業等に必要な財源の確保等も考慮した上での適用となってございます。続いて2点目の公会計の適用により見える化などのその効果がいつわかるのかということなのですが、公営企業会計適用後、令和6年度決算の数字が出されますと適正な使用料による将来推計ができるようになります。ですが、年数を重ねていけばより精度の上がったものができるものと考えております。最後に地方公営企業法の条例で定めるものに附則がないかということでございますが、地方公営企業法は、全ての公営企業に一律に適用されるわけではありません。簡易水道事業を除く水道事業や交通事業などについては、例外を除き法の全部の規定が適用されます。その他の今回提案する簡易水道、下水道事業につきましては、任意適用事業となってございまして、条例により任意に法の全部または財務規定の一部を適用することができることとなっております。現在適用済みである中央簡易水道におきましても財務規定だけを適用とした一部適用であるため、下水道事業についても同様としたものでございます。全部適用としますと管理者の設置や職員の身分など数多くの規定を設けなければいけませんが、財務規定の適用だけであれば今回提案した規定で附則はないものと考えます。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ご答弁いただきました。1点目ですけれども、ロードマップも示されるということだと思います。もちろんメリットといいますか、厳しくはなると思うのですね。利用料が本当にこれでいいのかということもなると思いますし、やはりただ今ちょっと答弁いただいたのですけれども、そういったことも考えていかなければならないんだという必要性は同じだということだったということで、よろしいのか確認だけしたいと思います。それともう1つは、企業会計になりますと非常に企業会計という原則ですね。経済性の追求ですか。そういうことになってきて、大きな町でしょうけれども職員がその一般会計の職員と違うような労働条件になるとか、そういうこともあるのかもしれません、美深ぐらいのまちだとそういうことは考えていないということでおろしいかどうか確認したいと思います。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） まずは公会計が適用されることによって、経営状況がはっきり赤字か黒字か、それぞれ財務諸表等もつくって経営状況が一目でわかるようになりますので、それらの結果によって、例えば今後使用料の改定をいつ頃からやらなければいけないとか、といった情報を上下水道事業の経営審議会等で情報提供をして適

正な料金体系がどのようになるかというのを今後検討していく必要があるのかなと考えておりますが、今のところは下水道の使用料が経営的にもかなり厳しい、今の特別会計の状況でも結構厳しい状況でありますので、そういった部分が今後検討していく部分ではあるのかなという風に考えております。あと公会計の部分で企業職員としての身分等についてなのですけれども、美深ぐらいの都市、近隣の市町村であれば全部適用ではなくある程度財務規程の一部適用というところが多くて職員の身分についても他の一般会計の職員と同じような身分でなっていることが多いので、全部適用のところだとどうしても企業の全部適用ということで身分が違う部分というのが多少あるのかと思うのですけれども、美深町としては今回の一部適用ということで、制定の方をさせていただきたいという風に考えてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終わります。只今、議題となっています議案第36号は産業教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条令の制定については、産業教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第37号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第37号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条令の制定について議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第37号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条令の制定について提案説明を申し上げます。本件につきましては、簡易水道事業が必要な住民サービスの安定的な提供や将来にわたり安定的に浄水を供給することを目的として、地方公営企業法に基づく公営企業会計を適用した経営を行うため、現在適用済みである中央簡易水道事業と適用されていない北部簡易水道事業と統合し、美深町簡易水道事業として事業運営を行っていくための条例制定であります。なお、本条例の制定に伴い、既存の美深町簡易水道事業の設置等に関する条令については、廃止するほか、先にご提案いたしました議案第36号と合わせて本条例を引用している条例の改正を行うものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○町長（川端秀司君） それでは議案書の 6 ページになります。議案第 37 号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。美深町簡易水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明致します。9 ページをお開き下さい。表の上に条例の趣旨が記載してございますが、今町長が申し上げたとおりでございまして、これも下水道事業の条例と同じく資産を含む経営状況の的確な把握と経営基盤の強化。財政マネジメントの向上がその狙いでございます。この表につきましても下水道条例と同じ構成になってございまして、右側の制定案に沿って条例の内容を説明させていただきます。第 1 条につきましては、簡易水道事業の設置に関する事を規定しておりまして、事業の目的を記した設置規定でございます。第 2 条では公営企業会計を適用することを規定してございます。下水道事業の条例と同様に簡易水道事業につきましても、地方公営企業法の適用を受けない事業でございまして、条例で定めることによって地方公営企業法の規定を適用することができるとされておりますので、この第 2 条におきまして地方公営企業法の財務規定と適用することを謳ってございます。条例整備のここも核となる部分でございます。第 3 条では、経営の基本として第 1 項に事業の運営方針、第 2 項に簡易水道事業の名称それから給水区域、給水人口、給水量を規定してございます。第 4 条では、重要な資産の取得及び処分に関する事を規定してございますが、これにつきましては法の規定により予算で定めなければいけないとされております資産の取得、それから処分について規定してございます。予定価格や土地の面積要件は下水道事業と同様でございます。第 5 条で業務の状況説明書類の作成に関する規定でございますが。どんな書類をいつまでに作成して提出するのか。具体的に規定してございます。下水道事業の条例の内容と同じになってございます。最後に附則ですけれども、この条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日であること。そしてこの条例を制定するに伴いまして、4 つの条例の改廃が必要になってございます。これらの条例について、附則第 2 項から第 5 項において廃止、それから一部改正を行うものでございます。附則第 2 項では、現行の美深町簡易水道事業の設置等に関する条例、これを廃止いたします。附則第 3 項では、美深町特別会計条例の一部改正でございまして、公営企業会計に移行することに伴う特別会計事業からの削除の規定でございます。これを改正致します。附則の第 4 項では、美深町給水条例の一部改正でございます。引用条項それから国の所管替えに伴います文言整理を行います。附則の第 5 項は、美深町暴力団排除の追伸に関する条例の一部改正で、引用している部分がございますので、この文言整理を行うものでございます。以上で、第 37 号議案の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第 37 号に関し、質疑を行います。質疑ありません

か。なければ質疑を終了します。只今、議題となっています議案第37号は産業教育常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議案第37号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、産業教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第4号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第8 報告第4号を議題とします。総務住民常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは所管事務調査報告を行います。本委員会は、下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。調査日は令和5年10月24日。調査事項、防災体制の現状と課題について。調査内容、（1）災害時の避難体制及び訓練の状況。（2）防災情報端末機による情報発信の手順及び活用状況。（3）防災備蓄品の配置状況及び備蓄品の内容。調査方法、現地視察（防災倉庫・第3コミュニティセンター）あと聞き取りでございます。調査のまとめを朗読して報告に変えさせていただきます。（1）災害時の避難体制及び訓練の状況。災害時の避難体制及び訓練の状況は、各自治会1回程度の訓練を予定している。しかし、コロナの影響があり2～3年間は実施していない。小学校、中学校、障がい者支援施設等においては、通常の避難訓練が行われた。消防団の訓練として特別養護老人ホームでの避難を想定し、町からも避難所設営の実施訓練がはじめて実施されたが、避難所内での区分（健常者、施設内で生活されている方々等）の効率的な配置、空間、プライバシーの観点からも検討すべき課題もある。各自治会では、避難者名簿が作られているが、避難支援の具体的・個別的体制づくりは進んでいない。（2）防災情報端末機による情報発信の手順及び活用状況。気象庁などの情報を速やかに防災端末機より情報発信し、早く・広く町民に伝達している。災害時の防災情報端末機による情報発信については、河川水害警報、熱中症警報、ミサイル発射警報などが対象となっている。今年度の防災の日においては、防災情報端末機により美深町の水害被害の過去経験を発信し、防災意識を高めるように行った。（3）防災備蓄品の配置状況及び備蓄品の内容。コロナ感染対応の中で、感染予防備蓄品（防護服セット・マスク・消毒液等）が加わった他、毎年度購入計画を立てた中での入れ替えを実施し

ている。備蓄品の内容においては、オムツ関連で、衛生管理に必要なウエットティッシュの追加の検討も指摘があった。令和2年にラジオ付きランタンが65歳以上独居世帯に貸与の形で配布されたが以後の取り組みがなく適切な対応も求められた。防災備蓄品の食料ではハザードマップでの避難対象地区での想定のもとアルファ米480食（1日分）をベースに補充の計画の説明があったが、大規模な災害が発生した場合、国、道の援助、支援も考えられるが、今一度、定住自立圈構想下での災害協定のさらなる充実も図らなければならぬ。以上で、報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。なければ以上で報告を終わります。以上で、本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会と致します。大変ご苦労様でした。

散会 午後2時10分

令和5年第4回定例会
美深町議会会議録

第2号（令和5年12月13日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第38号の提案説明
- 第 3 議案第39号の提案説明
- 第 4 議案第40号の提案説明
- 第 5 議案第41号の提案説明
- 第 6 議案第42号乃至議案第45号の提案説明
- 第 7 議案第46号乃至議案第52号の提案説明
- 第 8 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番 木下 広 悠 君	2番 望月 清 貴 君
3番 中瀬 亮 太 君	4番 名取 明 美 君
6番 田中 真奈美 君	7番 小口 英 治 君
8番 藤原 芳 幸 君	9番 和田 健 君
10番 荒川 賢 一 君	11番 南 和 博 君

◎欠席議員（1名）

5番 蠍崎 一生 君

出席説明員

◎美深町

町長 草野 孝治 君	副町長 川端 秀司 君
総務課長 中江 勝規 君	総務課上席主幹 小野 勇二 君
住民生活課長 桜木 健一 君	保健福祉課長 小林 一仙 君
農務課長 山崎 義典 君	建設水道課長 中林 秀文 君
会計管理者 後藤 裕幸 君	総務グループ主幹 内山 徹 君
生活環境グループ主幹 川端 健 君	税務グループ主幹 中野 浩史 君

保健福祉グループ主幹 和田政則君 農業グループ主幹 前田直久君
建設林務グループ主幹 田畠尚寛君 水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教育長 杉本 力君 教育次長 大堀裕康君
教育グループ主幹 元岡友之君 教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本 博君 事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守君 事務局長 竹田 哲君

◎議会事務局

事務局長 竹田 哲君 事務局副主幹 服部 満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。本日、5番 蟻崎議員から欠席の申し出があり、これを受理しております。只今の出席議員は10名です。定足数に達していますので令和5年第4回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（南 和博君） 日程第1 一般質問を昨日に引き続き行いますが、一般質問の状況をインターネットに録画配信するため議場内を撮影しておりますので、ご理解をお願いいたします。それでは一般質問をはじめます。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきます。本日私の一般質問につきましては、項目2つでございます。1つは行政ということで、総合計画の関係。それから2番目は福祉ということで、保健福祉関係の計画の案の状況についてお聞きしたいと思います。2つとも大変申し訳ないですが、幅広い計画の中でここということではなく、町長または教育長にポイントを教えていただきたいということで申し訳ないのですが、私も退職後情報がかなりないということと、あるいは町民の皆さん、それから議員の皆さんにも情報提供ということでよろしくお願ひしたいと思います。1項目目、行政です。美深町総合計画草野町長はじめてのローリング結果についてということでございます。総合計画は当初計画の策定後は今回令和3年度からの計画10年間ですが、その後は各年度でローリングを行い、情勢変化や行政のニーズなどへの対応を進めていると考えます。予算編成を控えたこの時期に状況を聞く必要性が高いと考え、今年度のローリング結果の概要をお伺いするものでございます。9月1日付の行政評価報告書によれば、5つの基本目標があるのですが、86の主要施策、162の多くの事務事業があります。町長、教育長のお考えにより抜粋で答弁をお願いしたいと思います。1つとしまして、総合計画の各5つの基本目標ごとのローリング結果と概要、ポイントとなるようなことがあれば教えていただきたい。例示としまして、新しく新規の事業、それから変更、廃止するなどの場合、それから継続だが重要なというような案件を中心にお願いしたいと思います。それからローリング結果のうち、特に町民に知らせたいことや協力を求めたいこと、あるいは理解を深めていただきたいというようなことがありましたらお知らせいただきたいと思います。それ

から3つ目ですが、これは基本目標にまたがるような課題として1つ挙げるとすれば、先の6月の私の答弁で、横断的な働き手の確保に向けた協議ということがあったと思いますので、その状況をお伺いします。福祉医療の人材確保のことでお伺いしたのですが、横断的な協議を指示しましたというご答弁いただきましたので、それがどのように進んでいくかお聞かせいただければと思います。それから上記の1と2の項目、基本目標3は、教育の分野ですので教育長に伺いたいと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深町総合計画はじめてのローリング結果についてご質問をいただきました。わたくしはじめてのローリングにあたってのヒヤリングにつきましては、1月の2日から8日まで4日間という短い期間で実施したもので、今回は令和6年度から8年度の個別の事業計画を中心に見直しを行ったものでございます。ヒヤリングの内容としては、各事務事業の内容と事業年度、事業費で大きく変更が必要となったものを変更したところであり、令和6年度予算編成に向けた細やかなヒヤリングや議論を行ったものはございませんので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。大きな事業等含めて予算編成の際に細かな議論等を進めていくような形に例年なっているのかなと思っております。今後においても、毎年向こう3年間の見直しをしていく予定でございます。まず総合計画の各基本目標ごとのローリング結果、概要とポイントについてでございますが、今回のローリング内容につきましては、令和6年度から3カ年の変更をしたものであり、その結果の中で「基本目標3 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち」教育長答弁以外の項目についてご答弁させていただきます。新規事業として追加したものにつきましては、1件でございますけれども、JA北はるかが上川ライスター・ミナル名寄工場に新たに整備を計画しております、麦乾燥調整施設増改築事業でございます。これはJA北はるかエリアで共同設置する麦乾燥調整施設の増築にかかる事業、今般のローリングで追加したものでございます。次に、変更となった事業でございます。主な事業としましては、循環型社会推進事業で計画しておりました、名寄地区衛生事務組合で整備する一般廃棄物中間処理施設にかかる負担金として事業費2億3,000万円の追加や、有害鳥獣捕獲等事業にかかるエゾシカ、ヒグマ、アライグマ等の捕獲頭数増に伴う事業費、1,500万円の追加。他に、厚生病院運営支援事業、OAシステム管理運営事業費などを含め、合計11事業で約3億9,000万円の追加となってございます。また道路整備事業や公営住宅長寿命化事業など一部の事業で計画の見直しなどにより6事業で約1億4,000万円の減額もあります。3カ年の変更額としましては、約2億5,000万円の事業費が増額となったところでございます。今回、廃止した事業はございません。2つ目に、結果のうち特に町民

に知らせたいことや協力を求めたいことはないのかについてでございますが、今後町政執行の大きな課題として公共施設の老朽化に伴い、多くの施設で長寿命化大規模改修が必要となって参ります。すでにまちづくり懇談会などでお話しておりますけれども、施設の改修工事の際には、町民の皆様には利用が制限されるなど多くの方々にご不便をおかけすることが想定されますので、ご理解とご協力をお願いしたいと考えてございます。その他にも、計画の推進にあたりましては、町民と行政、関係機関が一体となってまちづくりを進める必要がございますので、皆様の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。また令和6年度の予算編成に向けては総合計画の着実な推進を図るとともに、現計画の反省点も踏まえながら町にとって、まちにとって最適な手法を検討して参ります。3つ目に、各基本目標にまたがる課題と思われる点として、先の議会の答弁にもあった横断的な働き手の確保に向けた協議状況はどうなっているのかという点についてでございますけれども、働き手の確保対策につきましては、あらゆる業種等で働き手不足が進んでいるということで、現在も継続して検討・協議を進めているところでございます。この間、人材確保対策として農業分野での労働力確保支援対策や商工業での担い手支援の継続などのほか、ご質問にもございましたけれども保健師等人材確保条例の一部を改正し、医療介護分野についても対策を進めてきたところでございます。さらに10月には業種や分野を問わず海外人材受け入れセミナーを開催し、外国人の受け入れ制度や先進事例などが講師の方から紹介され、受講された町内の事業者の皆様には一定の理解が得られたのではないかと感じているところであります。また町内の民間の方が、マルチワーク型、1つのみの仕事に従事するのではなく、複数の仕事に携わる働き方のことかなと思いますけれども、マルチワーク型の労働者派遣事業を行う特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた検討を進めておりますので、町としても協力と今後の支援を検討している段階でございます。現在、課題の1つでございます除雪人材の確保を目指し、雪はねを主に美深の冬を体験してもらおうと地域おこし協力隊インターーンを募集しているところでございます。このインターーン事業で美深町を知ってもらい、将来的には通年で働き生活してもらえるよう地域おこし協力隊の積極的な活用で将来のまちの活性化に繋げていくことも重要であると考えております。以上、私からの答弁と致します。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 望月議員から基本目標3の分野、教育に関わる分野についてご質問いただきましたのでご答弁申し上げます。第3章 次代を創る人を育てるまち美深に関わる部分は、26の事務事業で、うち5事業について実施年の変更等がなされました。主な変更事業についてご説明させていただきます。教育環境整備事業について、教育用タ

プレット更新年度の見直し、体育施設運営事業について、町民体育館改修事業の工事の見直し、芸術文化活動事業について、COM100ボイラーの改修などについて見直しを行っておりまます。それぞれの関係者と協議を行い、町民体育館の改修に関しては具体的な工事期間が決まり次第、町民の皆様にお知らせしたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 非常に幅広い中でしたので、広範囲になりましたがご答弁をいただきました。もっと大変かなと思ったのですが、ポイントを絞っていただきました。概ねJA北はるかさんの施設の関係、あるいは名寄地区の衛生施設ですとか、有害鳥獣についても道の動きもあったのかと思いますし、厚生病院の関係、道路・住宅の関係ですとか、あとは町民と行政一体となって推進して着実に推進していくという答弁でした。それでどんな協議があったかということが主眼ですので、あまり1つ1つについては時間の関係もありますので省きたいと思うのですけれども、3番目に町長にですが3番目にお伺いします。すみません、ちょっとですね。基本目標ごとに若干どうだっただろうなということがありますので、ローリングの議論があったかどうかだけちょっと教えていただきたいなと思います。なければなかったということで良いと思うのですが、基本目標の1では、行政の情報化等の項目もありますが、1つとして自治体DXっていうのですか。デジタルトランスフォーメーションということで、デジタルを活用した行政、町民向けあるいは職員向けというのがあると思うのですがそのようなことを進めていくというような議論があったかどうかです。それから2番目については、2つですね。下水道、それから北部簡水については昨日も条例の提案があったわけですけれども、これが企業会計導入になるにあたって、採算性どうするかとか、そういったような議論がローリングの段階ではあったのか、なかったのか若干お伺いしたいと思います。今、手持ちでご記憶の範囲で構いませんので、お願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 細かな話があったのなかったのかという部分でかなと思うのですけれども、議論の中では先ほど申し上げたとおり主に事業年度ですとか、事業内容、そして事業費だとかそういった主にそこを中心に進めていますので、個別の部分についてはもう載っている事業については、予算査定の中で相談するというような形で進んでおります。デジタルトランスフォーメーションの関係については、今後まちづくりの中では小規模自治体であっても進める必要があるかなと思っています。今実は、機構改革全体を含めて諮問してございます。そういう中でどういった体制が必要なのかも含めて議論していただい

ている職員の機構改革の委員の中で議論していただいているというような状況になっております。あと、水道の関係でございますけれども、これはヒヤリングの前にすでに企業会計については協議しているということで、あえてこの中ではヒヤはしていませんけれども、全体には長寿命化、水道施設こういった部分等を中心に協議しているということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） あくまでローリングの範囲で引き続きお伺いしたいと思いますので、今のような形で結構だと思います。ただ機構改革で議論しているというのもお知らせいただきましたので参考になりました。それから基本目標の2ですけれども、これは産業の関係になりますけれども、これは1点だけなのですが今年の6月の定例会で条例改正しました快適住まい商工業振興条例の改正がありまして、中古住宅の購入について移住者のかた向けに制度をつくられたわけですが、その状況ですとか、あるいは移住者以外にもどうするかとかそういった議論はあったかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） もうすでに条例化されているという部分で、私からはお話を空き家対策、この辺が今課題になっているのと、空き家でも特に迷惑空き家というのですかね、そういった部分も今後課題になってくるのかなと思っています。ご承知のとおりホームページ、きたいっしょ推進協議会5件ほど登録して2件ほど新たな方が入居されたということで報告を受けてございますので、この辺はあえてすでに施策で推進させていただいているということでご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 快適住まい条例の動向については、今回はなかったということで、ただ空き家対策で5件の内2件が入居になったということで前進があったということなのかなと思います。それからちょっと飛びまして、基本目標の4なのですけれども、これは保健福祉の関係になるかなと思うのですけれども、実は来年度6年度は今度子育て計画、子ども子育て支援計画というのが5年間なのですが、7年度から5カ年の計画になります。それについての議論ですか、新たな子育ての昨日も議論がありまして、ただ美深では地道な取り組みを積み重ねているということなので、あれなのですけれども少子化人口減少に対抗するには新たな取り組み等もどうなのかということでそういった議論があったかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 少子高齢化含めて、これは本当にこれまであえてこのヒヤリン

グの中で、議論するまでもなく主幹課長会議というよりも政策会議の中で議論を継続して進めている課題でございます。新年度の子育て支援計画の策定、年ということで一定程度また予算がらみがあれば、予算査定の中で協議できるのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 次に、基本目標の3の部分です。これについては教育長にお伺いすることになると思います。先ほどのタブレットの関係、それから体育館の改築の今後の関係ですね。それから文化会館のボイラーの関係等ご答弁いただいたのですが、私としても気になった点、2つほどお伺いしたいと思います。先ほども町民体育館の今後については、ご答弁もありましたけれども、本年度耐震診断の調査を行って今後検討を進めている状況だと思います。先ほどもちょっとお話を触れられたのですが、例えば教育委員会で、まず内容を議論してスポーツ関係者の意見を聞いて、それから議会そして町民ということになっていくのだと思うのですが、その辺のもう少し議論の手順とかスケジュール感みたいなものがお聞かせいただきたいと思います。それともう1つ個人的な感じかと思うのですが、西里にあります伝承遊学館が郷土資料や保存、展示ということでは良い取り組みだと思うのですが、施設だと思うのですが、個人的には老朽化が大丈夫なのかなという気がしております。そういうような議論があったのかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） まずははじめの体育館の改修についてご説明させていただきます。現在、体育館の改修については耐震化診断及びアスベスト調査を行っております。その結果がまず第1に出たら関係団体に説明し、考えられる改修方法等については、まずここで協議したいと思います。その後、今のところでいくと来年度実施設計を予定しているのですけれども、その実施設計の段階において何回か関係する団体と、もし議会の方にお示しできるようになりましたら協議して参りたいと思います。それらが済むと改修の概要だとか改修時期、改修というのは体育館使えなくなる時期だということで町民の方に広く周知していきたいと考えております。2点目の伝承遊学館なのですけれども、私も教育長になって改めて伝承遊学館に行ったのですけれども、若干気になる点というのは外部でいくと軒の板を貼って止めている部分があるのですけれども、若干そこがビスが緩んでいるかなと。細かい所なのですけど。あと内部については、特段問題ないのかなと思いまして、早急に改修だとかそういう部分が必要という認識は今はしておりません。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それではこの項目わかりました。この項目について最後になりました

すけれども、先ほど町長の方から働き手の確保についてどのような状況かということでご答弁いただきました。その前にインターン、除雪の関係で若干答弁もいただきました。地域おこし協力隊インターンということで、私もホームページ上ちょっと拝見しました。これは意見というか感じた点ですが、社協がやっている除雪との関係性がどうなっていくのかなというようなこととか、あと怪我とかそういった補償がちょっと個人、自分対応というところがどうかなと思ったのですが、それは答弁結構です。それから海外の人材の関係についてなど、集まりを設けたり、地域づくりの協同組織の関係で進めているということなのですが、令和6年度に向けて今後取り進めとか、予算化するとか、そんなことはまだお考えはないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 引き続き新年度予算に向けて、担当課の方調整することになるかなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。1番目の項目、ちょっと広範囲で広く浅くなってしまったのですけれども、今後も私もこういった情報をもとに新年度予算これから皆さん大変なところを取り掛かると思うのですが、2月、3月にはまたお示しいただけると思いますので、一緒になって考えさせていただきたいと思います。それでは2項目目を質問させていただきます。項目2 保健福祉関係計画（案）の概要等についてということです。今年度3月までに策定を行います、向こう3年間の高齢者保健福祉計画、合わせて策定します介護保険事業計画、そして障がい者福祉計画について、現時点では「案」の段階と考えますが、3年に1度の大切な時期だと思いますので、策定内容の概要等についてお伺いするものです。1つ目は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の重要課題ということで、これまでの計画書の柱が8つほどの重要課題というのがあったと思いますので、それと主な方向性、それと私たち町民がこれから考えていかなければならない心構えみたいなものがあるようであれば教えていただきたいと思います。また次の項目ということで、2つです。基本的な押さえとしまして、高齢者人口、要介護者等介護サービス標準給付費等の見込み、昨日もやり取りありましたけれども、介護保険料のそれぞれの推計状況についてお知らせをいただきたいと思います。これらは高齢者人口、要介護者等、保険料算出に必要な標準給付見込み額については、第8期との比較で大まかに教えていただければと思います。それから2つ目として、本町の予防・救急、予防でいいますと予防接種、それから人間ドック、健診、ちょっと資料を見ますとコロナワクチンでは、ここ2年半の間で集団が1万人超え、個別が6,900人ということで、コロナワクチンについても1万6,0

00人を超えるような予防接種をいただいたようです。延べですね。そういった予防もそうですし、外来入院ももちろんです。そして救急も含めた医療提供。そして地域包括ケアにおいても重要な役割をもっていただいております。美深厚生病院の今後の病床機能について見直しが行われるとのことありますので、お知らせいただければと思います。それから2番目は、障がい者福祉計画の関係です。これは柱として、基本目標というのがありましたので、その基本目標などと主な方向性、それと私たち町民に必要な同じように心構えというようなものがあればお知らせいただきたい。それと各項目ということでは、1つですけれどもこれも基本的な押さえになるのですが、対象となる手帳所持者数等の現状、新たな取り組みなどについてお知らせいただければと思います。現段階のものをお知らせいただきたいと思います。手帳所持者数というのは、身体障がい手帳、知的障がいの療育手帳、それから精神障がい者保健福祉手帳等となっておりますのは難病患者さんですか、発達障害の方々がいらっしゃると思うが、そういったものもわかれれば現状お教えいただきたい。これについては令和2年度との比較でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 次に、項目の2つ目、保健福祉関係計画（案）の概要についてご答弁申し上げます。まず、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画についてでございますが、介護保険事業計画にかかる、まちの重要課題としましては、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材確保及び介護現場の生産性向上があります。第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にかかる必要な推計値について申し上げますと、高齢者人口は平成26年度をピークに減少しており、令和6年以降も減少していく見込みですが、要介護認定者数や高齢化比率は緩やかに上昇すると見込んでおります。標準給付費は、第8期計画より増加する見込みであり、こうした情勢を踏まえると現在の保険料を据え置くことは難しいと考えておりますのでご承知いただきたいと思います。心構えというのですかね。の部分に関してですが、平均寿命が伸び、長生きとなった一方で認知症や寝たきりなど要介護状態となる人も増えております。住民の皆様には、元気なうちから介護予防に取り組んで健康長寿に努めていただきますようお願い申し上げます。美深厚生病院の今後の病床機能についてですが、来月から病床機能の変更が予定されておりますが、救急告示病院としての役割はこれまでどおり維持されます。また12月7日に、美深厚生病院の運営委員会が開かれ、詳細の説明が運営委員の皆様にもあったところですけれども、入院患者への医療の提供もこれまでと特段変わりはなく、不利益を被ることはございませんのでご理解のほど願います。次に、障がい者福祉計画についてですが、障がい者福祉計画にかかる基本目標としては地域包括ケアシステムの構築、

地域共生社会の実現、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備があります。心構えの部分に関しましては、障がい者差別解消法の改正により令和6年4月から事業者にも障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されます。障がい者に対する偏見や差別を排除し、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会を目指すことが大切だと考えております。障がい者手帳所持者数の現状について、令和2年度と比較してみると、身体障がい者手帳が206人から199人、療育手帳が61人から63人、精神保健福祉手帳が27人から29人となっており、大きな変動はないのかなと思っております。国や北海道の基本指針に即し、地域ニーズを把握、必要な修正を加えながら次の計画を策定して参りたいと思います。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 答弁いただきました。まず1つ目の項目であります、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係なですけれども、答弁の中でちょっと人口ですか、要介護者数、給付費見込み額、ちょっと難しいのかと思いますが数字では答弁いただけないのかどうか。難しければ結構です。ただ、ちょっと追加で高齢者人口比率ですね。高齢化率どうなるかは、数値でお願いできないか。それから要介護の認定率、これ恐らく高くなるということだと思うのですが、もし数字でわかれればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 失礼いたしました。高齢者人口、令和5年度1,664人から令和8年度で推計1,543人。減少するということですね。続いて要介護認定者数の推計値といいますか、令和5年度345人、323人に減少するという。3つ目の標準給付費、令和5年度の推計値が5億4,164万8千円。5億4,164万8千円に対して令和8年度5億5,663万円に増加するという。最後に高齢化率ですか。令和5年度推計値は43.2%、令和8年度43.1%ということで0.1%ちょっと下がるのかなというようなことになっております。それと認定率ですね。私の手元にある第8期の福祉計画、介護保険事業計画によりますと第8期の中では、令和3、4、5でいくと20%前後、令和5年度で20.7%という風に見込みされてございます。第7期で17.8%から19.4%、第8期で19.5%から20.7%が見込まれていますので、若干令和6年度以降ですか、21%を超えていくのかなと。そんなことで、この計画には記されていますので、ちょっと私の知っている範囲ではその認定率でご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君）これについては、正式には高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が定まった時にということになると思います。現在、作業中ということもあるかと思いますけれども、昨日も介護保険料のところでお話がございました。やはり高齢者人口がかなり減ってくる推計があって、要介護者数は少し減少する。給付費は増加するということで、恐らく80、90というか長寿の方が割合が増えるのではないかなと思います。ですから、介護サービスの費用が施設ですかねと増えるのかなと。それはダメなことではないと思うのですが、認定率が上がってしまうのもやむを得ないのかなと思っております。保険料、そういう状態が今日もまたはっきり理解できるかなと思います。これらが介護保険料の率にかかるわけですね。要するに保険給付費をかなり乱暴にいいますと人口で割って、計算するというような流れでありますので、必然的に高くなる可能性が高いのかなと思いますけれども、これまでの基準額というのは、4,500円です。標準、9段階の真ん中の方で4,500円ということです。ただしこれは前回の計画を見ると、5,370円で最初は出たのですね。そして870円基金の積み立てを使っていくことで4,500円ができるということで動いて参りました。すみません。ちょっとお手元でわかるかどうかなのですが、基金のそういった効果は、今回は期待できない。あるいは効果あるとすればいくらくらいあるかというのがわかりますか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私もその介護保険について、今回レクチャーを受けたわけでございますけれども、第8期の時は5,370円の当初の推計といいますか、中で基金が当時4,900万ほどあったということで伺ってございます。これを今言った3年間870円を充当してきたということで、4,500円に据え置いてきたということで、この上川北部でも音威子府に次いで安い保険料で、このまま6年間据え置いてきたということでご理解いただければと思います。現在、基金残が1,800万円ということで充てたとしてもわかるとおりほんのわずかな額になるのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 非常にそういう面では厳しい状況があるのかなと思います。今、町長からもお話をありました4,500円は、管内で下から2番目。道内でも下から9位、安い方から9位、それから厚生労働省の資料を見ますと美深町が出てきまして低額保険者の4,500円までが低額保険者になっていまして、全国で下から18番目でした。実質は14、違いますね。金額にすると14位ということで、全国の平均は現在6,014円、全道が5,693円ということで、上川管内も21保険者あるのですが、18保険者ですね。町村といいますか、それで5,000円を加えているのが今です。それから6,000

円を超えているのが、その内8保険者で既に6,000円も超えていると。5,000円未満きっているのは、音威子府と幌加内とうちというような状況かなと思っております。美深は、ケアプランはもちろん訪問看護、ヘルプサービス、用具の貸与、住宅改修、デイサービス2カ所、それからグループホームも2カ所、特養もあり小規模多機能型という、今注目されているようなこともあります。それでも4,500円だったということは、ほぼ奇跡に近いと考えるわけです。ただ、今、町長からお話をありましたとおり基金も厳しい、さらに昨日もやり取りありましたけれども、1号被保険者の割合が23%ということで決まっております。それを減らすことはできないと。2号被保険者の方が27%で50%、残り半分を国、道、町で負担するということで、この23%を下げてもらうしかないような状況かなと思います。1つ言われているのは、今所得段階を増やして所得の高い人の金額を増やして、所得の低い方のできるだけ抑えるというほかないのかなと思いますけれども、まず現時点で全国ですか、全道ですか、そういう他の情報があるのかということが1つと、今厳しいという中で、ただ高齢者の皆様の年金も上がるでしょうけれど、物価より上回ってない、抑制されていると思います。そんな中で少しでも負担する方法がないのかどうか、厳しいと思うのですがご答弁いただければと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 介護保険の保険の策定の委員会の方に、私は委員として入っているわけではないので、詳しい情報は押さえておりませんけれども、先には議員がおしゃられたとおり、所得階層の高い方のそれを増やすというか、見直していくというような情報は担当の方からお伺いしてございますけれども、私の知り得る範囲ではその程度ということでご理解いただければなと思いますし、この最後の方の質問の部分もこれまで私の方から答弁してきた議員さんに説明してきた以上の答弁は、ちょっと現段階では厳しいのかなと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） そうですね。所得段階のお話もまだ正式にということではない、ただ国の情報としては新聞に出ておりますので、それでお尋ねをしたところでございますが、本当に制度的には、このままいったら何千円になっていくのかということでいうと見直しを23%というのをどうなのかというのが、起きないのかなと思っているわけですけれども、報酬もまだ出ておりませんので、非常に厳しいのかなと思います。ただ町長も昨日もそうですけれども、やはり昨日も同僚議員と議論ありましたフレイルの予防ですか、介護予防、認知症の予防、もう少し広くいうと生きがい社会参加ということ、これがセットになっている計画ですので、計画自体は議決を要するものではないのですけれども、

介護保険料の議決もありますので、最終案の段階で事前に議員に資料を用いて説明も再度していただけないかなと思います。それと合わせて今回、一般質問からは外したのですけれども、特養の基本設計についても進んでいるかと思いますので、設計決定される以前にできれば合わせて議員や町民に説明をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとスケジュール的にどうなのかなっていう風に、そこまで詰めていませんので、何とかそういう機会を設けられたらいいかなと、調整させていただければなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） そうですね。保険料については、また大きなことですし、特養のこともあまり触れませんでしたけれども、多くを町が負担するということが考えられますので、よろしくお願ひしたいと思います。次に、厚生病院の関係です。答弁をいただきました。救急あるいは入院等、特に変わらないのではないかというような方向だと思います。心配しなくてということだと思いますが、今回ちょっと一度ご説明を聞いたときは、人材確保が難しいというのもあったようですが、そうではなくて現在の美深厚生病院の本当の実体というのでしょうかね。その役割というのですか。それに合ったような見直しではないかと考えております。医療の現場では、美深町内という1次医療圏というのと名寄市立を中心とした2次医療圏と旭川を中心とする3次医療圏ですか。そういうことでいうと美深町内の1次医療圏としては、本当に適切な医療体制ではないかと。その中で適している見直しではないかと感じているのですけれども、町長はいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 同じような考えでいるということによろしいでしょうか。はい。ご承知のとおり瀬尾医院さんが閉院されまして、今唯一の公的地域の病院でございますし、日本最北の厚生病院ということで本当に地域の安全・安心を守るためにも何としても、この厚生病院、持続ある病院体制を維持していただきたいというのが基本かなという風に思ってございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今の町長答弁、基本的に押さえての上でなるのですけれども、この後同僚先輩議員からも質問あるようですので、簡潔にしたいと思うのですが収支の関係ですね。これは主体となるのはもちろん厚生病院なのですけれども、収支の差額負担をしているということでいいますと説明をされているのかなと思います。入院単価は低めになるのかなと思うのですけれども、患者の数ですとか、入院の日数ですとか、あるいは費用の

効率化ということでは必ずしも収支に悪くなるというようなことでもないと、そういうことも言えるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先に説明したとおり、病院としては医療点数が下がる部分もございます。町民というか病院に掛かる方については医療費がちょっと下がる部分も出てくるのかなという風に思います。あと全体としては、その医療スタッフ、今看護師不足、厚生連全体でも言われています。そういう部分を今看護助手ですとか、看護関係職員を増やしてカバーしていくと。そういう現実的な計画が示されておりますので、全体の経費については、ちょっと今即答できる状況ではないのかな。また運営委員会の中でもご質問ございましたけれども、ちょっと今即答は難しいと。その辺もしかすると増えるかもしれませんし、その人件費も今ご承知のとおり派遣ですとか、民間から来ているということでそういう経費も重なっている部分がちょっとなくなる部分もありますので、その詳細含めてちょっとまだどうなのかという部分はちょっと説明が難しいのかなと。そんな状況ということでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 費用面ももちろん厚生連さんの方としても収支を良くするということについては、普遍的な努力をされていると思います。状況によっては、ただ診療報酬も今はまだ決まっていないようで、低くなるような薬価が低くなるような話もありますし、この辺については厚生連側に引き続き経営の努力をしていただきたいと。これも町長も同じだと思いますけれども、感じます。それから1つ心配だったのが同じ入院が例えは1日30人がいて、今後も体制が変わったけれども30人というようになった場合、人の体制は緩くなったりとして、減らされると働く人の労働が強化されてしまうのではないかというような心配、ちょっとこれは厚生連さんの運営ですけれども、ただ町として赤字補填をしていたり、これは委託をして、あるいは工事請負をしてもらっているのと同じように働いている人の状況を気にするのは当たり前だと思いますが、そういった労働の強化にならないかというようなことについては、何かお聞きになっているかどうかお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 厚生連、美深厚生病院の方から既にそういうのを見越して、ワーキンググループ会議という組織がございまして、これは医師・看護師だけではなくて全体の働き方について、見直しするような形で話を進めているということで伺ってございます。看護師が減る一方、保護者の看護助手そういうものを充実させていくということが基本的な考え方でカバーしていくと。そしてリーダー業務を見直したりですか、回診時間を

見直したりですとか、体制について色々工夫しながら進めていくという風に説明を受けております。以上でございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。方向を見越してですね。内部で協議されているということですので、理解したいと思います。今後も地域包括ケアというのもありますし、先ほど言いました予防・救急、引き続き経営に努力いただきたいと思うのですけれども、この小さな地域でも医療というのは、本当に厚生連だからやっていただいているというか、やっていっているのかなと思います。命もそうですし、福祉介護サービスもやっていただいているということで、守っていかなければいけないと思いますので十分連携を図っていただきたいと思います。それから最後、障がい者計画の関係です。手帳の関係も答弁いただきました。お手元にあるかどうかで構わないのでですけれども、難病患者さんですか、あるいは難病患者さんですか、あるいは発達障害の方とかの現状というのは、手元にはないでしょうかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと手元ないです。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。それからちょっと押さえとして、あるいは状況が兎角見えないものですからお聞きしたいのですけれども、町内今現在で結構なのですけれども、高等養護学校の生徒さんの数というのがどのくらいいらっしゃるのか。それから町内施設、今1カ所になって「はれる」ですけれども、その入所の人数、それからグループホームの人数、カ所数ですか。それから町外に入所されている方、これも費用出しているのですけれども、その概要がわかれればと思ったのですが。

○議長（南 和博君） 望月議員に申し上げますけれども、基本的に一般質問ですので、あまり細かいところまでは担当部局の方の答弁になってくるので、大きくとらえた質問にしていただければ。町長の方で、今の質問に答弁できる範囲で答弁よろしくお願いします。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 今、手持ちの資料がございませんので、時間をいただくか、また終わった後に数字を提供するかどちらか。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 終わった後いただければ。今、お手持ちでないということなので、終わった後でも構いません。ただ当然なのですが、養護学校さんにも来ていただいている、それから町内施設グループホームにも沢山いらっしゃいますということが私も理解したい

し、皆さんにも理解していただきたかったということです。先ほど、町長も答弁ありましたが合理的配慮というのが4月から、来年からはじまるということで、何か早速PRしていただいたと思います。ホームページですね。何か事業所や商店さんなどから環境整備とかそういう相談などは来ているようなことはありますでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 周知については、ご承知かと思います。商工会の方でも全町の事業所に対して、そういうパンフレット等ですね。これから配布する、そういう形で準備しているという話は伺ってございます。特に私の方に、そういう具体的な相談があるない含めて、ちょっとそこまではちょっと承知しかねますのでご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 最後になりますが、農福連携ということで9月にも若干質問させていただきました。これまで働く場ですとか、就労機会というのも計画にあるわけですが、関係機関等々の協議によって内容を充実させてはどうかというような考え方もあるのですが、町長何かお感じになっていることあるでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 内容の充実って具体的にちょっと今思い出せないでいるのですが、どういった内容でしたでしょうか。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） そうですね。兎角ちょっと抽象的な形で終わっているかなと思って、もうちょっと実際に町内で働く場を具体的にですね。現在もあるけれども関係機関と協議していくというようなことがあればと思ったのですが、特に今手元になければ結構ですが。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） その辺も計画策定の中で議論されているのかなと思っていますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） その辺も今の質問の中で意見的なものを申し上げましたので反映させていただければと思います。これも議会の議決が必要ないのですが、是非そういった機会を説明の機会をつくっていただきたいお願いを申し上げて質問としては終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 答弁はいいですか。

草野町長。

○町長（草野孝治君） さすが元保健福祉課長。ということで色々な角度からのご質問をいただきました。私もまだまだこの様々な保健福祉介護の計画について更に勉強して、住み慣れた美深町の中で安心して、いつまでも住んでいただけるようなまちづくりに努力して参りたいなという風に思いますので、今後ともアドバイスをお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 以上で2番 望月君の質問を終わります。

次、7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは一般質問をはじめさせていただきます。項目 産業。件名 美深振興公社の健全経営について。美深振興公社は昨年7月資本金の増資とアウルとの合併で営業基盤の強化を目指し、先般の9月議会では、入館料以外は明年1月1日から、また入館料についても4月1日からの値上げを決定しましたが、日帰り客の昼食や夕食の提供もできていない状況です。特に1・2月は1年のうちでも最も重要な時期と認識しております。以下の要点を中心に考え、方針を伺います。1、過去には町職員の派遣もあったが、今後の考えはどうか。2、温泉提供のチョウザメ料理の開発は。3、町として経営安定に向けた指導等についてお聞きします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） まず項目1 美深振興公社の健全経営についてのご質問についてご答弁申し上げます。1つ目の今後の町職員の派遣の考え方についてでございますが、現在も働き手、人員不足が大きな課題となっております。その改善策として、町職員の派遣も1つの方法かもしれません、現在のところ町の職員も中途退職や休職により厳しい状況でございまして、新年度含めて派遣の計画はしておりません。令和3年度、令和4年度の2年間、町の職員を退職派遣して事業の効率化、第三セクターの道の駅、アウルとの統合を図って参りましたが、今年度は7月の人事異動で第三セクター担当職員、担当参事を配置したところでございます。法人の職員としての身分は持っておりますけれども、最大株主である美深町が行政の立場で、びふか温泉の運営を中心に支援してきております。来年4月からはびふかアイランドの運営とPRなどで活用する地域おこし協力隊1名を任用することとしておりますので、改善される部分もあるかと期待しているところでございます。2つ目の温泉提供のチョウザメ料理の開発についてでございますが、びふか温泉のチョウザメ料理については、これまでレストランのメニューでチョウザメラーメン、チョウザメ丼、お刺身、フライ、ハムサラダ、スクランブルキャビア、チョウザメのひれ酒などを提供しており、宿泊者や宴会料理にはお造り、酢味噌和え、チョウザメハムサラダ、西京焼き、天ぷらなど数多くのメニューを提供している他、道の駅の物販といいますか、特別販売でチョウザメフライ、チョウザメスティックなどを販売し、好評を得ているところで

ございます。今後においても随時新たなメニュー開発を検討していくと伺っております。提供していくメニューは随時変わるので、機会をつくっていただきご賞味いただけた幸いです。3つ目の町としての経営安定に向けた指導等についてでございますが、先ほど申し上げましたが、当面は第三セクター担当職員の支援を継続するとともに支配を中心とした指導が基本になるのかなと思っております。さらに株主役員様、皆さんベテランの経営者でございますので、株主総会、臨時株主総会を通じご意見、アドバイスをいただいているところで引き続きご指導ご助言を賜り経営安定へ向け対応して参りたいと考えているところでございます。なお、10月に採用した職員は、前職でホテル勤務を経験されており、利用客からも評判も上々でございます。これまでの経験を活かしながら人材育成して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 町職員の派遣ははいということで、わかりました。2つ目のこのチョウザメ料理の開発はということなのですが、私はこの昼食、夕食も出されていない状況で、このチョウザメ料理が後退していくのではないかということが年頭にありましたので、この質問を出させてもらいました。今、10月にホテルにいた方が入られたというのは、私も認識不足でわからなかったですけれども、今その調理をやる方はどういうような人数とどういうような分野の調理、洋食だとか和食だとかわかれれば教えていただきたいです。

○議長（南 和博君） 小口議員に申し上げますけれども、振興公社の経営の中身に入ってくると一般質問とちょっと違う形になるので、町の振興公社への対応ということを主眼に質問をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

草野町長。

○町長（草野孝治君） チョウザメ料理が後退するのではないかというお話でございましたけれども、今、会食、宴会、敬老会もそうでしたけれども、私が出しているものはほとんど全て、先日も北はるかもち米組合、下川、美深の組合の収穫感謝祭が行われたわけですけれども、全てのメニューにチョウザメ料理が使われている状況にございますので、日中の部分についてはちょっと食事できませんけれども、そういったことでご理解いただければと思います。あとびふか温泉の調理師さんの関係でございますけれども、調理師さん3人いたのですけれども、ご承知のとおり1人独立されるということで先日退職されましたので、今調理師さんは2人。あと調理をサポートする職員がいるということで抑えているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これはもう毎回質問しているので、これ最後にしますけれども、今、議長からも指摘があったとおり第三セクターですから過去にも第三セクターは理解しているつもりですけれども、社長にあってるのも現実の話ですので、やっぱりそこは避けて通れないなと私は認識しております。この温泉のことは、9月の定例会の議案にもありました先ほども要旨をいいましたけれども、入館料以外は1月から入浴料は4月からということで、5人の議員が激論の末、私も苦渋の決断だと議事録に載っていますけれども、苦渋の決断で賛成討論もしましたけれども、今言ったこのような昼食夕食も出されていない状況で、あえていいますけれども、この質問は6月にも私一般質問でしているのですけれども、その時の町長答弁は、第三セクターと言えども株式会社である限り、経営者は常にお客様、利用者様、株主様、そして従業員、仕入先など自らの会社に関係する方々に対し責任を持ち続ける義務があると思っており、自分がそれを預かっているという厳しい自覚を持つこと、責任を持つことが経営責任と思っており、これらのことを行に銘じ指導助言をいただければという答弁で終わっていますが、それがはっきり言ってこの結果です。ですから、もう少し肝に銘じて私はやっていただきたいというので、最後のこれは答弁でいいですからお願ひします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 小口議員さんからは、私が町長になる前から第三セクターびふか温泉に対して色々ご発言いただいている、ご質疑いただいている部分は経過含めて承知しているところでございます。本当に職員の中途退職によりレストランで欠員生じているということで、一般的の利用者へのサービス提供休止して大変申し訳なく思っています。1日も早く再開したいということで商工会会長であります代表取締役とも相談している状況ですけれども、他の事業者とも含めて大変働き手確保に苦労されているということです。私も個人的に求人にあたっておりますが、本当に中々年度途中で人がいないというのが実態でございますので、経営責任については議会の広報等にも報告されてございます。私も再認識しながらこうした状況の中にあっても料金改定を予定していることから、一層利用者の立場になって頑張っていかなければならないかなと思います。6月、前町長から社長を引き継いだわけでございますけれども、本当に厳しいのが実態ではございますが、実は近々臨時株主総会というのですかね。何か集まりが予定されていまして、ちょっと上半期の状況について、これ仮数字でございましたけれども純売上高が前年に比べて7.7%ほど、1,500万ほど増えているということで2億800万ほどの売り上げということと経常利益というのですかね。利益が約1,600万ほど上期ではプラスになっていると、黒字

になっているということで仮報告をいただいているところです。例年下期、大変入込も減ってきて厳しくなるので、今後も次の臨時株主総会の中でお話があるかと思いますが、何とか年度末には黒字を出せるように黒字を出せるように努力していくように役員、または従業員一同頑張っていけるよう努めて参りたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 確認ですけれども当然そういうことが決まっていれば、胸張って町長も答弁するのだろうと思うけれども、現状の今厳しい求人を行っている中で、12月も現状のままでいくというようなことでよろしいですね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど答弁申し上げたとおり1日も早く再開したいというのが、考えてございますので、人がいないことには再開できないということをご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは、振興公社の問題はこれで終わりにします。2つ目、項目は社会福祉。美深厚生病院の病床機能の変更についてです。前段の同僚議員の質問もありますので、重複することがあるかと思いますが、そこは避けていただいて結構です。よろしくお願ひします。美深厚生病院がすべて療養型に変更されることに伴い以下の要点を中心に伺います。1つ、救急搬送の患者・外来診療の受入れは従来どおりになるのか。2つ、デイサービスの受入れに変更はないのか。3、病床機能の変化で、美深町としての運営支援補助金にどのような影響が出てくるのか。以上でよろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 項目2 美深厚生病院の病床機能の変更についてのご質問についてご答弁申し上げます。まず1点目の救急搬送の患者・外来診療の受入れは従来どおりなるかについてでございますが、病床機能の見直しを行いましても、救急告示病院としての役割は、これまでどおり維持されるということで、先の運営委員会を含めて説明をいただいているところでございます。次に、2つ目デイサービスの受入れに変更はないのかという部分でございますけれども、美深厚生病院に併設しているデイサービスやすらぎの受入れについてでございますが、今回の厚生病院の病床の機能の見直しに関わってデイサービスの受入れに影響を及ぼすものではないということで説明を受けているところでございます。続いて3つ目、病床機能の変化で、美深町としての運営支援補助金にどのような影響が出てくるかについてでございますが、先ほど議員の質問にも一部お答えしているかと思

いますけれども、この変更によって入院患者に対する医療行為については、これまでと変わりなく、利用者に不利益になることはございません。しかし、診療単価が変更されるとということで、下がることとなるため収入が減少するという影響が想定されます。一方で利用者から見ると医療費の負担は下がることになるのかなという風に思います。病院の運営には様々な要素が含まれておりますので、今回の病床機能の変更だけを持って運営支援補助金の増減を現段階で明確に確定することはできませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） この問題は11月の今年度自治会との町政懇談会の時に、私もそういう情報を聞いたものですから、その時町当局に伺ったところそういう情報はまだないということで、今年の12月はじめて全員協議会でこの療養型に変更になるという説明を受けました。そして12月7日に厚生病院の運営委員会が開催されましたが、これから先ほども議論があったのですけれども、人口減になって美深の医療体制をどうするのだと色々な話の中で、町の方の方針もしっかり持っていないのではないかなど。ちょっと酷な言い方かもしれないですけれども、ちょっとそういう印象を受けたものですから、段々人口が減ってくるのはもちろんですけれども、総体的な人口が減るから高齢者人口も減っていると私は思っているのですよ。高齢者人口だけが鈍化するだとかそういうことはない。全体的な人口が減ってくるから高齢者も減ってきていると私は考えているのですけれども、この辺の問題に対しても、一部の町民からは何の情報もないと。どういう風になってくるのだろうなというような声も興味のある方は聞いてきます。ですから町もこの議会が終わったら早急に広報情報やら療養型に変更なりますけれども、従来どおりですよというような広報に恐らくやっていただけるのだと思いますけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 実は、事務レベルでは事前に協議を進めていたということで、ちょっと連携して進めてございます。私も町長になってはじめての厚生病院の運営委員会でしたので、もっと早くこういうことは相談できないのかというようなこともお話ししてございましたけれども、11月24日に私の方に細かな部分含めて、今ご答弁申し上げたことについてご説明ございました。その後正式に12月7日運営委員会、そしてこの後上川北部地域医療構想調整会議に諮る中で、進めるということで厚生連としては、保健所等々とも調整を進めながら今回の病床変更に至ったということでございます。あくまでもこれは運営しているのは、北海道厚生連ですので、厚生連の方針に基づいた運営になるのかなと思って

おります。私は、町内唯一の公的医療機関として、一次救急を担ってございますし、先ほどお話ありましたけれども、新型コロナウイルスの集団ワクチン接種、実29日間、延べ、1万40人の方に集団接種を行っています。この他、個別接種、インフルエンザ他のワクチン接種も担っている病院でございますし、人間ドックですとか、特定健診など本当に町民の健康管理事業、高齢者、先ほど小口議員がおっしゃったとおり人口減、高齢者の減、だけど高齢者の率は決して下がっているわけではありません。瀬尾先生が閉院した後も、羽田先生が着任し3名体制を維持していただいていると。このことを続けていく事が、私は大切なことかなと思っているところでございます。美深だけではなくて、今厚生連全体でも医師・看護師の医療従事者確保が大変厳しい状況、そういう状況にあっても先ほどもご答弁申し上げましたけれども、日本最北の厚生病院として町内唯一の公的医療機関として地域の安全・安心を支えるためにも持続ある病院経営に取り組んでいただくことが、まずは大切なことかなという風に思っておりますのでご理解いただければと思います。周知の部分でございますけれども、ちょっと今厚生連の方でどのような考え方をしているのか。あと逆に患者さんというのですかね。病院にかかる側にしては同じような状況なので、かえって混乱するのかなという心配はないわけではないですし、あと入院患者さん辺りへのレクチャーになるのかどうなのか。その辺については、町の方でどういう風に進めていくか。それと厚生病院とも相談させていただければなと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今、発言することはすごい迷っているのですけれども、厚生病院、本当に3人体制にしていただいて、医者ですね。医師3人体制で本当に胃カメラだとかそういうようなものも充実してきて、大変ありがたいなと思っています。ただ、やっぱり何て言ったって経営ですから、経営によって不足の部分は町が補填しております。そこで病床数を見ると療養型に変わるといえども、これからどういう風になるのか全く未知の世界ですけれども、52床ある内、実際稼働しているのは20床ぐらいの私の認識ですけれども、これは町長に言うのも、答えられたらいいですけれども。いないのが1番いいですね。もう部屋なんてないぐらいの。病院がないのは良いに越したことないです。健康的なまちづくりには。だけど、今度それがある現実によって今言ったとおり病院の経営ですから、段々町もつぎ込まないと駄目。そこら辺のジレンマ私も本当にどういうことになるのかは自分でも考えはわかりませんけれども、町長何かそのような美深の医療体形のことを全体を考えてお話しできることがあったらちょっとお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 入院、私ちょっと定かではないのですけれども30床ほどという

ことで、伺ってございます。それと基本的にうちの厚生病院ですけれども、専門治療については名寄市立総合病院に行っていただいて、その後のフォローということで、回復期・慢性期を担う病院という風に説明を受けてございますので、そういった部分、または救急で町民の方に何かあったら対応するということで、本当に地域になくてはならない病院、それを維持していただいているということでご理解いただけないかなと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは、質問を変えます。3点目、項目 行政。件名 道有住宅の在り方について。件名は道有ですけれども、国はないのではないかと思って道有にしたのですけれども、もししくはあればそれをお聞きしますけれども道有の職員住宅の取り扱いについて、該当する官庁などにどのような要望等を行っているのか長期の空き家の除去、払下げの協議はあるのか伺うものです。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私も詳細を抑えていませんけれども、国も出先機関がございますので、国の住宅も何戸かわかりませんけれどもあるのかなという風に思っています。住宅、道有住宅の在り方についてということありますけれども、基本的には北海道が管理している住宅なのかなと思います。やっぱり北海道教育委員会、こちらも高等養護学校等も住宅があるのかなと思っております。現在、美深町内には住宅の他、物置なども含めて70棟あまり道有建物があります。ちょっと住宅何件、物置何件とは把握できていないのですけれども、歳入として固定資産税に相当する国有資産等所在市町村交付金が入ってきている現実もございます。この道有住宅等は北海道の所有であることから今まで美深町から空き家の除去ですか、払下げなどの協議を行ったことはございません。ただし今後これら建物の老朽化が進み、生活環境に大きな影響が及ぶような場合には対応も依頼することも考えなくてはならないのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかりました。これ空き家対策ですか色々問題があって、道有住宅も私もたまに散歩するのですけれども、今冬の時期ですから、雪止めしたままで放置されていますよね。結構そういうのが見受けられます。そういうのを何とか払下げでもしていただいて、高齢者のところには何か、それまた公営住宅法だと出てくるのかもしれないのですけれども、何かそのような協議があるものなのかなと思っていたけれども、今は全く協議がないということなので、是非ともそういう協議をしていただいてもう使わないものであれば本当にここに書きましたけれども、除去するなり綺麗にしていかないと民間のところだけはそういうような政策を打って、道がこのようなことをやっているのではど

うにもならないと私は思っています。町もちゃんと道に働きかけて、何とかするような方策を見出していくべきだと思いますけれども、これからの方針をちょっとお伺いいたしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 北海道の住宅なので、あまり例えば迷惑家屋だとか、危険家屋的な部分が含まれるのであれば協議が必要かなと思います。一部美深警察署建て替えの時に警察の官舎について相談をしたことがございます。古くて使わなくなったものは解体していくというような話を聞いた記憶がございますけれども、払下げを受けたとしてもそのまま入るという形も簡単にはいかない。また余計経費がかかるのかなという風に思ってございますので、この部分については、そういう生活環境に本当に大きな影響与えるような部分については、あらかじめそういう道、国の機関の方と懇談する場がございますので、お話をさせていただければなと思っていますので、ご理解していただければと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと外れるかもしれないですけれども、該当する官庁などにどのような予防等を行っているかという質問なので、ちょっと外れるかもしれないですけれども、あえて聞きますけれども。これは同僚議員の中でも指摘があったのですが、はっきり言いますと美深高等養護学校の住居です。住宅ですね。これは私の記憶では、建設費も美深町が補助していると思います。協力会費も出していると思いますけれども、町外に居を求めて通ってくるというような実態がありますよね。折角このような空き家ですよね。結局は、他所に行って通勤するのですから。そこら辺のことなどどのように要望を行っているのかというのに含めて、ちょっとこじつけかもしれないですけれども、それも当然美深にやっぱり住んでいただきたいというような願いなですから、そこら辺の考えもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） これは高等養護学校ばかりではなくて、高校も小中学校も言えるのかなと思います。今、中々必ず美深に異動になれば美深に住んでほしいというのは、私も同じような気持ちでおりますけれども、中々夫婦共稼ぎということで名寄に住まいして美深、違うまちというような方も結構おられると伺っています。中には旭川から通われている方もいると伺ってございます。校長等々お話しする時は、そういった部分もお話しする時はそういった部分もお話して、いるところはございます。特に高等養護学校の部分、ちょっと生徒数の減によって、今臨時学級減もございますし、先生や寮母さんというのですかね。職員も減ってきてるのは実際ございますけれども、やはり共稼ぎが多くなって

きているみたいです。そして特に美深は若い先生方が多いということで、中々住まいされないという部分もあるのかなと思いますし、それは見てのとおり老朽化も進んでいる部分もあるのだと思いますけれども、やはり道の建物なもので北海道も大変財政厳しいということで、他にも体育館ですとか、寄宿舎、寄宿舎の中のところだとか、建設当時のままで相当傷んでいるのでそういう部分も高等養護学校の所在、町村長、教育長といった会議の中でもとおして道教委に要望したりした経過もございますので、引き続きそういうような形で常に気にしていきたいなという風に思っていますのでご理解よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） それでは、ありがとうございます。一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、7番 小口君の一般質問を終わります。

◎日程第2 議案第38号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第38号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第38号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する一部改正について提案説明を申し上げます。この議案第38号は、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当について改正するものであります。これまで特別職及び議会議員の期末手当支給率は人事院勧告を勘案して定めており、今年の人事院勧告において期末・勤勉手当の引き上げが勧告されており、これを考慮して年間0.1ヶ月引き上げようとするものであります。併せて期末手当を算出する際の基礎額に100分の15を乗じて加算措置を設定しようとするものでございます。よろしくご審議いただき原案後決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の13ページになります。ご覧いただきたいと思います。議案第38号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。美深町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、資料で説明させていただきますので、15ページをご覧いただきたいと思います。この条例の内容につきましては、2つございます。1つには、期末

手当の支給率を0.1月引き上げる改定、そしてもう1つが期末手当積算算定の基礎となる給与月額や報酬月額に100分の15を加算する通称役職加算、これを措置する改正でございます。1つ目の期末手当支給率の改定は、令和5年度人事院勧告を算出して引き上げるものでございます。2つ目の役職加算は、第3次行政改革によりまして平成20年度から支給停止していましたが、今日の財政状況、それから近隣市町村との均衡、それから議員報酬の充実についての要請など総合的に勘案して令和6年4月1日から復活することとしたものでございます。この条例につきましては、改正条例で4条からなる条例でございます。第1条と第2条が特別職に関わるもので、第3条と第4条これが議会議員にかかるものでございますけれども、どちらも改正内容は同じでございますので、15ページの上の表を使いまして一括して説明させていただきます。この表は1番上の行に令和5年度現行という段がありますけれども、この支給率から下に向かって時系列で支給率の配分の変化、これを表しております。期末手当の改定については、令和5年度の支給率から改めるものでありますので表の2行目に記載しております。令和5年12月1日改定のとおり12月の期末手当で0.100月を引き上げます。これによりまして現行の年間支給率4.400月が4.500月に改められることになります。改正条例の条項でいいますと特別職が1条、それから議会議員が第3条、これに改正条項がございます。令和6年度以降につきましては、表の3行目、令和6年4月1日改定に記載しておりますが、6月と12月、0.050月ずつ配分しまして、各支給期の支給率をそれぞれ2.250月とするものであります。年間支給率の4.500については変わりはございません。改正条例の条項でいいますと特別職が第2条、議会議員が第4条に条項を記載してございます。次に、役職加算の措置について説明いたします。こちらも特別職と議会議員の改正内容は同じでございます。次の表の16ページの上の表、第2条関係、美深町長等の給料に関する条例の一部改正の表を使いまして説明いたします。表の右側改正案でありますが、こちらにアンダーラインを引いたところをご覧ください。そこに給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額と記載してございますけれども、これが役職加算分になります。期末手当の額を算出する際に給料や報酬に給与報酬の15%を加えた額、これに期末手当の支給率を乗じますので、結果として期末手当が15%増加することになります。これにつきましては、令和6年度からとしています。議会議員にかかる改正は改正条例第4条にございます。以上で、議案第38号議案の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、質問のある方は挙手願います。失礼しました説明のみでしたね。ごめんなさい。

◎日程第3 議案第39号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の給与に関する令和5年人事院勧告に伴うものであります。人事院勧告では俸給月額及び期末・勤勉手当について民間の給与水準に準拠した引き上げとテレワーク勤務における負担軽減のための在宅勤務等手当の新設が勧告されたことから、本町におきましてもこれらに準じた改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき、原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の18ページをご覧ください。議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明致します。24ページをご覧ください。この改正は、改正趣旨にございますように、国の人事院勧告に準じて給料月額、それから期末手当、そして勤勉手当、これについて改定するのと在宅勤務等手当の新設でございます。その内容ですが、1つ目の給料月額につきましては、初任給をはじめ若年層に重点をおいて引き上げる改定となってございます。2つ目、期末手当と勤勉手当につきましては、支給率をどちらも0.05月引き上げて現行の支給率4.40月を4.50月とする改定でございます。それと期末手当と勤勉手当につきまして、定年前再任用短時間勤務職員いわゆる現在の再任用職員も含むのですけれども、この支給率をともに0.025月分引き上げまして現行2.30月を2.35月とする改定でございます。それから在宅勤務等手当の新設でございますが、これはテレワーク勤務するこれが中心となる勤務形態で職員の光熱水費等の負担軽減を図るということで、月額3千円の手当を支給する制度でございます。まず上の表なのですけれども、これは期末手当を勤勉手当の支給率を改定するのですけれども、先ほどの第38号議案で提案いたしました特別職、議会議員の期末手当の引き上げと年間トータルの支給率は同じになります。ただ職員の場合は期末手当と勤勉手当の2種類に分けられておりますので、表の作りが少し複雑になっておりますけれども、表の見方は特別職、議会議員と同じなのでご覧いただきたいと思います。またこの手当は一般正職員の他、定年前再任用短時間勤務職員にも支給されておりまして、上下2段に区分して支給率を表してございます。職員と記載しておりますのは一般正職員、

再任用とありますのは定年前再任用短時間勤務職員のことです。この表は、一番上の行、令和5年度の現行の支給率から下に向かって時系列で支給率の配分の変化を表してございます。期末勤勉手当の改正につきましては、令和5年度の支給率から改めるものでございまして、表の2行目に記載しております令和5年1月改定。ここにあるとおり1月の期末勤勉手当において職員についてはそれぞれ0.05月引き上げて、年間トータルの支給率は4.40月から4.50月に改められることになります。再任用職員については、それぞれ0.025月引き上げまして、年間トータルの支給率は2.30月から2.35月に改められることになります。これは改正条例第1条に規定をしてございます。令和6年度以降につきましては、表の3行目になります令和6年4月改定に記載してございますが、6月と1月の支給日に均等に配分されることになります。年間支給率は変わりございません。これが改正条例の第2条の部分でございます。給料改定のところですが、25ページに記載しております別表給料表をご覧いただきたいと思います。何ページもわたっておりますが、ここで初任給をはじめ若年層に重点をおいて1級から6級まで全ての職務の級、号俸で給料を引き上げております。若年層に重点をおくという改正なので初任給を使って説明させていただきます。現在の高卒の初任給というのが26ページの中ほどにあります1級の21号俸でございます。月額15万4,600円でございます。これが改定後は右の表に記載しております、1級21号俸を見ていただきますと月額16万6,600円に引き上げられます。額にすると1万2,000円の引き上げ、率にして7.8%の引き上げとなってございます。次に大卒の初任給なのですけれども、大卒の場合は1級41号俸、月額18万5,200円でございます。改定後は右の表にありますように月額19万6,200円に引き上げられます。額にして1万1,000円。高卒で1万2,000円でしたので、ここで千円の差は出ておりますが、率にして5.9%の引き上げとなります。給料の引き上げ額は、役職が上がっていくほどに小さくなりまして、6級の課長職では1,100円から1,200円ほどの引き上げとなります。今回の改正につきましては、過去5年間の平均と比べると約10倍のベースアップで非常に大きな引き上げとなっておりますけれども、これは公務員が選ばれない職場になっている状況がありまして、人材を確保する1つの手段、取り組みと言わせてございます。給料月額の改定は、令和5年4月1日にさかのぼって改定いたします。これは改正条例の第1条の改正でございます。次に4つ目の在宅勤務と手当の新設について説明させていただきます。この手当は、住居等におきまして一定期間以上継続して1カ月あたり10日を超えて正規の勤務時間の全部をテレワーク勤務にすることが命じられた職員、これを対象に光熱水費の負担を軽減するため月額3千円を支給するというものでございます。支給額の3千円というのは、民間事

業者支給額を参考にしているということでございます。本町のテレワーク制度について少しお話しますけれども、コロナウイルス感染症の感染、蔓延対策として、令和3年の2月、この月に1ヵ月間の試験導入をしてございまして、これを経まして本格導入をしてございます。これまでにこの手当の支給要件に該当する勤務形態というのはございませんでしたが、将来の可能性に備えて国家公務員と同様の制度を整備することと致してございます。この手当の支給は令和6年4月1日からとなります。改正条例の第2条の改定でございます。以上で、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第39号の説明を終了します。ここで暫時休憩します。再開は概ね13時、午後1時と致します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◎日程第4 議案第40号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。日程第4 議案第40号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第40号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案説明をもうしあげます。この美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対し、地方自治法の改正により勤勉手当が支給できることとなったことから、これを支給することができるよう所要の改正を行うとともに、本町独自の制度として多年の勤続に対します退職時報奨金を新設するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の32ページをご覧いただきたいと思います。議案第40号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容について資料でご説明致します。34ページをご覧ください。上のところですけれども、この改正の内容は2つございまして、1つには国の非常勤

職員との均衡の観点から新たに勤勉手当を支給することとしたいということです。もう1つは、パートタイム会計年度任用職員、こちらの多年の勤続に対する報奨として退職時報奨金を支給することとしたいという2点の改正でございます。1つ目の勤勉手当の支給につきましては、現在一般職の正職員のボーナス、これは6月と12月に支給しております、期末手当と勤勉手当の2本立てとなっておりますが、会計年度任用職員には期末手当に1本化されております。これを一般職の正職員と同じように期末手当と勤勉手当の2本立てとするものでございます。フルタイム職員につきましては、第13条の2に規定しております、第1項で任用期間が6カ月以上の職員を対象としているということ。それから第2項で、支給率は規則で定めますということ。それから第3項で勤勉手当の算定に用いる勤勉手当基礎額この規定でございますが、これは給料月額と地域手当の合計額を基礎額とするということを謳ってございます。その地域手当について少し説明致しますけれども、こちらは首都圏や都市部など物価の高い地域、こちらに勤務する職員に対して支給される手当でございます。実際に町外で勤務することは、あまり想定できないのですけれども、制度として整えておくものでございます。これは給料月額に地域ごとに定める20%から3%の割合で支給されます。ちなみに道内ですと札幌市、ここが3%。道外では東京都特別区が1番高いのですけれども、20%でお付き合いのあるところで言いますと群馬県太田市、こちらが札幌と同じように3%の支給となってございます。次に、パートタイム職員につきましては、次の35ページに記載している第24条の2に規定しております。フルタイム職員の規定と同じように退職する職員の任用期間支給率勤勉手当基礎額を規定しております。この中で、第1項に規定しております支給対象となる職員でございますが、これはパートタイム職員の場合、勤務時間が業務によってまちまちでございまして、代替職員のように1週間あたりの勤務時間というのが非常に少ない職員もあります。こうした職員は支給対象としないことを規定してございます。この基準は規則に委ねますけれども1週間の勤務時間が15時間30分に満たない職員については支給対象としないことを考えてございます。次に2つ目の退職時報奨金の支給につきましては、多年の勤続に対する報奨として一時金を支給するものでございます。第1条で支給対象となりますパートタイム職員を規定しております。支給対象となりますのは、市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入する職員、このうち外国語指導助手それから集落支援員、スポーツ指導員、地域おこし協力隊、こちらは除きます。勤務年数が3年以上の職員が対象でございます。次の35ページの24条の2で、支給率について規定しておりますけれども、具体的日数等については規則に委ねることとしておりますけれども、報酬の額を基礎としまして勤務年数に応じて報奨金の額が増加する仕組みとなってございます。このパートタイム会

計任用職員の退職時の一時金支給につきましては、これまで議会の中でも支給を求める声があったということがありますし、現在本町の施策としまして美深町中小企業退職金共済掛金の補助事業をもって民間事業者の退職支給を奨励支援するところでございますので、この考え方と合致させるべきと判断したところでございます。フルタイム職員の支給規定を設けていないということはフルタイム職員につきましては、退職手当組合に加入しておりますが、退職金が支給されておりますので、この条例では規定する必要がないということからでございます。この条例の施行日は、令和6年1月1日でございます。従いまして勤勉手当については令和6年度から、それから退職時報奨金については、令和6年1月1日以降の退職から適用されることになります。以上で、議案第40号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第40号の説明を終了します。

◎日程第5 議案第41号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第41号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第41号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この美深町国民健康保険税条例の一部改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及びこの政令により出産する被保険者にかかる産前産後期間相当分の保険税を減額する制度が定められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは、議案の36ページです。議案第41号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきましては、39ページの資料でご説明致します。この条例改正につきまして、提案説明のとおり子育て世帯への負担軽減と次世代育成支援等の観点から出産する被保険者にかかる産前、産後期間相当分の国保税、これは所得割とそれから均等割でございます。これを減額する施策が講じられておりますので、これに対応する改正を行うものでございます。減額の概要を説明致しますが、表の下の段。見出で言いますと国民健康保険税の減額と書いてあるところなのですけれども、減額の対象者は出産する予定の被保険者または出産した被保険者でございまして、減額の内容は出産予定

月の1カ月前から出産予定月の翌々月までの4カ月間の出産被保険者にかかる、国民健康保険税の所得割と均等割こちらを減額するものでございます。この改正条例の施行日は令和6年1月1日ということにしてございます。これを踏まえまして下のイメージ図というか、減額対象期間イメージという図を見ていただきたいのですが、減額期間は4カ月間、多胎だと6カ月間になります。この減額を表しているのが、図の1番下の2月出産というところでなわけですけれども、出産予定月の1カ月前の1月から出産予定月の翌々月となります。4月までの4カ月間が減額されるということです。減額という文言が入っておりますので、4カ月間の減額ということはおわかりいただけるかと思います。ということで、この4カ月間という減額と申し上げたのですけれども、4カ月以下が施行日であります1月1日にかかるか、かかるないか、またぐか、またがないかというところで減額される月数が変わってくるということがおきます。それを図の1番上の11月出産の例を見ていたきたいのですけれども、減額の対象となる月は基本的に出産予定月の1カ月前の10月から出産予定月の翌々月となります1カ月までの4カ月間となるのですが、10月、11月、12月分、この3カ月分は条例施行前になりますので、減額の対象にならないということを表しております。12月の例も1月の出産の例もそのようなことで見ていただければ。バツがついているところは対象にならない月だという風に見ていただければと思います。2行目そうですね。そういうことです。4カ月間のフルに減額を受けられるのは、2月出産以降ということになります。どうしても施行日という仕切りがありますのでやむを得ないところでございますが、ご承知いただきたいところでございます。以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第41号の説明を終了します。

◎日程第6 議案第42号乃至議案第45号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第42号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について乃至議案第45号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）指定管理者の指定についてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第42号乃至議案第45号までの4件の指定管理者の指定について一括して提案説明を申し上げます。今回提案する美深靈園・びふか葬苑、都市公園、恩根内放牧場、堆肥場のいずれの施設も指定期間が令和5年度末をもって満了となりますので、令和6年度から5年間引き続き指定管理者による管理・運営を行おうとするものであります。まず美深靈園・びふか葬苑につきましては、公募による募集を行い申請のあっ

た有限会社サポートを引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。次に都市公園につきましては、公募による募集を行い、申請のあった有限会社道北緑化を引き続き指定管理者に指定しようとするものであります。次に、農業関係の施設である恩根内放牧場につきましては、施設の性格、事業展開と管理運営の一体性、そしてこれまでの管理実績などから公募によらず引き続き北はるか農業協同組合を指定管理者に指定しようとするものであります。最後に美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）について、ご説明を申し上げます。この施設は、公募によらない指定管理者として北はるか農業協同組合が管理して参りましたが、このたび年度末の指定期間終了をもって指定管理者を辞退する旨の申し出がございました。これを受け、この施設の指定管理者の選定にあたっては、公募による募集を行ったところ現在北はるか農業協同組合から堆肥場の委託業務を請負いしている有限会社クリーンサービス美深から申請があり、この事業者を新たな指定管理者に指定しようとするものでございます。いずれの施設についても、指定管理者選考委員会において事業計画など総合的に審査を行い、事業者を決定したところであります。以上、4施設の指定管理の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の40ページをお開き下さい。議案第42号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次のとおり美深靈園・びふか葬苑の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。この施設は公募により指定管理者を募っております。公募期間は10月2日から10月の31日まで、広報びふかそれから防災情報端末機、町内回覧、それからホームページで周知してございます。これに対して応募がありましたのは1社で、今回指定しようとする有限会社サポートでございます。1つ目の指定管理者に管理を行わせる施設の名称は美深靈園・びふか葬苑。所在地は美深町字吉野305番地他でございます。2つ目に指定管理者となる団体の所在地は美深町字大通北2丁目11番地。名称は有限会社サポート。代表者が代表取締役 馬場義人さんでございまして、現在の指定管理者でございます。3つ目の指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。次に、議案書41ページになります。議案第43号 美深町都市公園指定管理者の指定について。地方自治法244条の2第6項の規定に基づき次のとおり美深町都市公園の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。この施設につきましても公募により募ってございます。公募期間は10月2日から10月31日まで。広報び

ふか、防災情報端末機、町内回覧、ホームページで周知をしてございます。これに対して応募がありましたのは、1社で今回指定しようとする有限会社道北緑化でございます。指定管理者に管理を行わせる施設は、3つの美深町都市公園で、1つには東児童公園、2つ目にふれあい公園、それから3つ目にリフレッシュ広場21でございます。指定管理者となります団体の所在地は美深町字大通り北5丁目3番地。名称は有限会社道北緑化。代表者が代表取締役 梶田幸宏さんで現在の指定管理者でございます。指定期間は、これも同じく令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。次に、議案書の42ページでございます。議案第44号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり美深町恩根内放牧場の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。この施設は公募によらない施設。よらずに指定管理者を指名しまして、管理者を決定する施設でございます。指定管理者に管理を行わせる施設の名称が、美深町恩根内放牧場。所在地は、美深町字恩根内、楠、清水の一部でございます。指定管理者となる団体の所在地は、美深町字大通北2丁目12番地。名称は、北はるか農業協同組合。代表者名が、代表理事組合長 小林治雄さんでございます。現在の指定管理者でございます。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。次のページ、議案第45号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次のとおり美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。この施設は、前回まで公募によらずに北はるか農業協同組合を指名して管理者を決定して参りましたが先般職員の確保が困難であるということ。それから採算性の悪化、これを理由としまして次回の指定管理者は辞退するという旨の届け出がございました。今回は、公募により募ったところでございます。公募期間は10月13日から11月13日、防災情報端末機、町内回覧、ホームページで周知をしてございます。これによって応募があったのが1社、今回指定しようとする有限会社クリーンサービス美深でございます。指定管理者に管理を行わせる施設の名称は美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）。所在地は、美深町字斑渓611番地3でございます。指定管理者となる団体の所在地は美深町字東2条南1丁目7番地。名称は、有限会社クリーンサービス美深。代表者は、代表取締役 羽田野遼佑さんでございます。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。以上で、議案第42号から議案第45号までの説明と致します。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第42号乃至議案第45号の説明を終了します。

◎日程第7 議案第46号乃至議案第52号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第46号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）乃至議案第52号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第46号から議案第52号で提出しております一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第46号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、令和5年度事業の事業量の増減や入札減による執行残等の整理、各種施設等の修繕などの経費の他、新規採用、中途退職及び人事異動並びに給与改定等による人件費の整理・追加、さらに令和4年度事業の精算にかかる補正を行うほか、教育費において文化会館COM100、冷温水機の更新と学校施設等に冷房設備を設置する予算を措置致します。この他、主なものとして総務費では、減債基金に積立金を追加。民生費では物価高騰重点支援給付金の追加と特別養護老人ホームの基本設計の契約に伴う執行残の減額、衛生費では美深厚生病院運営支援補助金の減額。土木費では北4丁目道路改良工事の事業不採択による減額を補正致します。次に、歳入でありますか只今申し上げた歳出予算にかかる特定財源などについて整理する他、地方交付税の一部留保分について計上しております。また学校施設等へ冷房施設を設置するための財源としてふるさと納税によるまちづくり応援基金を活用致したく、所要の繰入金を計上したところであります。なお、歳入・歳出予算の補正と合わせて第4表のとおり地方債4件についても補正致しますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上によりまして、一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ9,162万1千円追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ53億7,431万円となるものであります。次に、議案第47号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、給与改定等に伴う人件費の整理、上川広域滞納整理機構への令和5年度引継ぎ実績の割合が確定したことに伴う負担金の減額。過年度分の国民健康保険税還付金の増加に伴う追加、及び令和4年度保険給付費等交付金の確定に伴う償還金の追加を行うものであります。またこのことに伴い、一般会計繰入金の減額と基金繰入金を財源に追加し、前年度からの繰越金留保分全額を追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ308万7千円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億6,991万1千円となるものであります。次に、議案第48号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴う減額の他、前年度繰越金の納付額の確定に伴い追加をするものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ73万6千円を減額して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ8,209万7千円となるものであります。次に、議案第49号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、給与改定等に伴う人件費の整理及び介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修等その他必要な経費の追加を行うものでございます。また保険給付費については、施設サービス給付費や高額介護サービス等費が増加傾向にあることから、所要の補正を行うものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ121万3千円を減額して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ6億2,622万円となるものでございます。次に、議案第50号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では給与改定等による人件費及び入札減に伴う執行残等について整理致します。歳入では、歳出予算追加分について、水道使用料により整理するものであります。これによりまして、北部簡易水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ3万6千円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ1,786万3千円となるものであります。次に、議案第51号 令和5年度 美深町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正予算については、歳出では給与改定等による人件費、入札減に伴う執行残、利率の見直しによる公債費の整理をするものであります。歳入では、長寿命化事業費の確定に伴い、下水道事業社会資本整備総合交付金及び下水道債並びに一般会計繰入金について整理するものであります。これによりまして下水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ96万6千円を減額して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ2億2,773万4千円となるものであります。最後に、議案第52号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において上下水道事業経営審議会の追加開催に伴う委員報酬の追加、委託料の入札減並びに人件費について整理をするものであります。続いて資本的収入及び支出では、令和6年度に実施予定であった中央簡易水道配水管更新工事につきまして、令和6年度当初配分の国庫補助金の不足が想定されるため、国の令和5年度補正予算を財源とした事業の見直しを前倒しを実施し、繰越工事として実施するための追加補正であります。これによりまして収益的支出を56万8千円減額。資本的収入については、国庫補助金など3,772万3千円を追加。資本的支出については、3,786万7千円を追

加して、不足する 2,582万1千円については、過年度損益勘定留保資金等で補填致します。以上、よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは、私の方から議案第46号のご説明をしたいと思います。別冊配布の議案書をご覧いただきたいと思います。議案第46号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）。令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 桜木住民生活課長。

○住民生活課長（桜木健一君） それでは、別冊配布の議案第47号の説明を致します。議案第47号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度美深町国民健康保険特別会計補正（第2号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○住民生活課長（桜木健一君） 次に、別冊配布の議案第48号の説明を致します。議案第48号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 次、小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林一仙君） 議案第49号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第49号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 次、中林建設水道課長。

○建設水道課長（中林秀文君） それでは、議案第50号のご説明を申し上げますので別冊配布してございます議案第50号をご覧いただきたいと思います。議案第50号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

続きまして、議案第51号をご覧いただきたいと思います。議案第51号 令和5年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和5年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

次に、議案第52号をご覧ください。議案第52号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）。令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長（南 和博君） 以上で、議案第46号乃至議案第52号の説明を終了します。

◎日程第8 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第8 休会日の決定を議題とします。お諮りします。明日14日は、議案及び請願審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、明日14日は休会とします。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会といたします。大変ご苦労様でした。

散会 午後2時54分

令和 5 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 3 号（令和 5 年 1 月 15 日）

◎議事日程（第 3 号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 36 号 委員会報告 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 37 号 委員会報告 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 38 号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 39 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 40 号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 41 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 42 号 美深霊園・びふか葬苑指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 43 号 美深町都市公園指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 44 号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 45 号 美深町農業集落環境管理施設(堆肥場)指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 46 号 令和 5 年度美深町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 13 議案第 47 号 令和 5 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 48 号 令和 5 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 49 号 令和 5 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 50 号 令和 5 年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 17 議案第 51 号 令和 5 年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 議案第 52 号 令和 5 年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 承認第 4 号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 木下広悠君 | 2番 望月清貴君 |
| 3番 中瀬亮太君 | 4番 名取明美君 |

5番 蠍崎一生君	6番 田中真奈美君
7番 小口英治君	8番 藤原芳幸君
9番 和田健君	10番 荒川賢一君
11番 南和博君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 草野孝治君	副町長 川端秀司君
総務課長 中江勝規君	総務課上席主幹 小野勇二君
住民生活課長 桜木健一君	保健福祉課長 小林一仙君
農務課長 山崎義典君	建設水道課長 中林秀文君
会計管理者 後藤裕幸君	総務グループ主幹 内山徹君
生活環境グループ主幹 川端健君	税務グループ主幹 中野浩史君
保健福祉グループ主幹 和田政則君	農業グループ主幹 前田直久君
建設林務グループ主幹 田畠尚寛君	水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教育長 杉本力君	教育次長 大堀裕康君
教育グループ主幹 元岡友之君	教育グループ主幹 前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本博君	事務局長 山崎義典君
--------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 竹田哲君
-------------	-----------

◎議会事務局

事務局長 竹田哲君	農業グループ副本幹 丹伊田和博君
-----------	------------------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。産業教育常任委員会が12月12日に開かれ、付託事件2件の審査を行い、審査結果報告書が議長あてに提出されておりますので本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。議会側提出のもの承認1件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第36号 委員会報告 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第36号 委員会報告 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。本件については、産業教育常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告をお願いいたします。

9番 和田君。

○9番（和田 健君） それでは、産業教育常任委員会審査報告をさせていただきます。本委員会は令和5年第4回定例会において付託された議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定及び議案第37号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定、この2議案について審査を終了いたしましたので、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。12日に開催した審議では、議案第36号、第37号とも地方公営企業法に基づく公営企業会計を適用した経営を行うための条例の制定であることから、委員による採決の結果、両議案とも全員賛成と決し原案可決すべきものと決しております。以上、ご報告を申し上げるとともに議員皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げまして、産業教育常任委員会の審査報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今、委員長報告が終わりましたので、議案第36号及び議案第37号について、それぞれ質疑討論、採決を行います。はじめに議案第36号 委員会報

告 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第36号に関し討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第36号について採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第36号 美深町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第37号 委員会報告 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第37号 委員会報告 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第37号に関し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第37号について、採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第37号 美深町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第38号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第38号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし

ます。これから議案第38号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第38号について、採決します。議案第38号 美深町長等の給与に関する条例及び美深町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第38号は可決されました。

◎日程第5 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第39号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第39号について採決します。議案第39号 職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第39号は可決されました。

◎日程第6 議案第40号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第40号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第40号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは質問させていただきます。今回のこの条例改正につきましては、議案の34ページに改正趣旨がございまして、国の非常勤職員との均衡からの勤勉手当、また退職時の報奨金の新設ということで、大変評価したいと思いますがどうしても1点確認したいことがございます。それは只今この前の議案第39号でも職員の給与の条例ですね。人事院勧告に準拠して正職員の給与改定を決定されたところですが、人事院勧告は国家公務員の労働基本権が、制約があるので、その代替措置というようなことで行

われていると思います。それに準じて改定をされたところですけれども、この議案第40号の改正にかかります会計年度任用職員の給与、パート職員さんでは報酬ということもあると思うのですが、その改定ですとか、正職員の場合は支給するということになるのですが、会計年度任用職員さんの給与報酬の取り扱いは、どのようになるのかお伺いします。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 只今、ご質問いただきました会計年度任用職員の報酬の改定に関する取扱いというところのご質問だと思うのですけれども、そちらの方につきましては、条例に定めていますとおり年度内に改定する予定はございません。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 私もちょっとこの条例の全体を見させていただきました。今回の条例改正には載っていないところなのですけれども、制定附則というのでしょうか。条例の一番最後の方に色々附則があって、給与改定は正職員の、簡単にいいますと正職員の給与が改定されてもその年度は遡及しないよという附則がついています。ただこれは、全ての市町村がついているとは、言えない状況なのではないかなと思っております。この附則自体ちょっと人事院勧告も先ほど申し上げた趣旨とどうなのかなと思っているところです。また今年の5月2日には、総務省から常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与改定について。それから10月20日には、地方公務員の給与改定に関する取扱いについてということで、会計年度任用職員の会計時期を遡及することを含めて職員に準じるよう通知されているのですけれども、これらの対応というのでしょうか。そういう考え方については、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） 今のご質問の部分なのですけれども、先ほど主幹の方から答弁したとおり、今現在この条例の中の附則の方で給与改定があっても、会計年度任用職員の分については年度内のやつを行わないということで、これは平成2年度からこの会計年度任用職員の制度がスタートしております、当時のこういった附則をつける経過という部分を含めて、やはりその給与改定の部分については、上がることもあるのですが、下がることもあるという部分で、当時はどちらかというと下がることの方があったという部分も含めて、そういう部分について、ある意味その守ってきたといいますかね。そういう部分については、適用させないでいきましょうと。あくまで給与改定については、その翌年の報酬の方から行うということでこの附則を定めた経過がございます。またご質問にあったとおり5月と10月それぞれ総務省の方からもそういう通知あるという部分については、その中でも基本的には各地方公共団体の実情を踏まえてという、そういう部分も

ございますので、その辺についてはそれを考慮して取り進めたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 最後になりますけれども、令和2年だとは思うのですけれど、ただこの附則の情報については、去年改正しているまちもあるようですし、今回総務省からもそういった取り扱いというができると思います。今年は、物価高には追いつかないのですけれども、それと地方や地方の企業では、大変厳しいと思うのですが、かつてない賃上げがされていると思います。それから先ほどの39号もそういった情勢といいますか、人勧の趣旨もあっての決定だと思います。私たちの周りでも一般事務をはじめ、さらに児童センターの沢山の先生方ですか、あるいは学校給食の調理員の皆様など沢山職場、人數お願いしていると思います。そういった方に人事院勧告というものが、もちろんストライキできるわけでないと思いますし、人事院勧告の趣旨が届かないのではないかと。4月に改定をいたしましたとしても、1年遅れるようなことになるのかなと思います。そんなことでいうと、町長に私が9月に一般質問で会計年度任用職員さんのことにつきまして、質問した時も国の制度参考に労働条件の整備に努めるというようなご答弁もいたしました。私、先ほども言いましたように評価もしますし、遡及もしするとしたら予算の増額も伴うものですから、反対は今回しませんけれども、是非今後早急にそういった条例の附則の改正といいますか、周りの状況も含めて参考にしていただいて追加してみていただけないかと。本当は、早く年度内とかでもいいとは思っているのですが、早急にそういうことがお考えできないかどうか、お願ひできないかどうか最後お伺いいたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） 先ほども、その件に触れて答弁があったかなという風に思いますけれども、さらに望月議員から物価高、賃金の上昇、それから他の町村との均衡であったりだとか、一般質問の答弁ということで、さらにご質問なのですけれども、法律の定めに基づくもの、勤勉手当何かは法律の改定がありましたので、それには対応するようになってきて、今回の条例で整備することにしてございますし、ただ今回の遡及に関しては法律の定めでもなく、国からの要請ということでござりますので、こういったところが地方公共団体の実情に合わせて対応すべきものという風に認識しておりますが、今回の条例改正には至っていないということでございます。先ほど、中江課長から申し上げたのは、条例制定時の附則の考え方ということなのですけれども、当時はさっさと答弁したとおり下げる傾向のところにあって、さらにそれを年末で調整してしまうというような、さらに手取りを少なくしてしまうという状況が出てくると、そういうのは大変厳しいのではないかとい

うことも考慮されたと思いますし、そういった制定当時の考え方、それから条例ですから議会で審議していただいていると思いますし、議決していただいているということも十分尊重する必要があるのかなという風に思いますので、全くこれをしないということを申し上げたいわけではないのですけれども、今言われたようなことをこれから十分に議会に説明できるようになりました時には、改正の方もあるかなという風には思っております。今の時点ではないというご答弁を申し上げたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 他質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第40号について採決します。議案第40号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第40号は可決されました。

◎日程第7 議案第41号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第41号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第41号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは1点だけお伺いします。議案の36ページですけれども、ここははじまり第19条の3というのがありますて、第2項があって、（3）といいますか、第3号ですね。出産後に届け出を行う場合は、簡単にいいますと子どもさんとの身分関係を明らかにできる書類を出しなさいというようなことになっています。これも恐らく法令によるのだと思うので、あれなのですけれどもこの身分関係主張するまでの必要性は何なのか。それと書類はどのようなものなのでしょうか。戸籍謄本とかなのかなが1点と。それから資料に39ページに非常にわかりやすく表もつけていただいたのですけれども、法律の施行が5月ということの交付ですか。されているようですが、ここでは1月1日から適用されるということなので、そのかなり開きがあるなと思って1月1日付の適用というのは全国一律なのかどうか確認をしたいと思います。2つお願いします。

○議長（南 和博君） 中野税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（中野浩史君）　只今ご質問のありました第19条の3、第2項第3号の関係ですが、こちら議員がおっしゃるとおり法令に基づいて条例作成しているところですが、添付種類と言われるところでは、いわゆる母子手帳の写しが添付していただければ対応可能だと思っております。それから1月1日施行ということですけれども、法の整備は確かに5月に整備されているところですけれども、関連する政令については7月に交付となってございます。全国的に1月1日からの法施行ということで法律改正となってございます。以上です。

○議長（南 和博君）　2番　望月君。

○2番（望月清貴君）　もう1回だけ。1つは、今、私は戸籍の書類とかなのかなと思うのですが、母子手帳ということで、母子手帳で身分関係が確認できるのかどうかと、それとこれよく見ますと出産前に届け出する時にはいらないですね。何故、出産後に届け出する時だけいるのかどうか。教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君）　中野税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（中野浩史君）　出産後の届け出の身分を明らかにするというか、子どもとの身分を証明するというのは、出産後で今条例でなっていますが、ただ出産前の届出であっても、出産の予定日を明らかにする書類が必要となっていますので、いずれにしても母子手帳の写しを添付していただければ対応できると思っています。ただ、母子手帳に親子関係があるかどうかというのは、ちょっと確認してございませんので、そこはちょっと確かではございませんが、出産後の届け出だと出生届出していただければ、その時点できわることですので、それはそれで対応できるかなと思っています。

○議長（南 和博君）　2番　望月君。

○2番（望月清貴君）　最後、1点だけ。条例で見ますと、身分関係を明らかにするということなので、何か戸籍か何か必要かなと思うのですが、親子関係が確認できれば良いということなのでしょうかね。それだと母子手帳でもと思うのですが、いかがでしょうね。

○議長（南 和博君）　中野税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（中野浩史君）　条例ではですね、身分関係なっていますが、基本的には親子関係がわかればいいと思っています。

○議長（南 和博君）　8番　藤原君。

○8番（藤原芳幸君）　私からは1点お伺いします。国民健康保険は確定後6月になったら各家庭、対象家庭に納付書が届く。そして4期でしたか。分けて払い込む形で保険料を集めているわけですけれども、対象となる方が確定で納付書が届いた後に対象になった場合はどのような形でその減額になった部分を対応していくのかお伺いしたいと思います。

- 議長（南 和博君） 中野税務グループ主幹。
- 税務グループ主幹（中野浩史君） 6月に発布した後に、対象となった方については、改めて算定し直して納付書を発布するということになります。
- 議長（南 和博君） 8番 藤原君。
- 8番（藤原芳幸君） 基本的なことはわかりました。納付書は確かに年内で払い込みが完了になるような形で、ズレに応じてはその場合で全部対処できるのか。翌年の算定にずれ込むだとかというそういうことも時期によってはあるということにもなるのか、ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。
- 議長（南 和博君） 中野税務グループ主幹。
- 税務グループ主幹（中野浩史君） おっしゃるとおり時期によっては、令和6年度、それから令和7年度にかぶることもありますので、その出産する月によっては計算がそういう年度をまたぐこともあります。
- 議長（南 和博君） 8番 藤原君。
- 8番（藤原芳幸君） ということは、還付とかそういうことではなくて、あくまでも納付書の中での処理をしていくということで、進めていくということでよろしいでしょうか。
- 議長（南 和博君） 中野税務グループ主幹。
- 税務グループ主幹（中野浩史君） 国民健康保険税は、基本的に第6期で納めていただくことになっていますけれども、例えば全て納まった後に、対象となった場合は還付することになっていますので、そういう対応になっています。
- 8番（藤原芳幸君） わかりました。
- 議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第41号について採決します。議案第41号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

- 議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第41号は可決されました。

-
- ◎日程第8 議案第42号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について
- 議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第42号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第42号に関し、質疑を行います。質疑あ

りませんか。質疑なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第42号について採決します。議案第42号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第42号は可決されました。

◎日程第9 議案第43号 美深町都市公園指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第43号 美深町都市公園指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第43号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第43号について採決します。議案第43号 美深町都市公園指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第43号は可決されました。

◎日程第10 議案第44号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第44号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第44号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第44号について採決します。議案第44号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第44号は可決されました。

◎日程第11 議案第45号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）指定管理

者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第45号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第45号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第45号について採決します。議案第45号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第45号は可決されました。

◎日程第12 議案第46号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第46号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。これから議案第46号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 1点目、ページ数によりますと11ページの歳入、また19ページの歳出に関わることですが、教育予算の冷房機、備品購入についてお伺いを致します。歳入で冷風機の補助金を見込んでおりますが、確認のため生徒数の割合ではなく、あくまで小・中学校単位の補助の扱いなのかをお聞きいたします。また冷房設備工事費は繰越になっておりますが、報道等では道内の各自治体が冷房環境に早急な取り組みをするようですが、年度内中に納品の見込みが難しいと聞いております。現状はどうなのかお伺いします。2点目、冷暖房設置工事費が、9,400万円と高額になっておりますが、事前の設計費の予算措置はされていなかったと思います。この工事費、積算はどのようになっているのか、またエアコンに使用する電気工事も含まれているのかどうか。工期はいつごろまで見込んで来年のいつごろに使用できるのかお伺いをいたします。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） まず1点目の冷房機の備品購入の関係の補助金の取り扱いですが、こちらは11ページに載っております学校保健特別対策事業補助金を使いまして、これは学校単位での数になっております。規定についても学校単位での形になります。あと納品の見込みなのですけれども、現状非常に厳しい状況なのですけれども、こ

ちらにつきましても年内の備品購入を基本としての発注をかけたいと思っておりますが、今後の状況によりましては、年度内の購入が厳しい場合につきましては、今後繰越の検討もありえると思いますが、年度内の納入を見込んでの状況を進めたいと思っております。またこの補助金につきましては、令和5年度の事業になりますので、万が一、令和6年に繰り越すという形になった場合には、今、国の基準においては、令和5年度事業完了とする交付金の事業でありますので、その旨につきましては、今後国の状況等を見ながら交付金も繰越可能になるものなのか。それとも繰越が可能でなければ単費の方に財源措置を移行する形でのご相談もしなくてはいけない可能性もございます。2点目、エアコンの設計予算の措置につきましては、各小・中学校等につきましては、設計書等がまだ比較的新しい改築等を行っておりますので、電気設備等の配線等も含めまして設計書がしっかりしたもののがございますので、それを参考に今設計の方をさせていただいている状況でございます。また単価等につきましては、積算の見積もり等を取りながら設計にあたっている状況でございます。電気工事等も含んだ中で、今は、積算にあたってございます。工期につきましては、早期の発注を目指しまして、できましたら9月末までには工期を終了したいと考えておりますが、できる限り早い時期に各教室等ですね、順次設置できればという風に考えてございます。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 1点目の冷風機の関係ですが、美深小学校の生徒124名、中学校が78名、仁宇布小学校の小学生が5人ですね。中学生が10人の生徒数と聞いております。仁宇布小学校と美深小学校の生徒数があるにも関わらず、やっぱり台数が一緒ということ。その辺は事前に学校と打ち合わせをしているのかどうかを確認させていただきたいと思います。それと入札前に、当然一般的な納期があって、入札して落札業者が決定するわけですけれども、それから繰越できるということですか。また補助金も繰越になるということですね。その辺の確認をさせていただきたい。それと冷房機の冷暖房機の設置工事の関係、実施設計は委託していないと思いますが、図面でOKという話ですけれども、工事の際に不都合等の問題は発生した場合どうするのか。また室内の電気工事を含むということですが、屋外の電気工事は発生しないのか、その辺りもお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） まず冷風機の方の台数なのですけれども、こちらの方は児童生徒数ではなくて、各1校あたりの台数が上限額が指定されております。今回につきましては、4台という形。補助金額が、補助額の上限というところもございまして、そのような形になっております。それで美深の場合は、各学校4台設置した中で児童生徒

数が違うのですけれども、特別教室の数だったり、体育館の設置だったりというところの部分につきましては、基本同じような形になってしましますので、その部分で整理させていただきたいという風に考えております。続きまして、納期の部分につきましては、先ほどもご答弁させていただいたのですけれども、基本的にはまず年度内の納期を目指すというような形で、各業者さんに案内をさせていただく形になろうかと思います。ただ、その部分で事前に納期、年度内の納入が難しいですとか、そういう部分の話がございましたらその部分でまた再度ご相談させていただくことにはなるかと思うのですけれども、まずは年度内の納期を目指すという形にしております。先ほど、補助金の話もございましたが、今国の指針が次年度に繰り越せるかどうかというところが、まだはっきりしてございません。ただ、一部この補助金につきましては、年度内の処理をというところも今の方で申されておりますので、万が一そういう場合で繰越ができないという形での国の指針が出た場合には、財源の措置、改めて財源の措置が必要になってくるかと考えてございます。続きまして、エアコンの方の実施設計の方の部分につきましては、先ほどちょっと申させていただいたのですけれども現状図面等がしっかり整理されている。あと単価等につきましても、今確認を取りながら、業者さん等に確認をとりながら積算単価を設定しているというところでございます。外の電気工事につきましても、今の各学校の基本電力量を含めて大きな電気工事にならないような部分で調整はしているのですけれども、今後一部電気工事が必要になってくる学校等も可能性もございますので、そこら辺につきましては、今、北電さん等と電気料の部分で確認を取りながら事業を進めているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） 最後の質問です。国や道の方針等があって、早急な対応策を考えますが、学校の空調関係の工事、備品購入に至った状況、教育長から改めてご説明をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 杉本教育長。

○教育長（杉本 力君） 荒川議員から何点かご質問で、前職が建設水道課長なので工事的な部分も含めてほぼ私が指示して急がせている事業もありますので、その辺も含めてご説明したいと思います。当初予算で急ぐのは来年度発注ということで、さらにこの12月議会にかけている状況としましては、ご存じのとおり全道的にも来年度は過密状態、密集するだろうと。札幌市でいくと3年間で9,000台だとか、旭川市も来年から着工する。名寄市も着工するという中で、エアコン自体の取り合いで、ここを逃がすと来年、再来年、我々も今の情報だと、一番それよりも大きいのは、ラピダスのちょっと大きな話になす

のですけれども、実はラピダスでいくと、今5兆円規模の3年間で事業費をはたくと。すでにもうやっていますので、すべての業種がそこに取られるだろうという情報が昔の状況の中からきています。それを考えると特にこの2つについては、急がないとならない状況かなと思います。先ほど、納期のものと備品で買う冷風機の納期のことにもいったのですけれども、これは仕様書か何かにうたって、とりあえず今問い合わせても業者の返事がもらえません。納期が。というのは、どれだけ出てくるかという見込みすら立てられない状況で、発注した状況で大体今月どこの町も補正して発注すると思います。それで大体わかると思いますのでその辺は柔軟な対応ができますという仕様書の方で謳っていければなと考えます。それと若干の設計の不都合がないかということで、ご答弁漏れがあったのかと思いますけれども、今まで何千万もする単費事業ですと、直営で実はやっています。補助以外はやっています。これは補助なのですけれども。ただここには建物の大きさとか部屋数とか、全て電気配線とか既設のやつが決まっていますので、その辺はあとは設備業者のこれぐらいの部屋だと、これぐらいと、RCだったらこれぐらい、木造だったらこれぐらいという容量が決まっていますので、その辺を聞きながら直営で設計が可能だったということで、ただ問題は屋外なのですけれども、屋外はどうしても北電の力を借りないとできない部分があります。ところが今北電も殺到していて全然間に合わないという状況が発生します。例えばエアコンの全体の容量が決まっても、使う容量は決まっているのですけれども、今使っている電気量に合算してピーク時、ピーク時というのは昔は1時間といわれたので、今は30分とかそして本来は1秒、本当の1秒以下の単位でもぼんっと跳ね上がっちゃったら容量は足りないというところなのですけれども、そこを計算するのが非常に厳しいと。今は限界がDM、デマンド値といって30分単位の切りきざみで、容量を決めてそこでクリアできないかということでやっている最中なのですけれども、微妙な状況です。もし足りなかった場合には電柱に、そしてトランス、そして配線の太さ、それと分電盤の中の変圧機だとか、その辺が中々今のところ精査できないということで、ただ今言ったように待ったなしの状況です。そういう中で、今回議案を提案させていただいたということでご理解いただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 今の冷房設備の件についてなのですけれども、ちょっと私の方で聞き漏れがあったらごめんなさい。実際にこの冷房設備については、どのようなものを想定して積算していたのかをちょっと詳しく教えていただいても構いませんか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 冷房設備につきましては、基本移動式のできる冷房

設備、箱型のですね。を予定しております。こういうボックス型で移動できるものの冷房施設を予定しておりました。これにつきましては、各学校の授業のカリキュラムによっては体育館においたり、特別教室、音楽室に移動したりということで移動可能なような形で学校が使いやすいような形のものを用意する予定でございます。

○6番（田中真奈美君） いや。教室に設置する。

○教育グループ主幹（元岡友之君） すみません。エアコンの方につきましては、基本的には普通教室、特別支援教室、あと保健室、職員室等の基本常時使う教室につきましてエアコンを設置する予定でございます。

○議長（南 和博君） 6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） 私の聞き方が悪かったのかもしれないんですけど、エアコンという事で構わないですかね。今設置するもので、窓に設置するものだったりとか、教室にそのまま家庭や会社に設置するものの規格がどういうものかということを伺ったつもりでしたのですけれど。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 失礼いたしました。基本的には、よく今道立の学校等で言われている窓型に設置するような冷房機ではなくて、完全に教室の上の方に、天井の方に設置するような形の冷房機を予定してございます。

○6番（田中真奈美君） はい、ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 9番 和田君。

○9番（和田 健君） 今の話の流れの関連になりますけれども、今移動式のその冷風機の方なのですけれども、先ほどの荒川議員の方への答弁の中では、学校単位ということだったのですけれども、仁宇布の小中学校の方に関して、たぶん説明の中では小学校に4台、中学校に4台ということなのですけれども、それは国のその上限の基準でいうと、併置校でも小・中として同じということでおろしいですか。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 今、和田議員さんが言われていたとおりなのですが、特に小・中併置校だから、小さい学校だからということではございません。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは、私から2点についてお伺いしたいと思います。1点目は、北4丁目の道路の関係です。一応、不採択になったということで報告がございましたが、今回の北4丁目道路に関してはどのような道路工事の申請であったのかをお伺いしたいと。というのは、今、北3丁目、北1丁目道路工事が終わったところなのですけれども、

それに関連したものなのか、別なものだったのかちょっとお伺いしたいと思います。それとCOM100のボイラーの関係で、ボイラー説明では2系統ある内のメインで使っていた1つが壊れたということで、恐らく建築当時のものだと思うのですよ。それで建築当時に2系統を用意して、メインで使っていたものが駄目になって、もう1系統を今使っているという状況だと思うのですが、今修理した後、工事完了後というものはどういう風になっていくのか。メインをどっちにするのかなと思ったのですよね。メインをどっちにするかということは、新しい方をメインにしてももう片方の今使っている方というのも同じように老朽化というか、経過している中で今後そのもう1つある建築当時のもののボイラーがどのような扱いになっていくというようなことも見込んでいるのか。なんせ2つで1億円かなと思ったら1つで1億円くらいかかるような話ですので、その辺のちょっと今のものと今後のちょっと見通し等についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畠建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畠尚寛君） 1点目にありました北4丁目道路の関係ですが、令和5年度としては配分の関係で、今年北1丁目道路を中心に完了ということもあって優先的に行って北4丁目道路不採択といいますか、落としております。4丁目の道路については、今後も継続して国の予算に要望を挙げておりますので、今後も事業を要望、事業展開していきたいなという風に思っております。4丁目道路の内容なのですが、まず延長300メーターを予定しております。皆さんご存じのとおり商工会の前の道ですね。その道路の改良となっております。道路改良の内容としては路盤の改良ですね。舗装の取替とか、そういったことの工事の、もう大分老朽化してきておりますので、その改良を行うという予定となっておりました。以上です。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 2点目のCOM100の冷温水機の更新工事のご質問にお答えしたいと思います。今、説明のとおり1号機の方で故障しているということあります。詳細を申し上げますと故障が多発している。実際今も今週も中の液体が固まってしまって、1号機が緊急停止して今2号機を稼働している。現状は、1号機と2号機、1号機故障が多発していますが、併用して使っていつ壊れても仕方がないという状況です。次、壊れたら、大きな部品がいったらもうそこでストップという状況であります。今、1号機をメインに使っていて、修理費でいきますと1号機、この25年間平成26年度以降、870万、900万近いぐらい改修、2号機につきましては、300万ぐらいの改修ということで、負担は2号機の方が少ないということあります。ただ2号機につきましても25年経過しておりますので、諸々のメンテナンスが必要だということが言われ

ていまして、今後部品交換ですか、2号機もメンテナンス修繕をちょっとまたご相談させていただきまして、延命措置を図る。これがメーカーの方では、あと5年ぐらいはいけるのではないかと。その間、1号機を新しくして1号機をメインで使って、2号機を補助。この間延命をさせて2号機ですね、いずれ交換と。ここ5年ぐらいは、メーカー保証、その他のカタログを見ても大体15年が機械の製造の保証期間というか寿命といわれていますので、25年もったということを言われていますので、そのようなローリングの対応を今後進めていきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 今、説明をいただきました。北4丁目の道路に関しては路盤改良ということだったようですが、確か3丁目と1丁目ですか。これに関しては規格の問題等もあって、色々進めていたような経緯があったように記憶しているのですけれども、北4丁目に関してはそのような規格的なものはなくて、あくまでもその古くなってきている老朽化した路盤改良という形の申請で今回は現状としては今回は認めていただけなかったということになって、ゆくゆくまたその辺は工事として出していかなければならないものなのかという点をもう1点と、今COM100の方の、私の話だと1個駄目になって使えないかと思ったらそうではなくて、今併用している中で、何とか2号機が動けるうちに1号機の方をしっかりと直して今後に備えようという風に、今聞いたのですけれどもそうなったとしてもなんせ先ほどいったように両方とも古いので、2号機が使えるうちに工事が完成することを祈るわけですけれども、その完成後は恐らく今の話だと新しくした方がメインとして当然動かしていく中で、2号機をどうやっていくかということですけれども、年数的にいうとやっぱり近い将来には抜本的な改革というか計画がまた必要となってくる部分かなと思うのですけれども、その辺に関してちょっと確認だけしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 田畠建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畠尚寛君） 北4丁目道路の方は、藤原議員がおっしゃった規格が駄目だったから今回やらなかったというわけではありません。国の予算の関係で今回は配分としてできなかったということになりますので、今年度も来年度以降の北4丁目の要望は挙げております。採択され次第、事業展開をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 前田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（前田貴也君） 1号機と2号機の今後の展開というご質問ということだと思います。先ほどの答弁と重複する部分もあるかもしれません、やはり1号機これまでメンテナンス故障が多発しております、実は春と秋ですか。年2回、冷房暖房

切り替える時に細かいメンテナンスチェックします。その際、どうしてもその中の循環液が1号機も鋸ですか、鉄と鉄のジョイントの部分から空気が入ったりですか、本当に目に見えない部分で故障が多発しています、それが軽微修繕ではなくて、うん十万、うん百万という修繕料をうんでます。そういう状況の中で、次、壊れたら部品もないし、自動車と同じイメージですよね。もう製造部品もなくて、こここの場所が壊れたらダメですけれども、その壊れる時期が明日なのか、それか数カ月後なのかということで、ただ製造がですね。実は工期が今日頼んで1カ月後とかじゃなくて、これが9カ月、10カ月で、今現状その国際情勢踏まえて部品とかが調達が遅れる可能性があるということで、この今回の補正も来年の実は冬を見越して、来年の11月にきちんと1号機新品が揃っている状況目指して補正をさせていただいております。当初予算ですと、もう遅れこんで冬暖房が使えないという最悪の状況を回避するための予算計上とさせていただいております。またご指摘のとおり2号機につきましても使える状況であります。故障も幸い少ない状況なのですが、ただこれも一定程度のメンテナンス修繕をしながら、あと3年、5年ということでこちらも言われておりますので、計画的な稼働ですよね。どうしても1号機新品にしても点検ですか、メンテナンスで停止しなければいけない期間があります。そういう1日とか2日ですね。止めた時には2号機を使うというような対応をしなければいけませんので、どうしても2台必要ということ、そこは負担をかけないような使い方をして会館に影響のないように整備を進めたいということでございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） ページ数17ページ。上から3番目の特別養護老人ホームの建替え事業の補助金のところですが、2,343万円の減額になっております。前は3,608万円かかる予定だったと思うのですが、1,265万円で収まったというそういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 当初3,608万円の予算を計上させていただきました。それで事業主体であります美深福祉会の方で6社による入札を行った結果、1,265万円で基本設計の費用が収まったという考え方間違いございません。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） それでは来年度からは4,000万を使って実施設計の方に移るということなのですが、それはきっちりと移れるということで大丈夫ですか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 基本設計の時期、基本設計終了後、来年度は実

施設計の方に移っていくように計画を進めている状況でございます。

○議長（南 和博君） 4番 名取君。

○4番（名取明美君） 先程6社による指名入札と聞きました。それで指名入札の中で最高と最低の額というのは、もしわかれれば教えて下さい。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 6社の中で、税別で申し訳ないのですけれども、税別今回落札された1,150万円。一番高いところが2,615万円でございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） それでは私は2点ほど質問させていただきます。1点は、同じく17ページなのですけれども、上から2つ目ですね。外出支援サービス事業の委託料です。これについては、当初80回が155回ということで倍近くなっているということです。保健センターにおいてあるワゴン車を社会福祉協議会の職員の方のうち3人が名寄までの通院ですとかそういうので対応しているのと思うのですね。補正はやむを得ないと思うのですけれども、この有償運送というのは公共交通の体形で認めて進めていると思うのですが、先ほども言いましたように、ほぼ1日おき以上に運行をしているような状況で、社協の業務が大丈夫なのかなと非常に心配するのですが、その辺いかがかどうかということです。それから2点目なのですけれども、同じく17ページの農業費の有害鳥獣の駆除事業の補助金、これについてもヒグマが25頭、アライグマが320頭というようなことで、ヒグマについては、私も記憶があるのは5頭とかそんな状況の中で、本当に倍々増していて、ハンターさん、猟友会さんもとよりJAさんそれから町職員の方も痕跡があれば現場に注意看板を立てたり、あと捕獲の際も立ち会ったり対応したり非常にお忙しいし、危険も伴うなと思うのですが、その辺の体制というのでしょうかね。それが大丈夫なのかどうか危険も含めてその辺の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 外出支援サービス事業の関係でございますが、運転の方を議員おっしゃるように社会福祉協議会の方に委託してございます。年間、155回を見込んでいるということで月あたりにしますと12、3回という数になります。またかなり大きい数になってございます。このうち7割ぐらいが確か名寄の方に、名寄市立病院の方に通っているような状況でございます。社協の職員3名体制で運転の方を担っていただいております。名寄の病院に通院する時につきましては、受診が終わる時間がわからないということがございますので、一旦美深に戻って来てというような対応もとっていただきながら何とか社協の方で対応をいただいているような状況でございますので、決し

て楽な状況ではないという風に認識はしておりますが、サービス利用される方の不都合ないようなことでこれからも対応できるように社協の方と協議しながら継続して進めていきたいという風に考えてございます。

○議長（南 和博君） 前田農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（前田直久君） 有害鳥獣の関係の質問でございますけれども、議員さんおっしゃるとおりヒグマの捕獲数については、非常に増えている状況となってございます。令和3年5頭だったものが令和4年には10頭になって、令和5年には25頭ということで本当に増加しているような状況でございます。熊の対応なのですけれども、ヒグマの目撃、フン、足跡など通報あれば休日問わず職員の方出向きまして、現地に行って人や農作物など影響を与える問題個体であるということであればハンターへ協力を要請して罠の設置等の対応を行っているといった状況でございます。現在、ハンターについては13人ほどいらっしゃいますので、まだ充足、他のまちに比べて数は多いのかなと判断しております。職員の数は、対応できる美深町の職員も多くはないのですけれども、何とか現行の人数の中で休日問わず対応させていただいているといったような現状でございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 外出支援サービスについてもそれこそ名寄までの通院ということであれば1日もそれにかかるてしまうのかなと思いますが、命に関わるようなことでもありますし、ヒグマについても作物、命に関わると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 1点だけお聞きします。18ページの10款の教育費の2項の幼児センター費、10節の事業費の食材料費なのですが、これは給食の食材の値上げということだったのですが、これ個人負担の値上げにも繋がるのかどうかが1点と、今回はこの補正には載っていませんが、全体をとおして給食費の食材費及び電気料の値上げに鑑みて、基準の金額があってそれより何%値上げした場合は、運営審議会に諮るとか、そういう決めがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 元岡教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（元岡友之君） 幼児センターの食材料費の部分につきましては、基本今回は児童数、子どもたちの数が途中から入ってきた状況によって不足している部分が多くなってございますので、そこがまずメインになっております。もちろん食材料費の高騰の部分も一部あるのですけれども、多くは人数の増加による部分でございます。また基

準額の部分につきましては、基本的にはそういうものが運営審議会等という話はないかと思うのですけれども、基本給食費の部分については、現状高騰分につきましては、町の方の財源の方で見ている部分が大半でございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） やっぱりそれは根拠をつくる必要もあるのではないかと思いますよ。ただ値段が上がったから値段が出るといったら通らない話ですから、そこら辺の必要性、今日は補正だからあれですけれども、そういうのも必要だと私は思いますので、答弁があったらお聞かせください。

○議長（南 和博君） 大堀教育次長。

○教育次長（大堀裕康君） 今、ご質問のありました食材費高騰に関わる分でございます。学校給食センターも含めて、幼稚センターもそうなのですけれども食材費が高騰していて、何とか予算の範囲内、町の負担の中でやり切っております。言われるとおり給食費単価そのものを含めて上げなきゃならない時期は来ると思っておりますので、その辺基準をどうするかというのは、まだ持っていませんけれども、今後の議論の中でそういったことが必要かどうかを含めて検討していきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、質疑ございませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第46号について採決します。議案第46号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第6号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第46号は可決されました。

◎日程第13 議案第47号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計補正
(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第47号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計補正（第2号）を議題とします。これから議案第47号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） これにつきましては、先ほど国保税条例で産前・産後にかかる国保税の減額というのがあったのですが、それによってこの国保会計の予算にも影響という

か反映というものはないのかどうか確認していきたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（川端 健君） 今回の産前・産後の条例改正に伴う部分につきましては、対象者につきましては現在のところこれから何人出てくるかというところが確定しておりませんので、対象者があった場合は保険基盤安定負担金というのがありますと、そちらの方から補填されるということになります。それで3月までの実績見込みの方で今後の補正の対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第47号について採決します。議案第47号 令和5年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第47号は可決されました。

◎日程第14 議案第48号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第48号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第48号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第48号について採決します。議案第48号 令和5年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第48号は可決されました。

◎日程第15 議案第49号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第49号 令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第49号に関し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） これについては、7ページの居宅サービス給付費負担金で、1,080万円の減額ということですが、ちょっと説明、私だけかもしれませんけれども訪問看護サービスの費用が減ったのでというように、ちょっとこういった面もあるのですが、そうだとすると一般会計で補助が減りましたというのとちょっと矛盾するなと思っているのですが、もう一度この居宅サービス給付費負担金の減額について、簡単で結構ですのご説明お願いします。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） 居宅サービス給付費負担金の減額の主な要因としましては、訪問介護、ヘルパーの部分が減っておりまして、これで回数で言いますと約15,000回減っておりまして、今回のこの1,080万円の減額となっているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今の15,000回分ということで何人ぐらいの方になるかもあるのですけれども、わかりました。ちょっと1点9月にもちょっと一般質問でヘルパーさんの確保の状況をお聞きしたのですが、その辺どうなっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） ヘルパーに関しましては、年度当初3名のヘルパーで、3名体制で運営してございました。12月に入ってから新たに1名採用されておりますので、今現在4名体制でヘルパーの方を運営しているような状況でございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） すみません。細かいのですが代替ということではなくて、常勤的な勤務の方を確保できたということでしょうか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（和田政則君） パートではなくて常勤という風にお聞きしているところでございます。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。質疑がなければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第49号について採決

します。令和5年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第49号は可決されました。

◎日程第16 議案第50号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第50号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第50号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第50号について採決します。議案第50号 令和5年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第50号は可決されました。

◎日程第17 議案第51号 令和5年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第51号 令和5年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第51号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第51号について採決します。議案第51号 令和5年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第51号は可決されました。

◎日程第18 議案第52号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算

(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議案第52号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正（第2号）を議題とします。これから議案第52号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 1点だけすみません。最後の6ページなのですけれども、上から2段目に工事請負費、中央簡易水道事業配水管更新工事ということで、6年度の計画だったものを5年度の補正でということで取り進めたのですが、当然この時期ですので、繰り越していくということも理解するのですけれども、それと一般会計等でいいますと繰越明許費というような部分があって、それも含めて議決されてということなのですが、こういった企業会計の場合はそういったルールがないのかどうかお伺いします。

○議長（南 和博君） 町屋水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（町屋英雄君） 只今ご質問のありました繰越の関係ですが、まず工事の内容につきまして若干ご説明させていただきたいのですが、一応契約、入札の発注が来年の3月発注予定でございまして、工事場所が町道6線と国道40号の交差点から東側部分、あと町道北4丁目道路の東側、久の家さんから商工会館までの計2路線、440メーターの更新工事を予定してございます。繰越明許費の関係でございますが、地方公営企業法の第26条第1項で、年度内に支払い義務の生じなかったものについては、その金額を翌年度に繰り越して使用できるという規定がございます。これに基づきまして一般会計等の地方自治法における繰越明許費は適用されず、簡易水道事業者は翌事業年度の5月31日までに町長に対して繰越計算書というものを提出しまして町長は次の議会に繰越計算書を持って報告することとなっており、このような措置を講じる予定となってございます。以上です。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第52号について採決します。議案第52号 令和5年度美深町中央簡易水道事業会計補正（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第52号は可決されました。

◎日程第19 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について、閉会中の事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思いますがそのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。本定例会は、令和5年最後の議会ですので、ご挨拶を申し上げたいと思います。はじめに草野町長からご挨拶をお願いいたします。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 令和5年、最後の定例会の閉会にあたり議長より挨拶の場をいたしましたので、一言ご挨拶を申し上げます。4月の統一地方選挙におきまして、10代目の美深町長に就任し、間もなく8ヶ月になろうとしています。新体制のもと無投票という責任の重さをひしひしと感じながら議員各位をはじめ皆様の支えにより、この間懸命に職務にあたって参りました。町長の仕事は想像していた以上に大変で、道外出張もこの間8度ほどでしたが、充実した毎日を送らせていただいております。今年を振り返りますと本当に長かった新型コロナウイルス感染症の制限も5月にやっと解除となり、コロナ禍前の賑やかさを徐々に戻ってきたところで、特に今年度観光協会主催のイベントはいずれも好天に恵まれ、盛会裏に開催できたことを大変嬉しく思っております。8月に大雨被害はあったものの、人命に関わる被害はなく新人町長として危機管理の備えを新たにしたところでございます。また今年の夏は特別なのか、地球温暖化の影響なのか、いつもながらお盆が明けたら涼しくなりますが、お盆が明けてから暑さのピークを迎える30度を超える真夏日が10日以上も続き、8月23日には35度、この夏の最高気温を記録いたしました。人にも作物にも、そして家畜にも大変厳しい夏で影響与えた年だったのかなと思っております。特産のかぼちゃは、日焼けや小玉傾向になるなど一部減収となりましたが、野菜、青果物は総じて高値価格に助けられたと伺っております。一方水稻は平年並みからやや良となり異常気象といわれている中、農業者の努力もあり今年も総じて良い出来秋を迎えることができたものと思っております。私の公約として掲げました第6次美深町総合計画の着実な推進を柱に、特別養護老人ホームの移転地の決定、整備、推進支援、高校生までの医療費無償化、がんばる美深農業支援事業の継続、拡充、快適な住まいづくりと商工業振興条例の制定、まちづくり懇談会、未来トークの開催、そして本日議決いただきま

した小・中学校へのエアコンの整備の推進をはじめ、まちからの情報発信強化として公式Facebookのスタートなど取り組んできたところでございます。議会の関係で申し上げますと6月の定例会からはじまり、一般質問で17人29件のご質問をいただき、新人議員さん4人が加わり新しい雰囲気で、今までと違った視点でまちづくりについて議論することができたのではないかと思っております。町の中に目を向けてみると、つい先日ですが45年の長年に渡って町民に愛されてきましたお店の閉店のお知らせが新聞折り込みに入っていました。誠に寂しい限りではございますが、今までのご苦労に心から感謝を申し上げたいと思います。町全体としましては、後継者不足に悩まされているところでございますが、17組目の新規就農者が9月に誕生しました。本州からの移住者のご夫婦で、恩根内地区において酪農業をスタートいたしました。また今年は、ステーキのお店とスパイスカレーのお店が新規開業しました。さらに来週20日には、待望のお寿司屋さんも開店すると伺っております。担い手支援事業などが有効に使われていることと合わせ、まちの中に活気が戻ってきてることを大変嬉しく思っております。私も機会を見て、できる限り街中に繰り出し賑わいづくりに参加したいと思いますので、是非お付き合いのほどをよろしくお願ひいたします。物価高騰、少子高齢化対策、担い手、働き手不足への対応、デジタル化の進展、脱炭素社会への推進が求められる時代にあって、しっかりと町長としての使命を果たしていくかなくてはなりません。この議会が終わりますと新年度予算の編成に本格的に参ります。厳しい社会情勢の中にあっても安定した行財政運営が何よりも大切です。全てを満たすことは難しいことですが、年明け3月には新年度予算を提案して参りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。結びに議員各位、町民の皆様が穏やかな令和6年の春を迎えられるとともに、町政施行100周年を迎えた美深町の持続ある発展を願って、年末令和5年最後議会閉会にあたっての私からのご挨拶とさせていただきます。少し早いですが、皆さんどうか良いお年をお迎えください。

○議長（南 和博君） 私からも年末にあたりまして最後の議会ですので、一言ご挨拶申し上げます。令和5年を振り返りますと何といっても令和2年2月から感染拡大してきた新型コロナウイルス感染症がワクチン接種の効果もあり本年5月に5類相当となりました。これにより世の中が少しずつ元の社会活動を取り戻し、我がまちにおいても様々なイベント行事が開催されるようになり、町にも活気が戻ってきた感があります。一方でマスク着用が自由となったのか、インフルエンザ等、他の感染症が流行している状況にもあり、引き続きマスク着用の習慣の必要性を感じております。また今年を象徴する出来事としては、4月の統一地方選挙があります。これまで4期16年に渡って町政をけん引してき山口町長が勇退され、新たに草野町長が就任されました。これまで教育長はじめ総務課長、農務

課長などを経験するとともにスポーツ関係やアウトドア関係に人脈を持ち、民間感覚を持ち合わせている方ですので、町民は大いに期待しているところであります。町議会議員選挙においては、全国的に議員のなり手不足が言われる中で、新人が4人立候補する少数激戦となり見事に新人全員が当選されたことは、町の活性化そして議会への関心が高まることになっているなという風に感じております。道内の町村議会で2番目に平均年齢が若い議会になったことは、町民の期待も大いにあるという風に大きいと思っております。議員各位におかれましては、町民の負託に応える行動と活動が求められていることを忘れてはなりません。美深町の基幹産業は、農業・林業であります。農業においてはロシアによるウクライナ侵攻の影響及び円安等社会経済情勢の混迷で、本年においても資材、肥料、飼料等の高騰でかつてない経営環境の厳しい状況です。さらに今年の猛暑及び豪雨の影響もあり作物の品質低下や収量減、畜産酪農では固体の事故損耗が多くあり、物価高騰とダブルパンチといえる状況であります。ただその中でも価格高やアスパラ等霜の被害がなかった作物については、平年以上の収量また単価があり農協の本年の販売計画がほぼ達成されたことで見てとれるところでありますが、来年に向けても引き続きの高騰対策、支援を強く国・道に求めなければなりません。また令和8年度に廃止される水田活用交付金事業対策もその後の対策も含めて将来の美深町の農業ビジョンと合わせ考えていかなければなりません。林業においては、昨年のウッドショックや経済情勢の悪化と物価高で住宅着工数が激減し、非常に厳しい状況と聞いております。今後のまちのインフラ整備に関しては極力町産材の活用も検討していく必要があると思います。また新年度においては森林環境税の算定が変わると聞いております。これまで各自治体の人口割30%、林業従事者20%、私有林面積割50%が新年度において人口割25%、林業従事者20%、面積割55%となる方向性が示されたことは林業のまちとしては歓迎すべきことであります。これらを今後の林業振興にしっかりと生かしてほしいと思っております。商工業においては、若い経営者の出店が相次ぎ、新しい購買力が人流の活性化に大いに貢献しております。引き続きの事業継承支援や担い手支援条例の充実強化及び商工会からの要望にしっかりと応えなければなりません。冒頭申し上げましたが、コロナ禍の中、ふるさと会や姉妹町訪問等自粛してきておりましたが、本年はスバル本社への表敬訪問も含めて実施できたことは改めて直接関係者にお会いすることの重要性を感じたところであります。特に来年は、姉妹町添田町の皆さんのが美深町を訪問される年であります。まちを挙げて歓迎体制をつくっていきましょう。さて、本日までの定例会の中で一般質問や議案審議の中でまちの課題が議員各位から質問質疑がありました。美深振興公社の経営安定に向けた方策、美深厚生病院の重要性、特別養護老人ホームの移転建替え、町民体育館の改修等々重要課題が目白押しですが、

新しい年に向かっては草野町政も2年目に入るわけですから草野カラーをしっかり出してもらって、総合計画に基づきながらの手法やアイディア企画力でドラスティックに町政運営に取り組んでいただきたいと思います。新年度においては、機構改革も考えている発言もありました。人員不足の中で効率的に機能させるには、これまでとは違うセクションで庁舎内の機構を回すことは必要だと思います。さらに言えば長年の慣例である年功序列制も時代とともに移行するべき時代とも感じております。我々議会としてもある意味で行政運営の1つの組織として機能しなければならない時代だと思いますので、ともどもに美深町の未来に向けてのまちづくりを考えていかなければなりません。結びに今年1年まちづくりにご協力いただいた町民に心から感謝するとともに町長をはじめ理事者、職員の皆様、そして議員の皆様、1年間大変ご苦労様でした。皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして年末にあたってのご挨拶といたします。良いお年をお迎えください。大変ありがとうございました。

これで令和5年第4回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 南和博

署名議員 中瀬亮太

署名議員 名取明美